

おぼれ沈む「ドル危機」論

——ドル体制を批判をしたリュエフ説の破綻を手がかりに

米 倉 茂

「われわれが過去を吟味するのは、それが将来への序幕としての意味を持つからであり、また慰めともなるからである」(ジョージ・F・ウィル, 1979年)*

* M.Feldstein (ed.), *The American Economy in Transition*, 1980, by The National Bureau of Economic Research, 宮崎勇監訳, 『戦後アメリカ経済論—変貌と再生への途(上)』東洋経済新報社, 1985年, 134頁より。

【はじめに】

第一章 金本位制を唱えたフランス・フランの末路—リュエフ説の破綻

第1節 リュエフのドル体制批判

- (i) リュエフ説の衝撃
- (ii) トリフィン・ジレンマ論
- (iii) 「キー・カレンシー」提唱者に仕立て上げられたトリフィン—トリフィン・ジレンマならぬ竹中ジレンマの登場

第2節 リュエフ説の理論的背景

- (i) 米国資本の欧州進出に対するリュエフの警戒
- (ii) ドルの流通根拠を理解できないリュエフ説の現代的継承—ギルピンの例
- (iii) フランス人の金退蔵の強さ—自国民の信認が低いフラン
- (iv) リュエフ説の破綻—ドルの援助を仰いだフラン

第二章 リュエフを評価する権上氏のフラン・ポンド問題の解題

第1節 英仏中央銀行間の対立・協調

- (i) 1927年の中央銀行家会議に不明な権上氏—フランス中央銀行総裁モローの日記を読まない怠慢

- (ii) 英仏「金会議」に臨むイングランド銀行 総裁ノーマンに対する権上氏の的外れの批判
 - (iii) 英仏「金会議」でフランスの金融協力を拒んだノーマンの真意
 - (iv) 英仏「金会議」に臨む英国大蔵省高官リース・ロスへの無理解
- 第2節 両大戦間の国際金融分析における日本の研究者の水準の一例
- (i) 権上氏の誤りも指摘できない西村閑也氏 — 編著者としての力量
 - (ii) 研究上、ドーバー海峡を渡れなかった権上氏—読んでもない文献を典拠とした災難

第三章 1931年の英独金融恐慌におけるノーマンの活躍・挫折

第1節 英仏中央銀行間交渉におけるノーマンの役割

- (i) ドイツの信用支援におけるノーマンの戦術
- (ii) ポンド防衛に奔走するノーマン—米仏中央銀行クレジットへの態度

第2節 ポンド防衛の破綻

- (i) 正統的手段によるポンド防衛に固執するノーマン—米仏の英国政府信用に対する態度
- (ii) ポンド防衛に協力的だったフランス銀行など欧州の諸銀行
- (iii) 英国の金本位停止

【結び】

付録 両大戦間・戦後の国際金融事情に疎い日本の研究者の例
—日銀マン、浜田氏たちの翻訳の出来具合—

【金融恐慌の最中、ドイツは「ブーム」の真最中】

【為替管理とはデフレ政策なのか？】

【「国際的な制度化された支援」？ 「に」と「の」では大違い】

【誤訳の漂流 (drift) を続ける訳者たち】

【米国の銀行家は英国の何に関心を寄せる？】

【ポンド信認恐慌の最中に総選挙？】

【ポンド支持策としての対外投資動員策を知らない日銀マン—財政均衡化政策の実効性への評価に絡め】

【金本位停止の時、銀行は閉店？ 枢密院は「秘密委員会」？】

【濡れ衣を着せられた国際資本移動—インフレの元凶？】

【為替操作の狙いを知らない日銀マン】

【「情勢を管理することが不可能になる恐れ」の訳—ポンド・フロート化に対する英国通貨当局の情勢判断に関する無知】

【対米戦債を踏み倒したはずの英国が「完済」!!】

【軍事同盟に化けた3国通貨協定】

【結婚を理由に国王の退位を迫る訳者の陰謀】

【為替管理を必要とする事情に暗い訳者たち】

【英国大蔵省とイングランド銀行の対立点がわからない訳者たち】

【英国の対外債務を対外準備にすりかえる鍊金術師】

【ポンドの交換性回復が含意するものに不明な日銀マン】

【英国の対外債務が対外準備に化学変化!!】

【米国の借款を消尽した後にポンドの交換性を回復させた英国!!】

【はじめに】

21世紀に入っても「ドル危機」論は盛んだ。米国のいわゆる双子の赤字に絡めた「ドル危機」論である。しかし、このような「危機」論、冷静にみると論拠が疑わしい。米国の「国際収支赤字」を根拠とした「ドル危機」論、実は40年以上も前から唱えられ、中身は変わらないまま、衣装の着せ替えをくり返し、今日も存命中だ。さすがに、ここまでくると、「ドル危機」論、黴の生えた万年危機論であることに気づく時期だ。もちろん、これは巷の「ドル危機」論者には禁句である。とはいえ、こういう論者もそろそろ、「ドル危機」論の呪縛を断ち切る時期でもある。*

本稿に紹介するリュエフ説も有力な「ドル危機」論の一つである。この説、特に1960年代、日本では、ドル危機の時、多く引き合いに出されたが、レトリック上、非常に扇動的な割に、内容上、問題の多いこと、従来、あまり指摘されていない。本稿では、この説が理論上でも実践上でも破綻していたことを明らかにする。また、英米の研究者は実質的に無視しているにもかかわらず、リュエフに依りかかる日本の研究者の問題点も紹介している。今日の日本の国際金融研究の水準向上を抑える重しになっていることを明らかにするためである。なお、付録を添付し、日本の研究者が国際金融事情に非常に暗い例も明示しておく。

* 巷の「ドル危機」論に見直しを迫る著書が登場した。金井雄一氏の『ポンドの苦闘—金本位制は何だったのか』（名古屋大学出版会、2004年2月）である。21世紀の開始を飾るにふさわしい良書である。今回の拙稿の脱稿と重なる時であり、いよいよ基軸通貨論の実りある議論も熟をおびてくると期待される。

第一章 金本位制を唱えたフランス・フランの末路—リュエフ説の破綻

第1節 リュエフのドル体制批判

(i) リュエフ説の衝撃

周知のとおり、1960年代、ドル危機論は盛んであった。特に、ドルの金交換性に不安を焼き付けたのは、1965年2月4日、ド・ゴール将軍 (de Gaulle) の鳴り物入りの記者会見である。米国の金準備と対外ドル債務の均衡関係が崩れているのに、ドルを過剰に発行しているという。西欧6カ国合計の金準備は米国のそれと並び、この6カ国が一斉に手持ちのドルを金兌換すると米国の金準備を上回る。ドルに国際的優位を与える条件はなくなる。

このド・ゴール声明の理論的支えとなっていたのが、リュエフ (J.Rueff) のドル体制批判である。「アメリカはなんの苦もなく外国から借金することができる立場におかれているということになる。現に、アメリカは、外国からの借金を全額、金で返済すべきところを、少なくとも一部は自国だけが発行権を持つドルで返済しているありさまである」⁽¹⁾。

金本位制時代の「昔であれば当然、国際収支の赤字は全額、金で支払わなければならない、したがって赤字国はときにきわめて厳しい不均衡是正策を講じなければならないわけであるが、現在、アメリカは赤字決済に必要な金の手持ちがないという理由で、毎年、国際収支の赤字を続けていることなどは特に見落とすことのできない現象である」⁽²⁾。

たしかにド・ゴール＝リュエフのキャンペーンは大きな効果をあげた。1965年2月、ド・ゴールが金本位制を唱えた時、フランスは金準備を37億ドル、ドル準備を13億ドル、保有していた。このキャンペーンを始めたフランスは、既存の対外債務の支払とフランス銀行が外国為替市場の操作に最低必要なドル準備を6億ドルを確保した以外は、1965年と1966年の最初の9ヶ月にドル準備のかなりの部分を金へ交換した。これと同時にフランスは経常収支黒字の全部を金に換えていた。この金の大半は米国からのものであった。米国は1965年だけでも16億ドルを失った。フランスは金プールのメンバーであり、プールから自国のシェアに相当する分を購入することはあっても、ロンドン

金市場から金は購入していなかった。

しかし、フランスの金政策の変化により、ロンドンでは大量の民間金需要が生じ、金プールから金が引き渡される結果となった。1966年9月、フランスは国際収支が赤字になったので金攻勢を中止したが、この時、フランスは金準備が53億ドルであり、戦前のピークに戻っていた。非共産主義圏の8分の1のシェアであった。フランスはこの金積み上げを印象づけるため、イングランド銀行とニューヨーク連銀にあったフランスの金の大半を送り返させていた。1960-64年の毎年、英国からフランスへの金輸出は年当り200万オンス、300万オンスであったが、1965年には4300万オンスを超えた。これはその年の自由世界の金生産に等しい。また、少なくとも100トンのロシアの金がロンドンに送られるはずであったが、アエロフロート機で直接、パリへ送られた。これと同等の金がイングランド銀行におけるフランス銀行保有の分から控除された。ロンドンやチューリッヒではフランスが直接にロシアから金を買っていると憶測する向きもあったが、実際にはロンドンから同等の金を運ぶ手間とコストを省くため、ロシアの金をロンドンでなく、パリへ向かわせたのであった。

フランスは1966年の秋を通し、米国へ小休止を与えていたが、1967年、ド・ゴールの金攻勢が再開された。1967年1月、フランス蔵相 (M. Dobre) はフランスは大量の金に支えられた非常に安定した通貨であると宣言し、金価格の引き上げも示唆した。また、国際流動性の過剰供給を批判し、流動性供給は金に支えられなくてはならないと主張した。1月の終わりには金を自由に輸出入させると発表した。1948年以来、フランスの自由金市場は国内市場にすぎなかったが、この処置により、フランスは一夜にしてスイス、西ドイツ、ベルギー、カナダと同等の国際市場になった。従来のパリの市場は比較的小規模であり、民間の投資家へ金貨や1キロ金条を取り扱っていたが、以降は世界中からあらゆる形の金を取り扱う経路となった⁽⁹⁾。

(ii) トリフィン・ジレンマ論

リュエフ的なドル批判がいつそう、注目を集めていたのにはそれなりの根拠があった。米国の国際収支赤字の増加という背景があり、ドルを基軸通貨

とする体制の弱点については、すでに1960年、トリフィン (R.Triffin) が指摘していた。有名なトリフィン・ジレンマである。

このトリフィン・ジレンマは余りにも有名であるが、以下のとおり、要約しておく。すなわち、各国の対外準備となるべき国際流動性は、金と米国の国際収支赤字を通じたドル散布によって供給されなくてはならないが、金の供給は世界的に不足しており、したがって、ブレトン・ウッズ体制では、各国は国際流動性の供給をドルに頼るしかない。となると米国は国際収支上、赤字が増加するが、それは米国という基軸通貨国のドル対外短期債務を累積させる。しかし、米国の国際収支赤字の累積により各国の国際準備の中にあるドル債権が膨張し米国の金準備を凌駕すると、ドルは1オンス=35ドルの対外的な金交換性を維持できなくなる。ここに、ドルの金交換停止、切り下げという潜在的危険性が現実化する。国際流動性の供給を円滑にしようとするれば、ドルの金交換性が危うくなる。これをジレンマというわけだ。

(iii) 「キー・カレンシー」提唱者に仕立て上げられたトリフィン
ートリフィン・ジレンマならぬ竹中ジレンマの登場

ところで、このトリフィンの説に関し、驚くべき理解に陥っているのが竹中平蔵氏である。後の節で詳論するとおり、日本の国際金融研究者の水準を推し量る一つの好例を、竹中氏も示してくれる。本題にはすぐに戻ることとし、ここではトリフィンが大きな誤解を被っている例をあげておく。

この竹中氏、2004年現在、日本政府における経済、金融財政担当の大臣である。この人の国際通貨論に関する理解のほどを示す材料を提示する。

氏によると、「基軸通貨」については、「エール大学のトリフィン教授が言い出した」(佐藤雅彦・竹中平蔵『経済ってそういうことだったのか会議』日本経済新聞社、2000年、19頁、169頁)となっている。実に驚きである。トリフィンがむっとするだろう。

それもそのはずである。このトリフィン、「基軸通貨」批判の先頭に立っていた学者なのである。「エール大学のトリフィン教授が言い出した」のは、一国の通貨ドルが基軸通貨になることに反対したことである。竹中氏とは全く正反対の主張なのだ。

竹中氏、この著書の二箇所、そのように主張しているから、勘違いではなく、本当に信じ込んでいるようだ。驚くべき誤解は竹中氏の場合、永続するようである。この本の文庫本（2004年、4月現在、25刷。2004年4月7日、出版元の日本経済新聞社より、訂正を認める連絡あり。なお、誤りを指摘したのは2月10日のこと）においても、この説が繰り返されている。国際金融の分野に関しては、生半可な知識で、実際とは反対のことを平気で記述する学者が多いようであり、竹中氏もこの世界に殿堂入りしたということだろう。

トリフィン、むしろIMFを世界の中央銀行としてドル・金に代わる超国家的な国際通貨を創設するよう唱えている⁽⁴⁾。この案、実はブレトン・ウッズ会議における、かのケインズ案（バンコール）に非常に似ている。

この会議に関し、イングランド銀行はケインズの賛成する案からはなれ、漸進的をやってみて様子を見るという手順でことを進めようとしていた。これは、‘key currency approach’といわれており、ホワイト案やケインズ案の代替として構想されていた⁽⁵⁾。しかも、このアプローチは、英国より先に米国が提唱している。

このキー・カレンシー・アプローチは1936年の3国通貨協定における英米仏の三国為替安定基金による相互協力を発展させたものであり、米国側のこの主要な提唱者はJ.H.Williams教授である（1936-47年、ニューヨーク連銀の副総裁）。この案は1941年に提唱されている⁽⁶⁾。

実際にはこれよりもずっと以前に提唱されており、キンデルバーガーによると、キー・カレンシー（基軸通貨）の用語が使われるようになるのは、1933年の世界経済会議に向けた国際連盟世界経済会議準備委員会（1932年）の米国代表からである。この米国代表の二人にウィリアムズ教授が属している⁽⁷⁾。

島崎久彌氏を借りてウィリアムズ説の紹介すれば、キー・カレンシー・アプローチの場合、基軸通貨は経常勘定における交換性、購買力の安定性、国際的受領性、金融の便宜が盛り込まれており、主要国間の通貨協定を骨子としており、取引通貨、契約通貨、資産通貨の機能を兼ね、時には貿易地域の中核的な準備通貨が含意されていた⁽⁸⁾。

トリフィン、竹中氏の解題とはまったく逆に、基軸通貨の危険性を指摘している。基軸通貨を提唱したのでなく、これを別のものに代替させようと

提案している。それが、すでに紹介した有名なトリフィン・ジレンマ論と対をなして提起されたのである。

要するに、トリフィンは、ドルを基軸通貨とする金為替本位制に反対する反キー・カレンシー論者である。

その反キー・カレンシー論を簡単に紹介しておくと、

「実際、特定国通貨を国際準備として使用するの、国際通貨制度の「自動不安定装置」(ビルト・イン・デスタビライザー)となるばかりである」⁽⁹⁾という。

すなわち、「特定国通貨を国際準備として使用するという全く非合理的な現状」⁽¹⁰⁾を批判している。当時の国際通貨制度の根本的な欠点とその将来の安定性の不安について警鐘を鳴らす。「国際通貨流動性の増加が、主として、明らかに不十分な新産金の供給と、基軸通貨国の短期債務の明らかに危険な、むやみの膨張にかかっていることである」⁽¹¹⁾。米国の国際収支赤字の累積により各国の国際準備の中にあるドル債権が膨張し、これが米国の金準備を凌駕すると、ドルの金交換停止、切り下げにつながる潜在的危険性を指摘している。

この提案は明快である。ドルなどの国民通貨を国際準備として使用するの馬鹿げているというのである。「これに対するもっとも筋のとった解決策は全加盟国の通貨準備のうち、特定国通貨形態による準備部分をIMFに対する預託金残高におきかえてしまうことである」⁽¹²⁾。基軸通貨の特権を否定的にみているわけだ。

したがって、竹中氏がトリフィンがキー・カレンシー(基軸通貨)を言い出したというのは、「特定国通貨を国際準備として使用するという全く非合理的な現状」を批判したトリフィンの主張に反する。トリフィンは国際通貨の米国ドルに代わる一種の超国家通貨を唱え、それをIMFが創設すべきと主張していた。

キー・カレンシー論者はIMFの設立そのものにも反対していた。すなわち、第二次大戦中、ニューヨーク連銀総裁スプロウル(A.Sproul)とウィリアムズ教授は、戦時中、IMF創設に強く反対し、ブレトン・ウッズ会議への出席を拒否していた。この経過は、クームズ(C.A.Coombs)によると、「ニュー

ヨーク連銀としては、国際決済における金の役割を高めることには賛成したが、IMFが意図するような全世界的アプローチよりも、ドル、ポンド、フラン、その他の主要通貨、いわゆる基軸通貨の為替レートを特別に扱うことによって、非公式で安定を図る方がよいと提案していたのである⁽¹²⁾。クームズは1959-75年までニューヨーク連銀の外国為替担当副総裁の地位にあり、50年代半ばまでは同連銀の副総裁を務めていたハーバード大学のウィリアムズ教授のもと、国際金融取引について理解を深めていた。そして同教授に倣い、日独、米の通貨が基軸通貨の役割を果たす複数基軸通貨制度の創設の可能性を探っていた⁽¹³⁾。これをみても明らかなおり、キー・カレンシー論はトリフィン案と対極に位置する。

トリフィン案は国際通貨の米国ドルに代わる一種の超国家通貨を唱え、IMFの監視のもとに外国為替準備を国際化し、世界経済の適性流動性需要を満たす権限をIMFに与えるよう主張している。この点では、すでに示唆したとおり、トリフィンの提案は1943年のケインズ提案に近似している⁽¹⁴⁾。

トリフィン案は1969年に創設されたSDRにもつながる。IMFという超国家機関が発行する貨幣が金の代替物やドルの代替物として受領されることは、キー・カレンシー論者であるクームズにとっては信じがたかった⁽¹⁵⁾。

こうしてみると、竹中氏の学者としての力量の程度、著書のタイトルを借りれば、「そういうことだったのか」ということか？

竹中氏はトリフィンの一体なにをを読んで自説を出してきたのであろう？読んでないだろう。読んでいて、上のような主張をしたとしたら、基本的な読書能力が問われることになる。読んだのか、読んでないのか、読んだとしても理解できないのか、まさにそれが問題だ。このハムレット的境地、トリフィン・ジレンマに倣い、竹中ジレンマと形容すると話が通じやすいだろう。

なお、トリフィンの基軸通貨に代わる一種の超国家通貨の提案の内容については、国際金融のことを実際には理解しているとは思えない田所昌幸氏の著書⁽¹⁶⁾でも整理されている。竹中氏はこういう常識的整理も知らないようだ。

こうしてみると、竹中氏がトリフィンを最初のキー・カレンシー論者と誤

認したのは、単なる勘違いというミスですまされない。実は物事を論理的に考える能力が備わっているのかどうかという問題である。

氏にはトリフィンが一体、何を主張していたのか、理解できていない。基軸通貨（キー・カレンシー）の廃棄を唱えている人物が基軸通貨（キー・カレンシー）の提唱者であるはずがない。実に簡単な論理的矛盾である。このような安易を解説して恥じることのない人物が政治の世界でいかなる力を発揮するのであろうか？ 学者、政治家としての能力の使い分け、うまくできるのだろうか？ これも、トリフィン・ジレンマならぬ、竹中ジレンマといったところだろう。

第2節 リュエフ説の理論的背景

(i) 米国資本の欧州進出に対するリュエフの警戒

ここで本題に戻ることとし、トリフィン・ジレンマでも問題となった米国の国際収支の赤字（ここでは資本流出にかぎる）に関するリュエフの批判をみてみよう。

リュエフには、1950年代末以降に活発となった米国の資本流出の使い道が、お気に召さないようである。これが米国による欧州企業の乗っ取りに利用されているというのだ。

米国は対外投資が活発であり、この対外投資は米国の国際収支赤字の要因のはずであるが、「その結果は、一部の国で企業の乗っ取りが続出するという現象を招いているといっている」⁽¹⁷⁾。リュエフは、米国の多国籍企業による欧州企業の買収に危機感を抱いているようであり、その買収の原資が「苦もなく借金をすることのできる立場」を利用して供給されていると、批判している。

このリュエフの主張が正しいとすれば、「ドル体制」において米国は「法外な特権」を得ていることになる。米国は国際収支の赤字を無制限にドルで決済できるという。キツネが煙にまいて木の葉をお札に変身させるような話みたいだが、この主張、実は経済学的には根拠がない、きわめて政治色の強いものである。

かつて1980年代前半、連邦準備制度議長を務めたボルカー（P.Volker）の

推察によると、ド・ゴールは、米国の企業が不当に低い米国の金利を利用して欧州に大量の投資を行い企業支配をねらっていると判断した⁽¹⁸⁾。米国が印刷したドルという紙切れがフランス企業や資産を買収するのに我慢がならないという。

ドゴール、リュエフのドル批判が出る背景には、当時の米国企業による欧州への資本進出があった。西欧諸国の為替の自由化も進展し、EEC 結成の動きが強まる中、米国の民間の対欧直接投資が増加していた。直接投資による資本流出は1950年代中頃以降、強い上昇傾向にあった。特に世界的投資ブームに応じ、1956-57年に、また、海外で自動車産業の投資の目立った1965-66年に急増していた⁽¹⁹⁾。

米国多国籍企業が欧州投資を増加させていた。英国への投資も増加させていたが、同じ欧州といっても、EEC がさらに魅力の高い地域であった。1960年から1970年までに米国の対EEC・英国への投資に占める英国の比率は60%から40%へと急落し、1976年までにその比率は32%へと落ちているが、その後、英国投資の相対的魅力は増加している⁽²⁰⁾。

また、米国の多国籍企業の海外展開も急速に進展していた。1966年の米国の工業製品輸出総額の76%強が直接投資企業（製造業176社）の輸出であり、3分の1が海外子会社（製造業）への輸出であった。また、70年には米国の海外投資の産出高は輸出総額の5倍にも及んでいた⁽²¹⁾。

米国の製造業の海外進出に並行して金融もすでに1960年代に急速に国際化していた。米国通貨当局のドル流出規制を回避すべくユーロ・ダラー市場が急成長していた。また、ドルは60年代、過大評価されていたので、米国の企業にとって海外市場は有利な投資先であった。その10年間の後半に、米国の海外直接投資は急増し、1970年で760億ドルであった（米国への海外直接投資は130億ドルにすぎない）。1970年代前半のドル切り下げでこの直接投資のパターンに変化が生じた。1970年から1978年末の間に対米直接投資は410億ドルに上り（207%増）、その一方、米国の対外直接投資は1680億ドルとなった（113%増）。海外進出した企業に便宜をはかるため、米国の主要銀行も海外進出し、海外子会社を設立している。たとえば、2003年現在、利益規模で全米第二位を誇るバンク・オブ・アメリカの場合、海外資産は1965年から1970年

の間に倍以上増加の80億ドルとなった。1975年までに海外活動から得られた所得もバンカメ・コーポレーションの利益の55%に達した（それ以降、海外所得の比率は相対的に低下）⁽²²⁾。

このような事情が、欧州側には、一面で脅威として映り、「アメリカの挑戦」として喧伝される。1960年代に欧州へ進出した米国企業が欧州の企業を乗っ取るという不安が西欧諸国側にあった⁽²³⁾。

ド・ゴール＝リュエフのドル批判は、米国企業の欧州進出の脈絡で理解されるべきだろう。

このように巨額な資本流出が一つの要因となり、当時、ドル切り下げ圧力（これを当時、“ドル危機”と称す）が強まっていたのである。

しかし、米国の民間企業からすれば、これは当然の経済行為にすぎない。ドルが過大評価されるとみなされれば、ドルが切り下げられないうちに海外投資しておいたほうが得と判断するだろう。民間資本の流出が加速されるわけである。資本流出は民間にとどまらない。米国政府の対外支出も増加していた。1960年初めより69年末までに米国政府自身による外国への借款と贈与の総額は350億ドル（予定および未予定の返済を差し引く）、海外軍事支出も350億ドルに達したが、兵器売却で90億ドルが一部相殺された。かくて、政府援助の総額は610億ドルに上る。借款、贈与および軍事支出はベトナム戦争の激化とともに増大した。これによるドル流出を減少させようと連邦政府は努力したが、引き続き大幅な額となった。紐付き援助でドルへの負担をなくそうとしたが、米国の物価は諸外国よりも高く、海外援助の米国政府の負担は増大した⁽²⁴⁾。

ここで問題となるのは、外国企業を買収するのに用いられるドルの特質である。素朴な疑問から始めよう。

はたして、外国企業を買収するのに米国はドルを乱発するのであろうか？乱発するとすれば一体誰だろう。乱発されるとしたら、ドルは国内で不信視され、流通できなくなる。国内で駄目なら海外で通用するだろうか？

実は、このような素朴な疑問も提示できないのが今日の国際金融研究家をみなされる人たちの大半である。

実際のところ、件のドルとは、米国の企業が国内で無条件に購買力のある

通貨をフランス企業の買取のために支払っただけのこと。米国の企業はこのドルは営業収益、資金調達を通じて得たものである。もちろん、銀行から借りたり、資本市場から調達したものもあるだろう。借りて得たものなら返済すべきものである。返済できなかつたら、借りたドル資金で買取していた欧州企業を処分してドルを調達し、返済に充てるだけのことである。それとも、返済の必要もなく、米国の買取企業のために、連邦政府なり、連邦準備制度がドルを発行するとでもいうのだろうか？

このような大胆極まる主張を正面きって行う人は少ないだろう。ただ、21世紀初頭の米国の経常収支赤字の「ファイナンス」に関し、実質、このように主張していることに自覚がないのが今日の「ドル危機」論者の大半であるが。

ドルを受け取ったフランス企業にとって、このドルは国内、国外、いずれにおいても無条件に使用できる。ドルを受け取った者が非居住者であるという理由からドルの使用を制限されるわけでない。通用するから、フランス側もドルを受け取り、対価として企業を売るわけである。米国の居住者、非居住者にかかわらず、ドルは国際的に流通する。この点、第二次戦時中、そして戦後過渡期のポンド残高とは意味が違う。その時期のポンド、非居住者勘定では通用（対外交換性）が大きく制限されていた。

件のドルは金本位制の時期と異なり、国内では兌換されず、対外的には外国の通貨当局に1オンス=35ドルで金交換される。民間勘定では国内、国外、兌換されない。これに対し、リュエフが国内で使うフランは国内はおろか、対外的にも金兌換はない。当然のことながら、対外的金兌換がないから、フランはドルよりも交換性が劣る。

そもそも戦後の国際通貨体制においてドルの圧倒的な地位を占めていたこと、もう一度、確認しておくべきだ。戦後、自国通貨の対外交換性を有していた主要通貨はドルだけである。基軸通貨ドルに劣後する第二の基軸通貨ポンドは交換性が大きく制限されていた。1947年の夏に交換性を回復するが、その夏に交換性はストップする。フランはそのポンドよりさらに対外交換性が低い。西欧諸国が通貨交換性を回復するのは、1958年末のこと。それも非居住者向けの経常収支勘定における交換性に限定されていた。西欧諸国が居

住者、非居住者を問わず經常収支勘定における対外取引を制限しない8条国に移ったのは、ようやく1961年2月のことである。それまでドル不足に悩んでいたのがフランスなのである。しかも、交換性を回復したといっても、ドルと違い、金兌換はできない。だからこそ、後にふれるとおり、フラン国民の金退蔵意欲は根強い。フランはドルに圧倒的に劣るわけである。そのフランを自国通貨とするリュエフがドルを批判する。まともに考えれば、この批判、どこかおかしい。

ここで少し、話がそれる。ドルの金兌換の対象に関する誤解を紹介する。石見徹氏の場合、米国の連邦準備銀行制度の金準備率が金兌換の準備率と混同されている。

一般に、預金総額に対する金準備額の比率が金準備率と呼ばれることが多いが、氏の場合、外国通貨当局が持つドル資産を預金総額にたとえ、これに対する支払準備（金準備）が不足することを、国際的ドル不安（ドルの対外金兌換の能力への不安）の材料としているようである。すなわち、「より正確に言うと、支払準備率が持続的に低下していったので、預金を現金で払い戻すことに「信認」が揺らいだ状態にあったということになる」⁽²⁵⁾。ここでの「現金」とは金のことをさすようである。

しかし、実際の米国の金準備率と対外的金兌換の話は直接には何の関係もない。たしかに、金本位制の時代、連邦準備券に対し40%の金準備を、市中銀行の連邦預金に対し35%の金準備を持つことが必要であった。この金準備規定は1930年代のニューディール時代、なんの変更もない。変化したのは、金兌換が外国の民間人には制限されたことであり、比率が引き下げられたことに過ぎない。連邦準備券については25%へ、連邦預金については、25%へ引き下げられており、両者が25%になったことをもって4分の1準備法と呼ばれることもある。1965年には、ドル防衛策を主たる理由として、市中銀行の連邦準備預金については金保有義務が廃止された。米国の金準備率は連邦準備銀行券に対して必要金準備率を保持していくものであった。したがって、金準備率は国内通貨に対する比率であって、外国の通貨当局の保有するドル残高に対する比率ではない。

外国通貨当局に対する比率はドル危機の勃発以前のとうの昔に低くなって

いる。1914年から70年までの間に米国の金ストックは約20億ドル(1オンス＝35ドルとする)から111億ドルへ増大した(米国の貨幣用金、為替安定基金にある金を除き、すべて財務省が保有)。一方、連邦準備の銀行券と預金の債務総計に対する金および金証券の準備比率は約88%から13%へと低下した。この結果、1968年3月18日に対連邦準備券に対する金および金証券の必要準備は廃止された。この要件のあるかぎり、準備率を越える金(「自由金」, free gold)が米国の金兌換に動員可能な額として注目されざるを得ないが、この自由金が急減していたのである。準備要件を停止したのは、外国の通貨当局による金兌換請求に応じるよう、輸出のために金を解放するためであった⁽²⁶⁾。

以上、金準備率という場合、連邦準備券に対する金準備の比率であって、外国通貨当局保有のドルに対する比率とは何ら関係ない。実際のところ、同じドルといっても、米国国内の人はいうまでもなく、国外の民間人は金兌換できない。外国通貨当局保有のドルだけが金兌換の対象である。

岩見氏のいう、「支払準備率」とは、実際のところ、連銀の金準備率とはまったく関係ない。現実的にいえば、対外短期債務(外国勘定のドル預金)に対する金準備の比率のことだろう。たしかに、この比率が低下することがドル不信につながる。米国の国際収支赤字から生じた短期資金は1971年末までに640億ドルを上回った。通貨の交換性が回復されるようになる1958年末、それは170億ドルに過ぎなかった。この結果、米国の金ストックの対外短期債務比が120%から16%へと低下したのである⁽²⁷⁾。

しかし、この短期債務自身に対し、米国通貨当局が支払責任を負うことはない。責任を負うのは、対外短期債務のうち、外国通貨当局が保有するドル資金に対して金交換に応じること、その点のみである。外国勘定における公的ドル残高に対し、金交換に応じるのであり、外国勘定における民間保有のドル残高に応じることはない。

したがって対外短期ドル債務に対する米国の金保有高の比率を「支払準備率」というのは無意味である。もちろん、外国通貨当局が保有する短期ドル債権に対する米国の金ストックの比率は外国の民間ドル資金が通貨当局へ売られる過程において段々と下がってくるが、それが全部売られないかぎり、官民総合した対外短期債務比率よりは高くなるはずである。

(ii) ドルの流通根拠を理解できないリュエフ説の現代的継承
—ギルピンの例

国際的交換性において自国通貨フランが圧倒的に劣るのに、ドルを痛烈に批判するド・ゴール声明は極めて政治色の強い、反米意識の反映として理解できる。このような感情的な主張が出る背景には、国際的政治状況において大国に囲まれ大国に挑戦するフランスの伝統がある。米ソの大国に対し自国民を鼓舞する効果を期待するのである。フランス国歌のラ・マルセイエーズの歌詞は「血塗られた歌詞」であり、「血みどろの拜外主義的行進歌」という。この国民的精神構造は「フランスの行く手に立ちはだかる大国」への対抗精神をしばしばむき出しにすることになり、それが「冷戦時代のソ連」、そして「ド・ゴール時代のアメリカ」へと向けられるという⁽²⁸⁾。この脈絡でド・ゴールの金戦術を理解すべきであろう。

このド・ゴール声明は国際金融の諸文献で研究でよく引用されているようであるが、レトリックとしてはセンセショナルな割にその中身は空ろなことことに気づいている研究者がいるだろうか？

このド・ゴール声明の理論的支えとなったのが、すでに紹介したリュエフのドル金為替本位制批判であった。これによると、ドル金為替本位制は公的に金交換性のある一国の通貨ドル（金1オンス＝35ドル）が本位となる通貨制度であり、そこでは、「思いのままに自国通貨を発行し得る基軸通貨国の国際収支の赤字累積は避け難く、国際収支の自動調整作用が働く金本位制を採用しないかぎり、世界の通貨制度の安定はあり得ない」⁽²⁹⁾。

この制度により、「アメリカは事実上、対外債務を決済しないですむようになりました。これによりアメリカは自国の資力を顧みることなく自由に外国へ借款や贈与を行うことができるようになり、外国から物資を買い付けることも思いのままになったわけで、現にアメリカはこの通貨制度をフルに利用してきた」⁽³⁰⁾。

米国はドルの特権を駆使しながら、任意に外国から借金を積み重ねることができるというわけだ。この議論、どこかで聞いた話である。すなわち、21世紀初頭にも盛んに喧伝されている「米国の経常収支赤字の累積＝ドル危機」論である。すると、米国は経常収支赤字が定着した1980年代前半以降ばかり

でなく、すでに、経常収支がかなりの黒字であった1960年代前半にも外国から借金を重ねている国ということになる。40年間以上も外国から借金し続けている国が世界最大の政治経済大国の米国というわけだ。ここまでくると、そろそろ、「ドル危機」論の胡散臭さに気づくべきだろう。

今回は、現在でも巷に流布されている「ドル危機」論を全面的に切開する余裕はない。稿を改めて論じることにするが、とりあえず、その一つを取り上げ、その奇怪極まる主張の問題点を紹介してみる。ギルピン(R.Gilpin)の説である。

ここで、ギルピンの説をみることにするが、その前に、経常収支の赤字化そのものを否定的にみなす見解は通貨当局者の中にも多いということを確認しておこう。たとえば、日本銀行前総裁の速見氏は、第2次石油危機のころ、日本が経常収支赤字に陥った時、OECDの主張、すなわち、「日本は経常収支は赤字でも、資本流入国だから経常収支は赤字であってもよいはずだ」という主張をとうてい受け入れようとしなかった。「経常収支の赤字を、放置しているような国には、資本は決して流入しないものなのである」⁽³¹⁾という。

しかし、通貨当局者として知っておくべきは、基軸通貨国が経常収支赤字基調となっても、それ自体、問題とならないのは、1930年代の基軸通貨ポンドの歴史をみれば明らかかなはずである。この点、OECDの方が速見氏よりも国際金融に関する理解がはるかに深い。

速見前日銀総裁の予言が的中するのはまだまだ、遠い先のことのようにである。予想が的中しないまま20年以上も経過している現在である。速見氏がこの点をどう考えているか、これ以上、ここでは深入りしない。本題のギルピンに戻る。

米国の場合、1980年代はじめ以来、1991年を除き、現在に至るまで経常収支は赤字であり、その額は増え続けている。この点、ギルピンは、フェルドスタイン(M.Feldstein)の説を紹介している。これによると、米国が経常収支赤字が1980年代に累積する結果、国際収支表上では対外債務が累積し、この債務返済のために米国は何年間も1000億ドルの貿易黒字を出さなくてはならない⁽³²⁾。

しかし、現実にはフェルドスタインの懸念をよそに、米国は21世紀になって

も対外債務を累積し続けている。

そこで、ギルピンはこの状況をドルの特権から説明しようと思いつく。特権があるとすれば、フェルドスタインは何も不安がる必要もないはずであるが、それはともかくも、ギルピンによると、歴代米国大統領は覇権国の地位を利用してドルを過剰発行したり、外国から過剰借入して覇権と経済的發展を確保しようとしている。

たとえば、1960年代のジョンソン政権はベトナム戦争の時、ドルの印刷、過剰流動性を供給して覇権へのチャレンジに対応したし、ニクソン政権も同様のことを行ったという。経済の刺激と大統領再選の確保のためである。この結果、高インフレを呼び、ブレトン・ウッズ体制は最終的に破壊されたし、1980年代のレーガン政権は対外借入（ことに日本の金融的援助?!）で軍事支出を増加させ、驚異的な経済回復も達成した。米国は借金でファイナンスされた覇権と経済的反映が永遠に続くと、サプライサイド経済学の信心者は考えていた。ドルはその国際通貨の役割により、巨額の貿易赤字をグローバルな地位を将来を担保にしてファイナンスしている。しかし、いつの日にか、債権国は米国へ返済を請求する。債権国が米国の最終的支払能力を信頼するかぎり、問題は生じないが、財政赤字や過大な輸入・対外債務をファイナンスする気がなくなると米国は苦しい選択を迫られる。輸出の黒字化、債務返済のためにドルの大幅な切り下げ、財政赤字ファイナンスのために金利引き上げが必要になるからであるという⁽³³⁾。

ここでは、ギルピンは「米国の最終的支払能力」が米国経済のGDP成長率の高さ、あるいは米国企業の収益力にあることは理解していない。貿易の黒字で対外債務を返済するという、いわゆる累積債務諸国の「最終的支払能力」にあると理解しているようだ。ドルの過剰印刷で対外赤字をファイナンスしていたという。これ自体、驚くべき主張だ。

そもそも外国だけに過剰印刷して、国内的にはそうでないという通貨が存在するだろうか？米国のドルは国内、国外で無制限に通用している。国内、国外でドルに区別はないはずである。逆にいえば、ドルが国外向けに過剰発行されているとすれば、国内でも過剰発行されることになる。では、現在のインフレの世界的沈静はどう説明するのか？ それこそグローバル経済論の

専門家が説明すべきことのはずだ。

こうしてみると、ギルピンにも示される「ドル危機」論とは、実際にはまともに議論する代物ではないことが判明する。ギルピンが米国の「借金経済」の問題点を指摘した著作は1987年のものである。しかし、「借金経済」は21世紀に入っても続いている。双子の一つの財政赤字は一時、なくなったが、経常収支赤字は膨張している。

ギルピン説によるならば、債権者は20年間以上も借金返済を請求していないことになるが、ではなぜ、返済要求しないのか、説明がない。米国の政治的地位とか、特権なる言葉でお茶をにごしているだけである。実際には米国の企業は内外で多額の負債を抱えているものの、その元利返済を実は絶えずくり返しており、借金返済の要求で窮地に陥った話、聞いたことない。多額の負債を大きく上回る資産、高い収益性があるはずだが、ギルピンは自国の企業の実力を理解していないようだ。これがグローバル経済論をリードしているとみなされる研究者の主張である。

こういう驚くべき主張が日本の国際政治学者に肯定的に広く人口に膾炙されている。彼は、2001年の著作でも、同様な主張を繰り返す。「米国は永遠に借金をすることはできない。米国が大きな国際的債務の利子を払い最終的に返済するには、国際収支の黒字が必要とされるであろうし、それは米国経済へ負担を課すだろう。必然的に生活水準の成長はより遅くなるだろう」⁽³⁴⁾。こうなると、米国に対する債権者は20年以上も貸して、返済請求をしていないことになる。もし本当なら、外国の債権者、投資家は、不安で夜もおちおち眠れないだろう。

ギルピンは米国の対外純債務が1兆ドルに膨れ上がった時点をもってドルの国際信認の低下としていた。ところが、現実には2001年以降、対外純債務は2兆ドルを超えている。倍増というすさまじい増加であり、にもかかわらず、ドルの国際的信認が揺るぎ国際通貨体制を震撼させたという報道は聞かれない（オオカミ少年はどこにもいるようであり、ドル不安の報道は日常茶飯事であるが）。

「借金」を20年以上も返済要求しない国の企業が株式の時価総額で世界を圧倒していることは、彼の説明の範囲外である。米国の企業は世界経済を主導

し、グローバリズムを推している主体のほうであるが、そして、米国企業の海外活動を材料にしてグローバリズムを研究しているのがギルピンであるが、あるいは、グローバル化の一つの指標が米国企業価値の絶大さ（時価総額）にあるはずであるが、そういう重要な点がギルピンの考察外なのだ。

結局、ギルピン説の淵源の一つをたどるとすると、リュエフに行き着く。では、リュエフ説がどこから来たのか、それは本題でないので、論じないが、それはともかくも、リュエフ説が継承されたとしても非常におかしな「ドル危機」論にしかならないこと、以上のギルピン説でも確認できることだろう。

ここで再び、リュエフに戻ることにする。リュエフによると、ドル金為替本位制の「カラクリ」とは、「国際的に威信のある通貨を発行する国は苦もなく国際収支の赤字を出すことができるというすばらしい秘密を備えた一大変革」⁽³⁵⁾を米国が享受することにある。

リュエフ説が出た当時、米国保有の金準備175億ドルは長期、短期の対外債務2000億ドルと国内に流通する通貨に対する準備保証であり、「アメリカの保有する金の一部が、きわめて多額にのぼる貸付の担保として二重に使われているという事実である。もし仮に外国のドル債権者が、債権のうちかなりの部分について金との交換を要求してきたとするなら、アメリカの信用制度は文字通り崩壊することになる」⁽³⁶⁾。

このため、基軸通貨国が国際収支赤字を出しつづけることのできないようにする制度が唱えられる。「将来、確立されるべき国際通貨制度は、債権国が黒字決済に当たって購買力を獲得するのはいいとしても、それと同時に、債務国の購買力がその分だけ減るという正常な制度でなければならない」⁽³⁷⁾、「債権国は赤字決済によって獲得した外貨を短期貸し付けなどの形で債務国の金融市場に引き渡さない」⁽³⁸⁾。要するにドル債権を即時、金兌換すべきというのである。

しかし、米国は国際収支赤字をファイナンスするために自国通貨ドルを思いのまま発行しているのだろうか？ 世界最大の経済国家米国で無条件に購買力を持つ通貨の購買力が国内でなく、海外へ向けられるだけのことであり、この結果、国際収支赤字の累積につながるだけである。自国で十分に信認され、無制限に通用する通貨である。これが世界通貨、あるいは基軸通貨とな

る。国際収支赤字のためにのみ無制限に通貨を発行するとすると過剰発行につながる。もし、そのような通貨になるとしたら、米国国民こそドル逃避し、ドルは国内で通用力を失うであろう。もちろん、米国は金1オンス=35ドルで外国通貨当局に対し金交換に応じ得る金準備はもはや有しない。しかし、金交換性を失うことが即、基軸通貨の地位にあるのが不当ということにならない。

基軸通貨の地位を決定付けるのは、当該国の世界経済における経済力、金融力の強さである。この点、歴史を振り返れば明らかである⁽³⁹⁾。

また、経済理論のイロハからみても、有力な国民通貨は国内の通用性を根拠にして世界的に基軸通貨として通用することも明らかである。

国民通貨の流通根拠は各国、それぞれの拡張再生産過程にある。これは基軸通貨ドルの国アメリカも同様である。宇野弘蔵の『経済原論』に倣えば、資本主義社会は、社会の存在に欠かせない物質的条件となる生産手段と労働力が商品取引を通して拡張再生産される社会である。生産手段と生活資料が社会的物質代謝に必要なものとして商品取引を通じて互いに交換され、その過程を通じて労働力商品も再生産される。この商品取引を媒介するのが貨幣である。

これを米国経済にあてはめれば、毎年、消費される生活資料が社会的に再生産され、この生活資料を生産するのに必要な生産手段も相応に再生産されれば、国民経済としての米国資本主義も十分に成長する。再生産を貿易に依存する比率は高まりつつあるが、その対価はきちんと支払うのである。消費資料と生産手段のために消費される生産手段が商品交換（貿易を含む）を通じて再生産される過程が、個別の資本の再生産過程の社会的な集合によって実現されるわけである。個別資本間の商品交換の過程を媒介するのは、もちろんドルという貨幣であり、このドルは銀行信用による貸付・返済を通し、社会的物質代謝に即応する形で供給される。社会的生産過程が拡張し続けるかぎり、ドルの供給も世界的に正当性を保持できる⁽⁴⁰⁾。

このドルは国際取引に用いられることが多く、国際取引に占める地位が他国の通貨より圧倒的に高い。これが基軸通貨となる。それが金交換性があるか否か、あるにこしたことはないが、関係ないことである。

ドルはなぜ、国際的に流通するのか。ドルは国内通貨として、ひとまず、無条件に流通するからである。そのことは世界にも認められている。米国財務省が製造するドル紙幣には、「この紙幣は公私ともにすべての債務と交換される法貨である」とされており、支払においてドルの受け取りを拒否すると連邦法で犯罪となるという。労働や財産と交換にドルが受け取られる。この保証を政府がおこなっていることがドル信認につながっているのであるが⁽⁴¹⁾、これは何も強権的なものでない。米国の世界における圧倒的経済力に裏付けられている。そのためにこそ、ドルは国内は当然として、海外でも絶対的商品購買力として通用する。もともと、自立精神の強い米国国民の間で、強権だけでドルが流通するはずがない。

このドルが国内への購買でなく、海外へ向けられると、外国人がドル勘定をもつ。これが、国際収支上に、米国の対外債務となるだけである。居住者であれ、非居住者であれ、ドル保有者に対し、ドルは一覧払い債務性（無条件の対商品交換性）を有する。米国が発行するドル銀行券の債務性は国内ばかりでなく、同様に海外に対しても有効である。この国内の購買力が外国へ向けられる額が、外国が米国商品の購買に向ける額より多い場合、貿易赤字につながることになるだけのことだろう。

米国の購買力は国内では無条件に通じる。海外ではどうか、無条件に通じる（ただし、変動相場）。米国ドルでは、国内外を問わず、その額が対価として見合うかぎり、何でも購入できる。これも何も米国が強権を発動しているわけでない。やはり、米国経済の圧倒的力の賜物である。しかし、海外で受け入れられるからといって、対外決済のためにドルを無制限に印刷するわけにいかない。国内の取引需要に応じてドルは発行されるのであり、その一部が海外へ振り向けられるだけのことである。

外国が米国から物資を購入する場合、自国通貨でなく、ドルにする理由は、世界最大の経済力の米国の力により、居住者、非居住者を問わず、無制限に通用するからである。米国の経済的、政治的力が世界に信頼されている。世界最大の対外純資産国の日本の円が基軸通貨になれないのも、この点に関連している。

リュエフたち、この基本的なことを忘れ、いたずらにドル危機を煽った。

不可思議なリュエフの議論を引き合いにしてドル危機論の尻馬に乗る学者が日本に多い。それが近年の、米国経常赤字膨張を論拠にドル危機論を唱える日本の学者たちである。すでに紹介したとおり、ギルピンに飛びつく学者がその例だろう。

(iii) フランス人の金退蔵の強さ－自国国民の信認が低いフラン

金攻勢をかけたフランスであるが、ここで、なぜ、フランスでは金選好が強いのか、再確認する。一言でいえば、自国通貨フランに対する国民の信認が低いことだろう。

フランスの金選好の伝統は国家に限らず、民間にも強い。1970年代末の時点において、民間部門で最大の金退蔵国はフランスである。これは一般に政党政治の不安定なお国柄を反映している。フランス民間人は伝統的に自国通貨の信認をおかない。アッシニア紙幣の経験や乱立政党政治による国家財政の破綻などの痛切なる経験が身に染みているからだろう。王統派、ジャコバン、ギロチンの歴史をみれば納得することだ。

二つの大戦もあり、1914年以来、14回の切り下げで、フランは1914年の価値の250分の1になっており、金に対するフランス国民の信認は高い。フランスでは40億ドルもの金が民間の手中に仕舞い込まれているという推定もある。この大半は二つの大戦の間に徐々に集められたものであるが、12億5000万ドルの分は1968年までの20年間に付け加えられた。第二次大戦後に退蔵があったのは共産党が政権を取る恐れからであり、ド・ゴールが1958年の後、フランスの政治経済に安定をもたらして退蔵需要も落ち着いた。しかし、安定は退蔵の動きを減速させただけで、退蔵解除には至らなかった。金がマットレスの下に隠されると、そこに留まるのである⁽⁴²⁾。

金の退蔵は政治的混乱に即座に反応するものであり、ド・ゴールが1965年に強力に金本位を唱えると、退蔵家もそれに倣った。年間に約5000万ドルが退蔵された。その大半はナポレオン金貨か、1キログラム金条である。ナポレオン金貨には50%以上ものプレミアムが付くこともあった。パリ金市場はパリ証券取引所の下小さい部屋で、12時30分と1時の昼食時に会合がある。市場を取り仕切るのは、the Compagnie Parisienne de Réescompte であり、ロン

ドンのロスチャイルドと同様、フランス銀行の代理を務める。金を買った退蔵家は銀行で保管してもらるか、家に持って帰る。

1967年2月1日、すべての制限が取り払われるまでは、フランスの金市場は基本的には国内市場であり、一日当たり半トンの金を取り扱っていた。金の輸出入は統制されており、実際のところ、流通するのは、すでにフランスに存在する金だけのはずであるが、退蔵家の需要を満たすためにかなりの金が何時も流入している。抜け道があるのは、1958年、慈善措置によりフランス居住者が海外に保有する金を国内へ償還できることになったことによる。この措置は自由に解釈され、金の安定的な流れをカバーするものであった。そして、1967年2月以降は、パリは真の国際金市場になった。業者は公然とロンドン市場に注文できるようになった。そしてポンド切り下げの秋後半の数週間、パリからの注文は毎日増加した。パリ市場は切り下げ後の私的退蔵買いの中心になった。一日当たり、1700万ドルであり、その大半はキロ金条であり、これは1138ドルものプレミアム付き価格をもたらした。フランスは欧州の最大の民間退蔵国であり、これはスターリング圏全体の公的金準備よりも多いといわれる⁽⁴³⁾。

フランスは伝統的に金本位制に固執しており、英米型の金為替本位制には執拗に反対してきた歴史的経緯がある。1922年のジェノア通貨会議以来、フランスは一国の通貨へ特別の地位を与える計画に反対し続けていた。パリがニューヨーク、ロンドンに比類すべき国際金融センターになり得ないという現実や、フランの国際準備としての機能には限界があり、フラン建ての資産が国際的に保持されないこともあり、フランスは自国フランがその特権的地位に就くことはあきらめていた。それ故に、ポンド、ドルがその地位にあることに対する反発も強く(本稿、第二章を参照)、純粋金本位制の確立を唱える伝統がある。無論、このフランスの試みは成功することはなかったが、フランス自身の金準備は豊富となり、1936年には50億ドル以上もあった。当時、非共産主義圏の4分の1に相当する。1930年代後半、国際収支赤字、それに続く戦争があり、金の大半は一掃された。1958年、ド・ゴールが再び政権に就いた時、フランスの金準備は5000万ドルであったが、それ以後は急速な増大となり、1963年、64年、フランスは米国から9億ドル以上もの金を購入し

た。フランスは1965年1月4日、それまで月当り3500万ドルを米国から金購入していたが、以降は国際収支黒字から生じた外貨はすべて金に換えるという方針を発表していた⁽⁴⁴⁾。

フランス人に比べると、英米人の金選好は弱い。それは自国通貨に対する信認の差にある。英米人に比べ、フランス人は金融的愛国心が弱いということだろう。英国では英国居住者による資金の海外移動を禁止する為替管理があるので、居住者のごく一部が為替管理の抜け道を利用するにすぎないが、フランスではすべての上流階級が為替管理の抜け道を利用し、フランの減価に対してヘッジをしたがる。フランの信認が揺らぐと、国内資本の多量の資本逃避が生じるという⁽⁴⁵⁾。1930年代の一連のフラン危機もあり、フランス人の国内資本はフラン切り下げリスクに敏感であり、盛んにロンドンへ資本を逃避させていた。フランス人は自国政府の政策への信頼感が弱く、国内資本を海外へ逃避させたり、金退蔵に走る傾向が強いのに対し、英国人の場合、自国資本を海外へ逃避させたりするのは少ないといわれる。フランス人は金兌換できるフランでなく、金兌換の停止されたポンド紙幣を選好したくらいである⁽⁴⁶⁾。

これは1931年秋のポンド信認恐慌の際にもいえることであり、英国の国内資本が流出しなかったことが為替管理をすぐに撤回させる一つの理由になっていた。国内資本の流出が深刻な問題となるのは第二次大戦の危機が深まるにつれてのことである。英米人は、銀行券が「要求次第、持参人に支払うことを約束する」と書かれていることに慣れており、フランス人の退蔵慣習は原始的に写るかもしれない⁽⁴⁷⁾。

これに対し、スイスの場合、たしかにロンドン金市場と欧州の民間退蔵家の偉大なる仲介人の役を務めているが、スイス人自身は退蔵しない。彼らは他の人にそれを奨励しているだけである。スイスは百年以上も平和であり、安定した経済と健全なる通貨により、スイスの諸銀行の利便性を好む人々はマットレスの下にキロ金条をしまい込むべきという考えを馬鹿にしている⁽⁴⁸⁾。

これは国家を信認できるかどうかの問題にかかってくる。1961年1月はじめ、米国は6月1日から居住者が国外で金を保有することを禁止した（居住

者が国内で金を保有するのはすでに禁止)。米国人の大半は金本位離脱の後のドル紙幣に対して信頼を保持し続けるであろうが、欧州からの移民は依然として小額の金退蔵を好む。第二次大戦終了後すぐに、米国財務省は欧州の荒廃した諸国から来た移民から、新天地で保有するために金を買えるよう懇願を受けた。財務省がこれを丁重に断った時、移民は自分の好む形で富を保有する米国民の権利が拒否されたと主張した。これは信頼できる国家に居住していたかどうかで金に対する行動に違いが出るという話である。

このように通常は、米国人の金購入は少ないといわれる。しかし、1967年のポンド切り下げの後には米国人もドル切り下げを恐れ、金に向かった。この傾向を強めたのは、切り下げ後2週間して、メキシコが公衆に金の売りを自由化したことであり、リオ・グランデのちょうど南に自由な金市場ができたことである。しかし、北の国境を越えるとトロントに便利な金市場がある。カナダでは一般の個人による金の売買や金の輸出入に制限がない。キロ金条はトロント証券取引所で毎日、値付けされている。米国人もここに来て金を買えるのである⁽⁴⁹⁾。

(iv) リュエフ説の破綻—ドルの援助を仰いだフラン

以上、フランスの国家、民間レベルの金保有の動きをみてきた。ところで、金準備を厚くしてドル体制に挑んだはずのフランスであるが、歴史は皮肉、かつ残酷にできている。1968年3月、金1オンス=35ドルの金の公定価格支持は断念され、ドルの金交換性はすでに形骸化していたわけであるが、ドル体制について最も強力に批判していたフランスは自国通貨の切り下げの運命をたどることになる。そして、一番激しく批判していたはずのドルから援助を受けるのである。

1968年5月、フランスの学生運動で反政府闘争が高揚した（いわゆる5月危機）。6月の総選挙でド・ゴール派が圧勝し、政治的には一応、解決されたが、生産の減退、大幅な賃金上昇、財政赤字の拡大もあり、フランス経済への不安の高まりから、フランスの金・外貨準備は急激に減少した。フランス政府は6月4日、7億4500万ドルのIMF資金引出を行い、7月10日にはECの4つの中央銀行（西ドイツ、ベルギー、イタリア、オランダ）、ニューヨー

ク連銀、BISはフランス銀行へ総額13億ドルの短期信用を供与することになった。11月、G10の蔵相・中央銀行総裁会議においてフランスは新たに20億ドルの中央銀行クレジットを供与されるなど、フランは惨澹たる状況に陥っていた。1968年11月には切り下げ拒否の声明が出されたり、69年3月にゼネストを弾圧したが、69年4月国民投票に敗れ、ド・ゴールは退陣に追い込まれ、同年8月8日、フランは11.1%の切り下げに至る。リュエフのような、金本位制論は論外の事態となっていたのである。ドルをあれほどこきおろしていたフランスは皮肉にも米国からドルを借りざるをえなくなった⁽⁶⁰⁾。不信の通貨ドルと、これに支えられるフランは一体どちらが信認が高いのだろう。

ド・ゴール＝リュエフ戦術の破産を確認した。しかし、リュエフの破綻は実践面に限らない。理論、歴史認識の面でも問題が多い。

リュエフの著書を読むと、はたして、国際金融の歴史を知っているのだろうか、疑問視せざるを得ない記述が多い。

リュエフは1930-34年の間、ロンドン在中フランス大使館付け財務官の職にあり、この間、大恐慌につながる劇的な過程を目の当たりにしているはずである。彼によると、当時の悲劇とは不用意に蓄積した準備資産としてのドル、ポンド金を替を金に交換しようとする動きで国際通貨制度が崩壊に瀕したことにあるという⁽⁶¹⁾。これは、正しい事実認識であろうか？

再建金本位制が瓦解した1930年代、ポンド残高は減少していない。しかも、このポンド、何時でも金市場で金を購入でき、この点でいえば、金交換性は保持され続けている。国際通貨制度が崩壊に瀕したのであろうか？ それは自国通貨フランの苦境をさすのであって、世界全体でいえば、ドル、ポンドの二大基軸通貨、変動相場制にあっても、国際的信認は、一時的局面はともかくも、揺らいだことはない。

実はリュエフには、歴史事実の面でも、驚くべき誤認が多い。たとえば、1931年9月の英国の金本位制離脱に関しても、次のような、およそ考えられないような、無理解を示している。「ポンドが切り下げられた結果、イギリスの国際収支は急速に均衡を回復し、それに見合って金保有高の名目価格もそれだけ高められたことになったのである」、「金価格を他の物価に見合って引

き上げるといふ決断を下すことにより、イギリスは急速に均衡を回復することができたばかりでなく、金為替本位制によってもたらされていた自国の通貨上の荒廃を一挙に解消させ、伝統ある経済、金融上の地位についての基本的立場を維持することができたのである」⁽⁵²⁾。

まず、事実認識の問題となるが、「イギリスの国際収支が急速に均衡を回復」というのはまったく事実に反する。金本位制の時期、英国は経常収支がかろうじて黒字であったが、金本位離脱以降、1935年のわずかな黒字(130万ポンド)を除き、赤字が定着している。リュエフのいう、「均衡」どころではない。赤字が拡大している。

にもかかわらず、ポンドが以前よりも安定したのがなぜか、リュエフがこれを説明すべきことである。しかし、「均衡」していたというのであるから、「均衡」していない中、ポンドが安定できた理由を解説できるはずもない。

これは簡単に説明がつく。英国が経常収支赤字の基調の中、ポンドを強くする要因としては、対英債務の返済・償還、一次産品価格上昇に伴うポンド残高の増大、フランス、欧州からの逃避資本の増大がある。これらの流入が新規海外投資と経常収支赤字をカバーして十分に余りがあった⁽⁵³⁾。

ではなぜ資本流入が生じたのか。ポンド過大評価が切り下げで是正されて、ポンドに割安感が生じたこと、切り下げ後、低金利政策を導入し、財政収支が赤字から黒字へ転換し、英国からインフレ懸念を払拭させたことが、外国資本からの信認を回復させた。また、ポンド切り下げを契機としてスターリング地域諸国が対域外貿易収支を改善させ、英国に多額の金・外国為替をもたらした要因も重要となる。

金価格の上昇もポンド信認回復に貢献する要因である。英国は何も金価格を引き上げようとする意図はなかった。リュエフのいう、「金価格を他の物価に見合って引き上げるといふ決断を下す」というのは、はなはだしい事実誤認である。

ポンド切り下げの中、それに比例して金価格が上昇したにすぎず、政策的考慮はまったくなかった。もちろん、金価格上昇効果(インドの退蔵金が大量に解除され、英国へ流入し、対外準備強化となる)に気づき、ポンドを相対的に低位に安定維持する政策が英国通貨政策の基調となる。その結果、英

国のポンドは国際基軸通貨の地位を保持し、リュエフのいう、「伝統ある経済、金融上の地位」を保持できた⁽⁵⁴⁾。そして、金本位通貨のフランから逃避して非金本位通貨ポンドを求めるフランス資本がロンドンへ大量に流入し、フラン下落圧力を加速させていた事情も明記しておくべきであろう。金兌換を停止していたイングランド銀行券が金本位国のフランス人に多量に保有されていたのである⁽⁵⁵⁾。

以上、1931年秋のポンド切り下げ効果に関するリュエフの説明はかなりあやしいことを確認してきたが、誤解はこれにとどまらない。

金ブロックに関するリュエフの認識もかなり覚束ない。むしろ作爲的ともとれる記述である。

たとえば、「金ブロック諸国はそれぞれ一回ないし数回の平価切り下げを断行した後、金本位制が正常に機能したおかげでいずれも経済の反映と国際収支の均衡を回復するに至った」⁽⁵⁶⁾という記述である。

これはどこの国を念頭においた話であろうか？ 金ブロックの盟主フランスはリュエフの母国のはずである。史実に従えば、1933年以降、フランは持続的に弱く、国際的投機資金の格好のターゲットになっている。リュエフの官職からして、この事情を知らないはずはない。したがって、それにふれないのは、記憶が退化したのか、それとも、政治的配慮に左右されていたか、そのいずれかであると考えられるしかない。

フランが圧力に曝され続けたフランスの場合、かつて信用支援する側から支援を受ける側に回ってしまう。1931年のポンド切り下げ危機の時にフランスから多額のクレジット支援を受けていた英国の場合、1933年には英国銀行団がフランス大蔵省へ3000万ポンドのクレジットを与え、債務者から債権者へと立場を転じている。フラン危機が高まる1936年2月にも、フランス大蔵省は英国銀行団から4000万ポンドのローンを受けている始末である。資本逃避などフラン危機の圧力に耐え切れず、フランスは36年秋に切り下げに追い込まれる。その後も実際は切り下げの連続であり、37年にも英国からクレジットを受けている⁽⁵⁷⁾。それに呼応して、その間に、フランスの金・外貨準備は激減している。1930年代の国際通貨情勢の一大焦点はフラン危機にあったのである。

フランが安定するのは、フランス政府が38年11月に労働者のゼネストを挫き、財政改革を実現した後であり、それまでに喪失していた金・外貨準備を著しく回復をさせた。フランスは38年11月から第二次世界大戦勃発直前の8月までに260億フランの金を獲得し、大戦勃発時の公的・外国為替準備は1350億フラン（優に9億ポンドを超える）に増加していた。その中のかかなりの部分は、英国が失った分に対応している⁽⁵⁸⁾。

こうしてみると、一体、リュエフはどの時点を念頭において金ブロックの成功を論じようとしているのか不明である。愛国心ゆえに自国フランスの低迷の記述を避けたかったのか、それともその時期の国際通貨情勢に暗かったためなのか？ 興味ある検討課題となるかもしれない。

このように、リュエフの場合、歴史的事実の記述においても問題があるが、基礎的金融理論においても疑問を抱かせる記述を残している。それは金為替本位制に関する説明である。

1933年3月17日、時のフランス大蔵大臣フランダン（P.E.Flandin）の司会する会議でリュエフは、基軸通貨国があたかも手品師よろしく、国際貸し付けを創造すると主張している。

その中身を見てみよう。「金為替本位制の採用によって、イギリスは多年にわたり、自国の資金ポジションの実態を他国に知られないですむという有利な立場にあったことは疑いない。第一次大戦後の全期間を通じて、イギリスが中部ヨーロッパ諸国に対しいくら資本の貸し付けを行っても、貸付資本は必ず自国に戻ってくるという仕組みになっていた」、「というのは貸付資本が債務国側に引き渡されると同時に、ロンドンの金融市場には新たな預金という形でそれが出現することになっていたからである。あたかも喜劇オペラの舞台に繰り返し登場する兵士たちのように、貸付外貨は姿をかえて何回でも繰り返し貸し付けられるわけで、昔ならば、対外貸付を可能とする外貨保有の余力が失われた状態にあっても、イギリスは同じ資金をもとで何回でも繰り返し対外貸付を続けることができたのである」⁽⁵⁹⁾。

これは貸付の理論の知らない人間の話である。たしかに、貸付を受けた側は貸し付けた側の銀行に貸し付け分を預金するわけであるが、貸付はいずれ、返済しなくてはならない。返済すると預金はなくなり、貸付もなくなる。こ

れは金本位制の時代も同じことである。

再建金本位制当時、懸念されていたのは英国が対外貸し付けに対応していない預金を多額に受け入れていたことである。ロンドン金融市場の地位低下を反映してロンドン残高の性格が大きく変化していた。金為替本位制における基軸通貨国にとって問題となるのは、貸し付けに対応しない形で預金を受け入れることである。なぜなら、預金引き出しは銀行には大きな圧力となる。預金債務に対応する貸付債権がないからである。ロンドンにおかれる外国預金が債権に相応しない場合、ポンド預金が海外へ引き出されると、ポンドが金兌換され、英国の金準備は圧迫を被る。

国際金融市場においては、国際金融業務を行う銀行は二種類の預金を外国から引き寄せせる。一つは預金強制力 (deposits-compelling power) であり、もう一つは預金勧誘力 (deposits-attracting power) である。預金強制力が発生するのは、ロンドンの銀行が外国へ貸付、資本発行を手掛ける場合、それに見合う資金を外国はロンドンへ保持するからである。貸付、資本発行の便宜を受ける外国人はその資金返済を円滑にするために、ある程度、ロンドンへ資金をおく。一種の拘束預金といえよう。貸付の元本、金利の返済、資本発行の場合は元本、利子の返済に備えるため、減債基金をロンドンへ用意しておくわけである。そして、海外の銀行も自国の顧客の国際業務に対応できるよう、ロンドンとの業務を構築する必要があり、この経路からもロンドンには海外の資金が引き寄せられる。基軸通貨国の海外貸付力があるかぎり、海外から資金は基軸通貨国の国際金融市場に流入する。したがって、リュエフのいうように何も、基軸通貨国が手品師よろしく、国際貸し付けを創造しているわけでない。

しかし、流入する資金の性格次第では、基軸通貨に大きな圧力になるものがある。それが先に紹介した、第二の預金勧誘力で流入した資金である。預金強制力による流入資金でないので、流入の条件がなくなれば、海外へ流出する資金である。再建金本位制の時期に関して説明すれば、この預金勧誘力の資金とは、英国の相対的高金利に反応したり、海外の政治不安、通貨投機の事情からロンドンへ一時的に滞留している資金である。対外貸出資金の豊富な米国ドルで資金を調達し、これをロンドンで運用する資金もある。要す

るに、逃げ足の速い、すぐに流出する、いわゆるホット・マネーと呼ばれる資金である。このような性格の資金を原資として英国側が海外貸付、資本輸出を行っていくと、いわゆる短期借・長期貸となり、ロンドンの銀行の対外資金ポジションが劣化することになる⁽⁶⁰⁾。このような資金をあてにするかぎり、リュエフの手品論は一面、妥当しよう。

英国が外国資金に頼ってロンドンの国際業務を行っていると批判された背景には、1920年代のフランス資金のロンドンへの大量の滞留があった。1925年に金本位に復帰した英国はポンドを戦前の平価に戻したのに対し、フランは1926年に大幅に切り下げられていた。しかし、フランの安定は将来のフランの上昇を期待させるものがあり、フランス資本が海外から還流したり、フラン上昇を期待する外国資金、あるいはフランスの経常収支黒字による資金がフランスへ流入することになる。しかし、これはフランの切り下げ効果を削いだり、国内インフレにつながるという懸念があり、フランス通貨当局はフラン売り、ポンド買いで対抗していた。しかし、その結果、フランスの公的資金がポンド残高として滞留する。これはこれで、フラン投機資金の源泉となる。フランス通貨当局はこの流れを断ち切るべく、膨張したポンド残高を金に交換する。これこそがポンドの金兌換保持を危機に追いやる事態であった⁽⁶¹⁾。この点でいえば、ロンドンでは外国資金に頼って国際金融業務を行える力には限度がある。リュエフのいうように、外国資金であぐらをかくには程遠い状況であった。

1920年代、ポンドとフランの確執はまさにこの点をさす。すなわち、26年のフランの事実上の安定切り下げ、28年のフランの法的安定化に前後してロンドンに貯められたフランス資金は貸付（債権）に対応しない預金（債務）であり、これが本国に大量に急激に引き揚げられるとポンドの金兌換が危機に瀕するという話である。ところが、そのような事件はリュエフには紹介がない。要するに、リュエフは1920、30年代のポンド・フラン関係の事情に暗いのである。

第1章 注

- (1) J. Rueff, *Le Pêche Monétaire de l'Occident*, Plon, 1971, (訳) 長谷川公昭・村瀬満男訳, 『ドル体制の崩壊』, サイマル出版会, 1973年, (訳) 93頁。
- (2) Rueff, *op.cit.*, (訳) 93-94頁。
- (3) B.Eichengreen, *Globalizing Capital: A History of the International Monetary System*, Princeton U.P, 1996, p.115-6, T.Green, *The World of Gold*, London, 1968, pp. 142-4. なお, Eichengreen の分は, 高屋定美訳『グローバル資本と国際通貨システム』(ミネルヴァ書房, 1999年)があるが, 誤訳, 訳漏れが多すぎるので, 訳の頁は掲示しない。対応する訳文は157-8頁であるが, その部分も大半, 意味が通じない。なお, 注意すべきは, この出版社, 2004年の時点で訳者に改訳を求めているが, 初版・無修正のまま売り出し続けている。
- (4) 堀江薫雄, 『国際通貨基金の研究』岩波書店, 1962年, 242-7頁。
- (5) K.W.Dam, *The Rules of the Game*, The University of Chicago Press, 1982, p.320.
- (6) J.Fforde, *The Bank of England Public Policy 1941-1958*, Cambridge University Press, 1992, p.39.
- (7) C.P.Kindleberger, *International Money*, George Allen&Unwin, London, 1981, p. 284.
- (8) 島崎久彌, 『通貨危機と円の国際化』多賀書店, 151頁。氏は J.H.Williams (*Postwar Monetary Plan*, Oxford, 1949) を典拠としている。
- (9) R.Triffin, *The Gold and the Dollar Crisis-The Future of Convertibility*, Yale University Press, 1960, 村野孝・小島清訳, 『金とドルの危機』勁草書房, 1961年, 106頁。
- (10) Triffin, *op.cit.*, (訳) 111頁。
- (11) Triffin, *ibid.*, (訳) 124頁。
- (12) C.A.Coombs, *The Arena of International Finance*, 1976, John Wiley&Sons, Inc., New York, 1976, 荒木信義訳, 『国際通貨外交の内幕』日本経済新聞社, 1977年, 19頁。
- (13) Coombs, *op.cit.*, (訳) iv 頁。
- (14) R.Solomon, *The International Monetary System 1945-1981—An Updated and Expanded Edition of the International Monetary System 1945-1976*, Harper & Row Publishers, New York, 1982, p.32.
- (15) Coombs, *op.cit.*, (訳) 216-7頁。
- (16) 田所昌幸, 『「アメリカ」を超えたドル—金融グローバリゼーションと通貨外交』2001年4月, 中央公論社, 83-84, 86頁。
- (17) Rueff, *op.cit.*, (訳) 94頁。
- (18) P.Volker & T.Gyöthen, *Changing Fortunes*, Times Books (a division of Random House, Inc.), 1992, 江澤雄一監訳, 『富の興亡』東洋経済新報社, 1992年, (訳) 66-7頁。

- (19) R.H.Beckhart, *Federal Reserve System*, Columbia University Press, 1972, 矢尾次郎監訳, 『米国連邦準備制度』東洋経済新報社, 1988年, (訳) 404-5頁, 楊井克巳・石崎照彦編, 『現代世界経済論』東京大学出版会, 1973年, 222, 224, 240頁。
- (20) J.Foreman-Peck, “Trade and The Balance of Payments” in ed. by, N.F.R. Crafts & N.Woodward, *The British Economy Since 1945*, Oxford, 1991, p.151.
- (21) 楊井・石崎編, 前掲, 252-3頁。
- (22) M.Feldstein (ed.), *The American Economy in Transition*, 1980, by The National Bureau of Economic Research, 宮崎勇監訳, 『戦後アメリカ経済論—変貌と再生への途(上)』東洋経済新報社, 1985年, A.W.クローセン (バンク・オブ・アメリカ頭取) の話, 123-4頁。
- (23) R.Gilpin, *The Challenge of Global Capitalism—The World Economy in the 21st Century*, 2000, Princeton University, p.172, 古城佳子訳, 『グローバル資本主義——危機か繁栄か』東洋経済新報社, 2001年, 163頁。
- (24) Beckhart, *op.cit.*, (訳) 404-5頁。
- (25) 石見徹, 『全地球化するマネー』講談社, 2001年, 84-5頁。
- (26) 荒木信義, 『円・ドル・金』日本関税協会, 1976年, 97-8, 100頁, Beckhart, *op.cit.*, (訳) 138, 354頁。
- (27) Beckhart, *ibid.*, (訳) 554頁。
- (28) 鹿島茂, 「ラ・マルセイエーズ」, 日本経済新聞, 2002年7月14日。
- (29) Rueff, *op.cit.*, (訳) 5頁 (訳者の解題)。
- (30) Rueff, *ibid.*, (訳) 86頁。
- (31) 速見優, 『変動相場制10年——海図なき航海』東洋経済新報社, 1982年, 209-10頁。
- (32) M.Feldstein, “The Future of Economic Policy”, p.4, Lectures, Princeton University, unpublished cited in R.Gilpin, *The Political Economy of International Relations*, Princeton University Press, 1987, p.349.
- (33) Gilpin, *The Political Economy*, p.348.
- (34) Gilpin, *The Challenge of Global Capitalism*, pp.352-3, (訳) 342頁。
- (35) Rueff, *op.cit.*, (訳) 35頁。
- (36) Rueff, *ibid.*, (訳) 40頁。
- (37) Rueff, *ibid.*, (訳) 41頁。
- (38) Rueff, *ibid.*, (訳) 42頁。
- (39) 金本位制, あるいは, 金兌換が停止された場合でも, 中央銀行券, 政府紙幣はきちんと流通する事例は多い。英国の場合, 1797年, 支払制限法 (The Resction Act) で20年間, イングランド銀行の銀行券は金兌換停止されていたし, 米国のグリーンバック, 第一次世界大戦中の金本位停止にあった英国の政府紙幣, また, 1930年代の英国のポンド・フロート体制下の例がある。金兌換制を失ってもポンドはドルに伍して基軸通貨の地位を保持していた。バジヨットによると, 支払制限法の期間, イングランド銀行は正金で支払う必要がなく, その欲するだけのものを貸し付けることが出来, いわば不死の生命

- をもっていると形容している (W.Bagehot, *Lombard Street, a Description of the Money Market*, 1924, 14ed. 宇野弘蔵訳, 『ロンバード街』岩波書店, 1941年5月, 116頁)。
- (40) この個所は, 宇野弘蔵, 『経済原論(合本改版)』岩波書店, 1977年, 174, 211-2頁の勝手な解釈によるもの。
- (41) J.Eatwell&L.Taylor, *Global Finance at Risk*, The New Press, New York, 2000, p. 10, 岩本武和・伊豆久訳, 『金融グローバル化の危機』岩波書店, 2001年, (訳) 13頁。
- (42) Green, *op.cit.*, p.155, 島崎久彌, 『金の世界——そのメカニズムと市場の展望』有斐閣, 1982年, 80頁。
- (43) Green, *op.cit.*, pp.155-6.
- (44) P.M.Garber, *The Collapse of the Bretton Woods Fixed Exchange Rate System* in M. D.Bordo & B.Eichengreen (ed.), *The Retrospective on the Bretton Woods System*, The University of Chicago Press, 1993, p.465, Volker & T.Gyothén, *op.cit.*, (訳) 452頁。
- (45) P.Einzig, *The Destiny of the Dollar*, London, 1972, 石崎照彦・中野広策訳, 『ドルの運命』東洋経済新報社, 1973年, 173頁。
- (46) 拙著, 『英国為替政策—1930年代の基軸通貨の試練』御茶の水書房, 2000年, 256-62頁。
- (47) Green, *op.cit.*, p.151, 156-7.
- (48) Green, *ibid.*, p.158.
- (49) Green, *ibid.*, pp.165-6.
- (50) 日本銀行・百年史編纂委員会編, 『日本銀行百年史』第6巻, 262-3頁, Coombs, *op.cit.*, (訳), 230頁, Solomon, *op.cit.*, p.123.
- (51) Rueff, *op.cit.*, (訳) 26頁。
- (52) Rueff, *ibid.*, (訳) 74-5頁。
- (53) I.M.Drummond, *The Floating Pound and the Sterling Area 1931-1939*, New York, 1981, p.225, 257; *The Gold Standard and the International Monetary System, 1900-1939*, 1987, London, pp.51-2, 田中生夫・山本栄治訳, 『金本位制と国際通貨システム——1900-1939』日本経済評論社, 1989年, 90頁。
- (54) 詳しくは, 『拙著』, 第1, 第2章におけるポンド信認回復の過程を参照。
- (55) 『拙著』, 261-2頁。
- (56) Rueff, *op.cit.*, (訳) 77頁。
- (57) 『拙著』, 45, 52, 150, 286-7頁。
- (58) 『拙著』, 552頁。
- (59) Rueff, *op.cit.*, (訳) 28頁。
- (60) ロンドンにある海外資金の性格区分に関しては, 拙稿, 「イングランド銀行の為替政策」 佐美光彦・杉浦克己編 『世界恐慌と国際金融』, 有斐閣, 1982年, 第5章所収, 304-10頁。
- (61) この経過に関する文献は豊富であるが, とりあえず, 平田喜彦, 「1927年「中央銀行総裁会議」の背景」 玉野井昌夫・長幸男・西村閑也編, 『戦間期の通貨と金融』有斐閣, 1982年, 第6章, 所収, 104-11頁。

第二章 リュエフを評価する権上氏のフラン・ポンド問題の 解題

第1節 英仏中央銀行間の対立・協調

- (i) 1927年の中央銀行家会議に不明な権上氏—フランス中央銀行総裁モローの日記を読まない怠慢

このリュエフにかわり、両大戦間のポンド・フラン関係を解題しようとするのが権上康男氏である。氏はこのリュエフを高く評価し、1931年では34歳の若さであり、経済理論家としてのリュエフの才能が、フランスばかりでなく、ケインズを含むイギリスの経済学者の間で高い評価を受けていたことを紹介している。1934年には、大蔵省資金局次長、1936年に資金局長、39年にはフランス銀行副総裁など、フランスの財政・通貨政策の要職を歴任している（『フランス資本主義と中央銀行—フランス銀行近代化の歴史』東京大学出版会、1999年、47頁、便宜上、これを以下、『著書』として略記）。

たしかに、リュエフの著書は日本の国際金融研究ではドル危機に関して広く言及されている。もちろん、その中身、問題だらけであること、指摘したとおりのこと。とはいえ、センセーショナルな部分だけに目を向けることの多い日本の研究にあつては、その問題があまり理解されず、「ドル危機論」では必ずといっていいほどリュエフ説が引き合いに出される。

ところがである。これは日本だけにかぎられるようだ。英米の研究者に言及されることは非常に少ない。この点は注目しておいたほうがよい。日本の研究者の文献消化能力の指標となるからである。

本稿に類出するクラーク、ドラモンド、モグリッジ、セイヤーズ、キンデルバーガーなど、国際金融研究の泰斗にも実質的に取り上げられることがない。両大戦間の彼の研究は、内容上、それほど成果を収めていないのだろう。彼が有名になるのは第二次大戦後、ブレトン・ウッズ体制における基軸通貨ドルを激しく批判したためであるが、これは先に言及したとおり、理論的にも実践においても破綻する運命にあった。

ドル対策としてリュエフが唱えたのは金価格引き上げであるが、これも他の経済学者には検討されなかった。動機が国家主義的であり、歴史的に見て

も時代錯誤である。中でも一番、問題なのは、彼が唱える金価格引き上げが産金国南アフリカばかりでなく、冷戦時代当時、米国の敵対国であるソ連を大きく利することであった。ソ連も一大金産出国なのである。

ストレンジ (S.Strange) によると、リュエフの説は北米の経済学者の中ではおそらく誰の支持もなく、西欧ではハロッドなど一部の支持があったにすぎない⁽⁴⁾。

以上、欧米におけるリュエフへの評価を確認してきたが、この世界の研究の潮流とは正反対なのが、権上氏のリュエフ論である。リュエフが論じるべきはずのフラン・ポンド問題を解題してくれるのが権上氏であるが、実際のところ、本稿の第一章で指摘したリュエフの問題点は意識できていない。リュエフが暗かったフランの対外問題に関し、権上氏も大きな誤解に陥っている。リュエフに無批判に依拠した叙述なので当然の帰結である。

権上氏がフランス金融史の大家であることは誰も異論はないだろうが、フランの対外的側面への理解となると、率直に言ってかなり問題がある。リュエフに関する評価以前の問題として、文献をきちんと渉猟して事実を記述していく姿勢にも強い疑問符が付く。

では、権上氏のフラン問題に関する理解の程度を確認していく。

権上氏は、論文（「大恐慌期フランスの通貨ドクトリン」（酒井一夫・西村閑也編著、『比較金融史研究—英・米・仏の通貨金融構造1870—1914年』ミネルヴァ書房、1992年、所収、以下、「論文」と略記）と1999年の『著書』において、フラン・ポンド問題を論じている（「論文」は『著書』の第一章、第1、2節へ、一部加筆・削除されて収録）。

これを読むと、権上氏のフランの歴史に関する理解の程度が判明する。

まず、1926—27年の国際金融の舞台におけるフランに関する氏の認識がいかなるものか、これを示す箇所を引用しておこう。

「この決定（26年フランスの金本位復帰決定のこと…米倉）によって、以後のフランス政府によるポンド買上げがイギリスの国民通貨に対する潜在的な圧力として働くことになった。かくてフランスの金本位復帰は、英仏両国関係に緊張要因を持ち込むことになったのである。もっとも、1929年の秋までは問題が深刻化することはなかった」（「論文」242頁、『著書』の対応する個

所は34頁)。

これは国際金融史に多少なりとも知識のある人なら、決して書けない叙述である。「もっとも、1929年の秋までは問題が深刻化することはなかった」となっているが、現実氏は氏の解説とは正反対の展開だ。たとえば、1927年のフランス銀行によるポンド残高取り崩しによる金引き出しが当時、再建金本位制を崩壊させかねない深刻な問題に発展していたことをフランス銀行史の専門家は知らないのだろうか？「イギリスの国民通貨に対する潜在的な圧力」が顕在化する可能性があったはずなのに。

知らないのには大きなわけがある。当時のフランス銀行総裁モロー (E. Moreau) の回顧録を読んでいないのである (参照文献のはずである)。

モローは、日記において通貨問題をめぐる英仏間の確執を鮮明に描いているが⁽²⁾、驚くことに、権上氏はこの個所に何も言及しない。

当時、フランス側は、ロンドン残高の累積がフランの過大な高騰を呼んでいることを懸念し、それを抑えるために残高を引き揚げようとした。これは英国からの大量の金流出につながり、ポンドの金本位制維持を危機に陥れることになるので、英国のイングランド銀行ノーマン総裁 (M. Norman) は事態打開のためモローと会談する。このような経緯の描写がモローの回顧録の白眉をなす (第9章)。

モローは回顧録において、フランスがロンドン残高を引き揚げれば脆弱な英国の金融システムにフランスの金融力を見せつけるのを誇らしげに思い⁽³⁾、イングランド銀行総裁がフランス側に引き揚げをしないよう、いわば懇願に来ていることを生々しく叙述している。この問題はモローの自負心をいやがうえにもくすぐる。

とはいえ、フランス側は英国の報復処置にも警戒していた。たしかにフランス側は英国に対し7000万ポンドの債権を有しており、返済を金で求めれば英国側は破滅するが、しかし、英国大蔵省側は第一次大戦中にフランス側に与えて戦債6億ポンドを有していた。フランス側がロンドン残高から金を引き出すという行動に出れば、得するのは誰なのかと、英国側もフランスを脅せるわけである。これには当然、モローも気づいている。すなわち、フランス銀行側がイングランド銀行側に圧力をかけるという中央銀行間レベルの確

執は、英国大蔵省がフランス大蔵省に圧力をかけるという政府間レベルの対立へと波及する恐れである。結局、このバトルは引き分けに終わる⁽⁴⁾。

以上のような英仏間の対立は国際金本位制の瓦解にもつながりかねないので、両国、そして米国、ドイツの4中央銀行が米国で会合した。この会議における米国の金融緩和政策は国際金融研究の大家、ブラウンをして、‘the critical decision’⁽⁵⁾と呼ばしめたほど後々に大きな影響を及ぼす。

となると、「1929年の秋までは問題が深刻化することはなかった」という権上氏は何か思い違いしていることになる。権上氏はフランス銀行において資料を丹念に読み込んだはずであり、次のようなフランス銀行総裁モレ (C. Moret) の書簡を当然、知っているはずである。

英国の大蔵省が作成した Treasury Papers (Public Record Office, London) のコード番号 T 160/403/12666における The Governor of the Bank of France to the Minister of Finance (1931年10月6日付) の文書である。米倉はこれを入手している。

この文書は、モローの日記と共に、ポンド・フランの確執の生々しさを伝える格好の史料である。この文書によると、1927年半ば、フランス政府保有のポンド残高は約9000万ポンド、それに対しイングランド銀行の金準備は1億5000万ポンドだったので、フランス政府はこの過大なポンド残高を整理すべく、フランス銀行を通じ、1927年5月28日、2050万ポンドの金をイングランド銀行銀行から購入しようとしている。これはイングランド銀行の金準備を圧迫し、再建金本位制を危機に追いやるので、フランス銀行は自国政府の同意の下、イングランド銀行からでなく、毎週、南アフリカの新産金が供給されるロンドン金市場から金を購入し、英国の金準備圧力を軽減していた。この文書はモレが署名しており、フランス側にも同様の文書が存在するはずであるが、権上氏は紹介、言及もしていない。このモレの署名した文書は、モローがフランス銀行総裁であった時期の事件を記したものである。

実は、氏はモローの著作を知らないわけでない。実際、モローに言及しているが、それは一個所(『著書』, 208頁)にすぎず、しかも1929年1月の話である。たしかに、氏はモローの本を文献リストに載せているが、肝心の27年のポンド危機に関するモローの回想については全然ふれていない。

これではモローの回顧録の価値も半減するだろう。1927年の英仏中央銀行間の対立の経緯が理解されていたとすれば、「1929年の秋までは問題が深刻化することはなかった」という、実に大胆な判断は生まれなかっただろう。杜撰な文献消化であるといわざるを得ない。フラン・ポンド問題に暗いリュエフに安易に依拠した付けが回ったわけであるが、安易な研究姿勢はこれにとどまらない。

1927年7月の4カ国中央銀行総裁会議は、まさにフランスのロンドン残高引揚による英国の金本位瓦解危機に対処するために開催されている。国際金融史上の一大事件であり、この会議に対応して行われた米国の金融緩和政策が後のニューヨーク株式ブーム過熱化を呼ぶ遠因となったという批判が米国国内で吹き出すほどだった。

氏の「論文」を額面どおり評価すると、このような意義を強調した諸文献を権上氏が知らないはずはない。1927年夏の4カ国中央銀行会議の意義に関する叙述は、氏の「論文」(266頁)に掲載されている「参考文献」リストの中の複数の文献にある。セイヤーズの大著、侘美・杉浦編、玉野井・長・西村編の著作に所収されている幾つかの論文にもみられる。「参考文献」に挙げられているはずの幾つかの論文、著書を権上氏は一瞥でもしているのだろうか⁽⁶⁾？

おそらく、そうでないだろう。権上氏が一瞥でもしていれば、「1929年の秋までは問題が深刻化することはなかった」とは書かないだろうし、国際金融史上、重要な決定の下った1927夏のポンド危機回避策について何らか言及していたはずである。

さらに、氏の国際金融に関する知識の程度が露呈する好例の記述があるので、紹介しておく。「金本位制復帰の過程でフランス銀行が行ったポンドの買い上げは、ポンドに対する潜在的な圧力として働き、この脆弱なイギリスの国民通貨を脅かすことになった」(『著書』34頁)。このポンドを「イギリスの国民通貨」と呼ぶのが妥当なのであろうか。単なる、「国民通貨」でなく、ドルに並ぶ基軸通貨、あるいは国際通貨であるからこそ、世界的問題になるのである。「国民通貨」の問題であれば、国際通貨体制の焦点になるはずもない。

ところがである。英仏の対立を呼んだ遠因となったはずのポアンカレのフラン改革（1926年の事実上の安定化，28年の法制上の安定化）には言及している。この通貨改革，大幅なフラン切り下げによる金本位復帰を意味し，このフランの過小評価により，フランスへ金が集中する。これが，以前にロンドンへ逃避していたフランス資金の国内還流を呼び，英国のポンドは大きな圧力を受ける。この脈絡を権上氏は理解できるはずである。実際，フランスへの金集中に関し，「金の大量流出で危機に陥ったイギリスによる攻撃は激しかった」（『著書』33-34頁）と記している。

では，英国は何時，「金の大量流出で危機に陥った」というのであろう。モローはもちろん，1926-27年のことを『回想録』に記しており，すでに当時，ポンドは大きな危機に直面していたわけである。ところが，「金の大量流出で危機に陥った」はずの英国なのに，権上氏は「1929年の秋までは問題が深刻化することはなかった」と主張する。

この主張自体，国際金融史に関する権上氏の理解の程度をよく物語るものであるが，それはともかくも，ポアンカレのフラン改革のポンドに及ぼす意味をきちんと理解していれば，「金の大量流出で危機に陥った」点を強調するはずであり，「1929年の秋までは問題が深刻化することはなかった」などとは書けないはずである。

さらに問題なのは，「金の大量流出で危機に陥った」英国とフランスの関係を明らかにする場合，分析を1930年末-31年初めの「金会議」に限定していることである。これも国際金融史の常識があれば，「金の大量流出で危機に陥った」話とは，「金会議」の話でなく，1931年夏以降のポンド危機が格好の場面となることくらいわかるはずである。ところが，その1931年夏のポンド危機のことは，「論文」，『著書』では何もふれない。ポンドが「金の大量流出で危機に陥った」ばかりか，金本位制離脱に追い込まれた1931年の金融恐慌における英仏関係も何も記していない。このような人物に，「金の大量流出で危機に陥った」ポンドとフランの関係などの解題を期待するのは無理だろう。

(ii) 英仏「金会議」に臨むイングランド銀行総裁ノーマンに対する権上氏の外的外れの批判

権上氏の国際金融に関する知識は明るいとはいえない点を確認してきたが、しかし、氏の叙述はさらに大胆になる。物怖じしない氏の場合、国際金融史上、あまりにも有名なイングランド銀行ノーマン総裁をして、無能な人物として描くのである。

周知のとおり、ノーマンは300年以上もの伝統を誇るイングランド銀行の歴代総裁の中で最長の任期を務めた人物である（1920年—1944年4月。健康不良を理由として辞任）。再建金本位制、金本位崩壊、世界大戦勃発以降の為替管理、戦後のポンド復活への準備など大変な作業をこなしていた総裁である。世界の中央銀行の中でも老舗のイングランド銀行の歴代総裁において名総裁の誉れ高い人物である。その有名な総裁も、権上氏の手にかかると無能な総裁になりさがってしまう。

ここで、ノーマンに関する権上氏の記述をたどってみることにする。氏は、フランス銀行、大蔵省側の資料を引き合いにしながら、1930年暮れ—1931年1、2月の英仏間の金会議において、ノーマンが「具体的な考えを一切示さなかつただけでなく、当事者能力すら欠いているらしいことであつた」（『論文』245頁、『著書』37頁）、「とくに最大の利害当事国イギリスの中央銀行が国内で威信を失い、何一つ具体的な提案ができなかつたことは重大である」、「それは中央銀行間協力の枠内では問題解決への展望がないことを意味する。問題の「金会議」への出席者が大蔵省代表に限定され、中央銀行代表が排除されることになったのはこのためである」（『論文』246頁、『著書』37—38頁、下線部分は『著書』では削除。削除の意味は後で紹介する）、「通貨をめぐる協議が以降、英仏両国の大蔵省に引き継がれることになってのはこのためである」（『著書』38頁）。

これも権上氏が国際金融史を知らないから平気で書ける話である。ノーマンが中央銀行会議を優先させ、大蔵省間の会合に否定的であつたのはいかなる事情によるものなのか、権上氏がもう少し、慎重に考察していれば、上述のような無謀な記述は回避できていたはずである。

これは27年のポンド・フラン問題をめぐる4カ国中央銀行会議の意味が何

も把握できなかったことが尾を引いている。氏の言及する、1930年冬—1931年初頭の英仏間の金会議が、長年のポンド・フラン問題(1927年が一つのピーク)の一環として何も位置づけられていないからである。

氏も自身の記述に問題のあること、少しは自覚しているようである。とんでもない誤解の記述、すなわち、「問題の「金会議」への出席者が大蔵省代表に限定され、中央銀行代表が排除されることになったのはこのためである」の個所は『著書』段階で削除されている。正確な理解に少しは近づいていると考えたいところであるが、残念なことに、それは買い疲りに終わる。

不幸なことに、焦点として言及しているはずの「金会議」の中身を、権上氏は理解していない。対フランス交渉における英国の大蔵省とイングランド銀行の対立点を認識できないまま、『著書』に移っている。

「論文」の段階における杜撰な記述は一部、訂正したのであるから、この英仏交渉の会議をめぐるノーマンの関わりへの真相に一步でも迫るよう、「論文」から『著書』へと移る段階で、文献、資料をもう一度、洗い直しておけばよさそうなものの、それを怠っている。

ここでは、権上氏にかわり、英仏会議をめぐるノーマンの動きを再確認しておこう。ノーマン総裁は英国経済をとりまく内外の問題に関し、1930年3月、マクミラン委員会で証言をしている。委員会では、相対的高金利政策が国内失業問題を悪化させていると詰問されおり、対外的には英国からの金流出圧力に伴うポンドの国際的信認保持に苦慮していた。31年2月18、19日にも証言しなくてはならならず、その準備に向け多忙を極めている。体調がよいわけがないだろう⁽⁷⁾。

この時期、英国はフランスへの金流出問題で頭を悩ましており、フランス側にも善処を求めている。この場合、イングランド銀行と英国大蔵省の対フランス協議において大きな対立点が生じている。

再建金本位制の成立以来、懸案となっている英国からフランスへの金移動問題である。それは、すでに紹介したフランスのロンドン残高問題の処理にも具体化していた。1929年以来、フランスの銀行家、政治家はロンドンからパリへの一方的金移動に怒りを覚えるロンドン側に対し、不快感を増していた。フランス側に言わせれば、これは金本位制の正常な動きにすぎない。フ

ランスの国際収支が強く、英国のそれが弱いこと、英国の場合、失業手当への過剰支出で高コスト構造が是正されないことの反映である。また、英国は世界の金融センターであるふりをし続けており、あらゆる面からみて世界へ過剰貸し付けしているのであるから、英国が金本位制にとどまっているのはフランス側からみれば驚きだという。しかも欧州の多くの‘funk money’(臆病な資本)はパリに逃避している。

フランス当局は英国が怒るのは、パリがライバルの金融センターとして再出現することへの妬みからであるとみていた。フランの安定化以来、フランスは一連の処置により、パリの国際的役割を高めようとしていた。1930年4月の引受信用銀行の創設計画、証券印紙税の引き下げ、海外ローンの金利への税率と国内ローンの金利への税率との調整、パリ証券取引所における外国証券上場規制の緩和である。そしてフランス当局は特に英国側の「インフレ」計画を忌み嫌っていた。「ポアンカレの奇跡」を通じてもたらされたフランスの financial position の大幅な改善が国内の物価上昇、他国の物価下落で帳消しにされていたというのである。また、ウォール街の株価暴落はフランスの奢侈品貿易、観光に直ちに下降圧力を及ぼした。国内の金退蔵の最初の兆候は明らかであり、国際収支が赤字化すると現在の金流入もすぐに止まることには疑いなかった。

英国大蔵省高官リース・ロス (F.Leith-Ross, 英国政府経済顧問) はリュエフ (1930-34年の間、ロンドン在駐フランス大使館付け財務官) と英国からフランスへの金流入問題の討議した。しかし、両国の見解が簡単に折り合いがつくという幻想をリース・ロスは持っていなかった。たとえば、フランス側はフランス銀行の政策の変更よりも、イングランド銀行へのローンを示唆したからである。英国の当局者はまったく解決になるとはみていなかった。しかし意見交換は何もないよりはましなので、リース・ロスはパリで英国、フランスの大蔵省専門家の会合を提案した。この場合、彼はノーマン総裁がフランス銀行の新総裁モレ (30年9月に新総裁、前総裁はモロー) と並行して会合に臨むことを当然としていた。しかし、これはリース・ロスの見込み違いであった。ノーマンは金問題をめぐり大蔵省を支援することはできなかったのである。

英仏中央銀行の間には過去に確執があった。ノーマンはフランスのロンドン残高の処理をめぐるモロー前総裁との過去5年間の激しい対決⁽⁸⁾もあり、フランスの援助や協力を求める気はなかった。

権上氏がモローの日記をきちんと読んでいれば、なぜ、ノーマンが対フランス交渉において消極的な姿勢にとどまったのか、理解できただろう。金会議における英国における大蔵省と中央銀行の対立の背後には、英仏中央銀行間の対立という歴史的経緯があったのである。権上氏はこれを完全に見過している。

とはいえ、権上氏の見過しは当然の帰結である。1927年夏の中央銀行家会議に至る英仏間の金引出問題や、英仏の中央銀行、大蔵省間の対立など、深刻な問題は分析の対象外だったことからすれば、見過しは自然なのだ。

ノーマンの役割に関しても、大きな見過しをしており、彼の役割について教示しなくてはならない。この点を少しでも理解していれば、ノーマンを無能呼ばわりする暴挙に至らなかつたはずだ。

(iii) 英仏「金会議」でフランスの金融協力を拒んだノーマンの真意

1930年11月半ば、ポンドはフランスのロンドン残高が引き上げられることによる厳しい圧力を受けていた時、フランス銀行のケネー (P.Quesnay, BIS の general manager) はノーマン総裁に対し、英国の対外短期債務を削減するためにフランスで長期ローンを調達するよう、働きかけた。30年12月初旬、ノーマンはフランス銀行総裁のモレを表敬訪問し、この件で協議した。モレは以前、大蔵省の役人であり、英国には十分に寛容であった。そして、すでにフラン・スターリング相場の緊張を緩和するため、小額、スターリングを購入し始めていた。モレは英国がフランスで長期資金を調達することに前向きな姿勢を示す。

モレは共同してポンドを強化するよう、いくつかの案を提案した。フランス公衆、政府、フランス銀行はフランスにおける英国の民間債の発行、フランス政府による英国政府国債借り換え操作への参加を好意的にみているのである。また、フランスの銀行団はスターリング手形再割引にも便宜を与える用意があるし、フランス銀行もイングランド銀行と全面的に協力する

用意があると説明した。

ところが、モレの驚いたことに、ノーマンはいずれの案も協議するのを嫌がった。モレの案に乗らなかった理由は、パリでの発行がフラン建てであったことにある。これがスターリングのポジションを将来脅かすことになる懸念していた。実際、1930年、5、6月、BIS債、ヤング・ローン債発行がパリで行われた時、その応募の資金手当てのためにフランスはロンドン残高を大量に引き揚げてポンド圧力を加えていた経緯があった。ノーマン総裁がフランス保有のポンド残高の一部を借り換えるためにフランスで公債を発行する件で、モレと30年12月に協議したが、これも成功しなかった。

ローンを受け入れることは、フランス側に恩義を感じるだけであり、この方式はノーマンには論外のことであった。フランス当局と協議すること自体、労働党政府の自国経済の立て直しという厳しい作業を延期させることになる。イングランド銀行アメリカ問題顧問スプレイグ (O.M.W.Sprague) はノーマンの専門的助言者を務めており、ノーマンとリース・ロスにはフランス側に好意を求めないこと、真のポジションを隠蔽し思い切った救済策を遅らせるような緩和策には疑いを持っていることを伝えている。

ノーマン自身はフランスの提案する長期ローンとは別の代替案（ノーマン・プラン）を提起した。新たな国際金融機関 (International Bank for Construction) を BIS の制御下で設立し、通常の経路では資金を入手できない公的、私的機関に貸し付けようとした。これは、主にフランス、米国が資金を提供して、通常の経路では資金調達ができないものの良質の証券を提供できる公的、民間機関に資金調達が可能とするものであった。しかし、資金の出し手となるはずの仏米は、自分が主導権の握れない国際金融機関には、当然にも冷淡であった。ノーマンはフランス主導の資金でなく、英国主導の資金調達を模索していたのである⁽⁹⁾。

こうしてみると、ノーマン総裁、その人は、権上氏のいう、「当事者能力」を欠くどころか、フランス銀行やニューヨーク連銀、さらには BIS と直接重要な交渉に携わり、「当事者能力」を発揮していたのである（もちろん、結果は、否定的な反応を引き出しただけ）。また、「とくに最大の利害当事国イギリスの中央銀行が国内で威信を失い、何一つ具体的な提案ができなかったこ

とは重大である。」(『著書』47頁)というのも、権上氏の誤認である。すでに紹介したとおり、ノーマン・プランという、「具体的な提案」を提示していたのである。

以上のような事情があれば、英仏中央銀行間交渉が大蔵省間交渉とうまくつながるわけがない。したがって、リース・ロスにはノーマンの態度をみて、英仏両大蔵省高官がたどり着く一致に追随するよう、願うしかなかった。1931年、1月、2月、リース・ロスはフランス側と三度、会合した(リュエフも入っている)。英国は第一回の提案において、パリ金融市場のフラン不足緩和のために公開市場操作を行い、フランスの金融システムへのデフレ的インパクトを緩和するよう求めた。そして、これができない場合、フランス銀行にある莫大な政府余剰資金を市場に放出させるか、海外貸付をするよう求めた。フランス側は辛抱強く話を聞いた。そして、懸案の重要点については何の譲歩もすることなく、妥協的解決の望みを示唆した。1月2日、ちょうど、会議が軌道に乗っている時、フランス銀行は割り引き利率を引き下げた。シティはこれを歓迎した。なぜなら、モレはフランスの実業界人に対し、迫り来る困難へ警告するために、金利を下げるのではなく、上げようとしていたくらいだったからである。ニューヨーク連銀総裁のハリソン(G.L.Harrison)はモレに対しロンドンを助けるよう圧力をかけていた。そして、フランス外相ブリアン(A. Briand: 首相も務めたこともあり、欧州連合主義者として有名)も、英仏関係の改善のために金利引き下げを要求していた。

第二回会議は二週間後に行われる。フランス側はすでに割引率を引き下げたことを強調したが、積極的に公開市場操作をすることには期待を持たせなかった。政府残高の縮小のためにできることはすると同意したのみであった。フランスの対外貸し付けは一層、手におえない問題であった。フランス投資家はロシア革命で対ロシア投資で大火傷している。貸し付けを再開する用意があるとしても、健全な借り手は実質、海外にいない。短期貸し付けに関しては、手形市場の発展に時間を要する。新規発行の際、支払通貨の選択ができれば、投資家の信認が得られるとフランス側は提案した。しかし、英国側は、そのような形の証券発行はロンドンから資金を引き出す導管になり、スターリングの弱화를促進することになると懸念していた。

1931年1月後半、フランス側は外国証券、大半は南アフリカ金鉱山株をパリ取引所に上場するよう、取り計らった。しかし、フランス銀行における割引適格証券の範囲を拡大するのは政治的に不可能なことであり、フランスの対外貸し付け増大も不可能なことであった。この説明を受けたリース・ロスは、フランス高官に第二回会議でフランス側がフランス銀行における政府資金を削減することはフランス側の誠意の試金石とみていると警告した。2月2日、フランス側は英国TBを割り引く計画を約束し、債券満期に対応して10億フランを払い出す計画も確約した。リース・ロスはこの額が少ないことに失望感を表すと、フランス側は残りの残高の大半を吸収することになる借換計画を確約し、必要となれば、さらに吸収する更なる行動も示唆した。

それが限度であった。リース・ロスは、率直に同僚に語った：英国が通貨政策でフランスの協力を望むならば、賠償・戦債問題でフランスと協調する用意でなくてはならない。賠償支払の停止の場合に生じるかも知れない為替、財政の危機に配慮していた同僚のホプキンス (R.Hopkins) もこれに同意し、外務省もこれに反対しない立場であった。

ノーマンはこれにも反対した。ドイツの状況は最近の数週、著しく改善し、賠償支払停止の可能性が除去されており、フランスへコミットメントするのに反対だという。一方、ベルリンから伝わる英国大使館の情報とノーマンの考えはまったく対立しており、ドイツの経済状況がひどく悪いこと、ナチス、共産党の手中にはまっていることを伝えている。スノーデン蔵相 (P.Snowden) はノーマンの助言を支持した。

以上の記述でも確認できるとおり、英国内部では大蔵省、イングランド銀行間に対フランス交渉において大きな対立が生じており、大蔵省側のリース・ロスはフランス側が求めているものを何も提示できないまま、フランス側に通貨、財政政策の変更を求める論議を再開するしかなかった。彼ができることは、フランス側に世界金ストックへの持続的圧力を止めるよう主張するだけであった。英国が通貨準備を守りたければ、通常の手続きに従い、バンク・レートを引き上げることであり、と彼はしばしばフランス側から言われた。彼の反論はむなししいものに終わる。フランス側への金移動を回避する英国の狙いは、持続的金流出の結果生じる信用削減を緩和することである。

信用を削減すると世界のその他から金を引き寄せることになる。これは英国のポジションを守ることになるが、世界中の経済危機は強められてしまうと主張するだけだったのである。結局、意見交換は友好的であっても、一致にはいたらなかった。三回目の協議の後、発せられたコミュニケには、ただ、交渉を維持することが確約されただけであった。しかし、幸いにも交渉の終了時に、経済状況の一時的好転と一致した。フランスの金準備は、1930年5月以来毎週増加し、420億フランから更に大きな556億フラン（4億5500万ポンド）に増加していたが、31年2月下旬、突然、増加を停止した。そして、ここ数年初めて、商品価格の下落も止まり、上昇し始めた。ごく、短期間、景気が軌道に乗り始めたようにみえたのである⁽¹⁰⁾。

この英仏会議の経過から明らかなように、ノーマンは大蔵省案とは別の形でフランに関するポンドの問題に取り組んでいた。当事者能力を欠くどころか、非常にオーソドックスな方法、すなわち、財政建て直し、他国に金融援助を求めない、金融引締めという方法でポンド問題を処理しようとしていた。ノーマンが金会議に消極的だったのは、国内的な財政引き締めを政府が実施しない限り金本位維持は困難であると考え、他の国の助けを求めるとそれが消極化されるのを恐れていたからである。このため、フランス側との協議に消極的だったのである。つまり、自国の方策でポンド危機を打開しようとし、他力本願を避けたのである。妙に他国に恩義を感じるのを嫌うのである。そして、英国大蔵省（リース・ロス）はフランス大蔵省と合意ができればイングランド銀行がフォローアップすることを望んでいた⁽¹¹⁾。

こうしてみると、英仏の大蔵省が金会議において中央銀行を「排除」しようとしたという権上氏の主張は的外れであることが確認できる。権上氏は、「論文」の段階で、英仏の大蔵省、イングランド銀行の連携についてまったく理解できていない。

英国側から問題になっていたパリ金融市場の難点（大蔵省資金が市場から吸収される期間、額の大きいこと、公開市場操作の有無）はフランスの財政政策の根幹に関わることであり、これはまず両国大蔵省で協議すべきことである。その後を中央銀行がフォローする。手続き上の問題で最初、大蔵省間、次に中央銀行の手順だったのであり、中央銀行を「排除」する類の問題では

ない。

この点を意識したのか否か、知る術はないが、権上氏は、「論文」の時点において書かれていた記述、「問題の「金会議」への出席者が大蔵省代表に限定され、中央銀行代表が排除されることになったのはこのためであった」の部分は『著作』の段階で削除している。

訂正したのは結構なことであるが、これも小手先の修正にすぎない。ノーマンに対する的外れな批判そのものは削除していない。英国大蔵省、イングランド銀行の思惑の相違など、「金会議」の背景、経緯も『著書』の段階でもまったく把握できていない。ということは、とんでもない誤解となっている「論文」の一部を削除しても、『著書』の時点に至っても、「金会議」の意味を理解できていないことになる。

権上氏は取り返しのつかない批判をしたものだ。ノーマンを「当事者能力すら欠いている」として烙印を押し、高飛車に批判する権上氏こそ、当時の英仏会議を理解する研究者としての「当事者能力すら欠いている」人物となる。氏は烙印を押しべき相手を間違ったようだ。

氏の言によれば、「現代資本主義の心臓部を歴史研究の対象にすることは筆者の長年の夢」であり、この「夢」はフランス銀行への内部文書の閲覧でかなえられたとのことである（『著書』vi-vii）。しかし、以上のような理解では、氏の探すべき「現代資本主義の心臓部」は一つだけでなく。特に、国際金融の話となると、心臓部とは、氏も認めるローカルなパリ市場でなく、国際金融市場ロンドン、ニューヨークであろう。ここをはずして、「心臓部」に迫るのは心もとない。

(iv) 英仏「金会議」に関する英国大蔵省高官リース・ロスへの無理解
権上氏が英国の事情に暗いままに終わってしまっているのは、金会議をめぐる文献を読んでいないからであろう。そればかりではない。氏自身が読んでいないはずの文献についても、読んでいるのかどうか、心もとない。

「論文」の時点におけるリース・ロスに関する記述をみると、その感をますます強くする。とんでもない誤解をしている。読んでいないはずの、リース・ロスの著書の肝心の個所を読んでいない。

その根拠資料を提示しよう。ここでも、権上氏の記述には驚くべきものがある。何と、リース・ロスが自身の回想録の中で、金会議についてまったく言及していないという。その箇所、引用しておく。

「その立役者リース・ロスとリュエフにとってどのような意味を持つものだったのであろうか。二人は大部の回想録を執筆している。だがいずれも、この会議には全く言及していない。卓越した二人の金融専門家の経歴の中では、会議はマージナルな位置しか占めなかったのであろうか。会議の内容や成果が彼らの名誉に値しなかったのであろうか。あるいはまた、その両方だったのであろうか。」(「論文」263頁。)

リュエフが「この会議には全く言及していない」のかどうか、私は典拠となるフランス語文献を読めないで、その判断は控える。

しかし、はっきりしているのは、権上氏が典拠としている回想録において、リース・ロスは金会議のことをしっかりと記していることである。氏の見落としては、いまさら何も驚くべきことでない。先に紹介したとおり、フランス銀行モローの回想録の中身の消化にもひどいものがあった。悪いことは続く。英仏「金会議」の焦点もおぼつかない。

リース・ロスは、氏が典拠としている文献で、1931年1、2月、金問題についてパリでフランス大蔵省、中央銀行と協議したことを、そしてマクミラン委員会に出席するために帰国していると記している⁽¹²⁾。回想録で、リース・ロスは金会議について「全く言及していない」どころか、ちゃんと「言及」している。権上氏が読み落としただけのことである。リース・ロスの著書、『貨幣は語る』をもじれば、リース・ロスは「金会議を語る」人である。

しかも、権上氏が金会議の「立役者」と位置づけているリュエフのことも、リース・ロスは回想録で紹介している。そこでは、「旧友」と記している。ただ、リース・ロスがリュエフに言及しているのは、金会議の時の話でなく、1931年夏のドイツの金融危機、英国のポンド信託危機の際の英仏借款交渉の過程で8月26日、リュエフとフランダン蔵相(M.Flandin)とパリで会っていた時の話である。8月27、28日はモレ・フランス銀行総裁に、28日にはフランスの諸銀行の頭取と会い、期限3ヶ月の4000万ポンドの対英国政府クレディットの締結にこぎつけている⁽¹³⁾。

また、リース・ロスが1931年10月にもパリでモレ総裁などと会った後、32年1月にも二度、パリを訪れ、フランダン蔵相やフランス大蔵省の「私の旧友たち」に会っている⁽¹⁴⁾。断定は控えるが、この「私の旧友たち」の中に「旧友」のリユエフが入っているとみても、それほどおかしくないだろう。

いずれにせよ、リース・ロスが「金会議」について回想録でも何も書いていないという権上氏の解説は白川夜船である。「金会議」の「立役者」と権上氏が評価するリユエフに関しても、「旧友」、あるいは、確定はできないが、「旧友たち」として、少なくとも一回は言及している。

ここで、大きな問題となるのは、権上氏がきちんと文献を読んでいるかどうかではない（もともと、期待できない）。

研究者として致命的なのは、国際金融史上、英仏交渉において一体何が重要なのか？これが権上氏にはまったくわかっていないことである。

わかりやすい質問を出してみよう。たとえば、英仏間のポンド処理問題の交渉において研究者が重要視するのは、1930年末—1931年初めの金会議なのか、それとも、1931年夏のポンド危機における会議のいずれなのか？その問題である。答えは言うまでもない。

しかし、このような常識的問いかけを必要とするのが権上氏の記述なのである。もちろん、いずれの会議も重要であり、双方を有機的に関連させるのが最善だろう（1927年の会議ももちろん重要）。しかし、その場合の重点は当然にも、1931年夏の話となるはずである。

ところが、権上氏は、「論文」から『著書』へと発展しても、相変わらず、金会議の話しかふれない（内容理解もひどいが）。これでは、フランに関する国際問題、重要な点は何も把握していないと批判されても仕方ない。1927年の中央銀行家会議の意味もさっぱり掴んでいないということと、まさに符帳の合う話である。

それはともかくも、さすがにまずいと判断したのであろう、『著書』の段階になると、リース・ロスが回想録において金会議のことにふれていないという記述は削除している。

しかし、権上氏の誤解は救われぬ。問題は読み落としにあるのでない。この「論文」における読み落しが内容上、『著書』の時点でも全く修正されて

いないままに終わっている。読み落した部分をきちんと読み直せば、英仏間の金会議に関する自身の無理解を払拭できたはずである。

たとえば、リース・ロスがマクミラン委員会のために本国にいた理由を考えてみる必要がある(読んでいなかったから、無理難題か?!)。ノーマンも出席している。となると、二人はこの時期、フランスとの金会議、本国での証言で多忙であったことがわかる。ノーマンに対する不当なコメントもさることながら、リース・ロスに関しても誤解しているのである。英仏の「金協議」を解説する場合には、それに至る経緯を踏まえる必要がある。それはすでに、指摘していることであるが、その経緯を適確に紹介している英米の文献などがなぜか、権上氏には参考文献となっていない。

権上氏は、英国側の研究者、ボイス (R.W.D.Boyce) がリース・ロスの残した金会議に関する文献・文書を豊富に引用し、詳細に分析していることも知らなかったようだ⁽¹⁵⁾。勿論、賢明なる氏のこと、「論文」の時点ではあった「中央銀行代表が排除されることになった」という主張を、『著書』では全面削除していた。また、『著書』の段階になると、リース・ロスが回想録において金会議のことにふれていないという、とんでもない主張も削除している。

では、なぜ、そうしたのか、理由を付しておくのが親切というものであろう。そうしておけば、金会議へのノーマンの関わりの真相に多少なりとも、近づけたはずである。それができなかった理由を、いみじくも指摘してくれたのが西村閑也氏である。

第2節 両大戦間の国際金融分析における日本の研究者の水準の一例

(i) 権上氏の誤りも指摘できない西村閑也氏—編著者としての力量

権上氏の「論文」を収録している編著者の西村氏によると、「英・米・独についての研究に比べて、フランスの金融構造についての研究は大きく立ち遅れていた」ので、「このアンバランスを修正するための一つの試み」(権上氏の「論文」を所収している本の341頁)として編著者が公刊された。

「フランスの金融構造についての研究は大きく立ち遅れていた」、このことを是正すべく、権上氏らの論文が作成されたはずであるが、すでにみた権上氏の文献消化力をみるかぎり、その達成への道程はかなり長い。西村氏の意

に反し、はからずも、「アンバランス」を再び露呈させる羽目になった。

英国金融史に明るいはずの西村氏ならば、適切な文献でも示し、権上氏の説に問題があることくらい、草稿の段階で指摘してもよさそうなものであるが、それもできない。「このアンバランスを修正するための一つの試み」の実効性を発揮できない。実に頼もしい編者である。

西村氏といえば英国金融史の権威の一人であり、両大戦間の国際金融にも明るいはずだ。実際、玉野井、長氏と並び、前出の『戦間期の通貨と金融』の共編者の役を担っている。その中には、権上氏が当然、参照しておくべき内容が紹介されている平田喜彦氏の「1927年「中央銀行総裁会議」の背景」等、両大戦間の国際金融に関する論文が幾つか掲載されている。この編著は1982年のものである。権上氏の「論文」が収録されている編著は1992年のものである。

では、その10年間、西村氏の国際金融に関する知識は一体、どうなってしまったのだろう。自身が編者を務めた10年の間に両大戦間の国際金融に関する基本的事柄を、西村氏は権上氏に解説しておくべきだった。「英・米・独についての研究に比べて、フランスの金融構造についての研究は大きく立ち遅れていた」という痛切な認識を示している氏のこと、文言を額面どおりに受け取れば、そうするはずだろう。ところが、実際には正反対のことをしている。編著者としてはきわめて杜撰な学者ということになる。

第一次世界大戦以前のロンドン割引市場の分析で定評のある人のはずであるが、1914年以降の話は西村氏の頭脳から消えてしまったようである。1914年の時点で時計の針も止まり、錆びてしまっているようだ。

本稿の評価を不当とみる人は、別の拙稿、「1930年代とブレトン・ウッズ体制下の国際資本移動——金融のグローバル化に関して(上)、(下)」(『佐賀大学経済学論集』第35巻4号、5・6合併号、2002年11月、2003年3月、特に(上)の「後書き」)を参照されるとよい。また、西村氏が編者となっている、故山本栄治氏の著なるもの、『国際通貨と国際資金循環』(日本経済評論社、2002年)を参照すべきだろう。この遺作なるものの中身、国際金融の基本的知識がある研究者なら、およそ書けない記述が多すぎる。ろくに読みもせず、理解もしていない文献を参照文献として多く列記し、引用、典拠としている

始末である(論文の盗作、典拠なき引用、さらに自身の記述の捏造。特に157頁を参照)。

実にこっけいなことに、その編者が西村氏である。しかも、氏自身が山本氏の基本的誤りを何ら、指摘できない。編者としての西村氏の能力を判断する格好の材料だろう。ものごとにはうまくできたものであり、西村氏は自身の時計の針が止まっていることを自白している。すなわち、国際金融論のイロハも覚束ない、山本氏のことを、「ともすると過去の歴史に目を向けがちな私の関心を現代に引きつけてくれた」(同上、219頁)という。国際金融論の初歩的理解にも欠ける人物から現代の国際金融を学んでいるという。爆笑を通り越し、戦慄を覚える話だ。

この山本氏、第一次大戦以前のロンドン国際金融市場には、外国為替市場が存在しないという「説」を堂々と主張している。氏によると、1914年以前の国際金本位制の時代では、「周辺国には外国為替取引において中心国通貨建てを採用するので、外国為替市場は周辺国に形成され、中心国には外国為替市場は形成されず代わりに国際金融市場が形成された」(『国際通貨システム』岩波書店、1997年、3頁)という。

外国為替市場が存在しないのがロンドン国際金融市場というわけだ。これには言葉を失う。ロンドン国際金融市場の当事者は決してそういうでたらめなことはいわない。たとえば、有力なマーチャントバンクの理事を務めたキンダースレイ(R.M. Kindersley)が、かの有名なマクミラン委員会で証言したところによると、戦前、外国為替業務は実質上、すべて引受商会と外国為替業者によって行われており、その取引は大きなものでなく、取引は幾つかの引受商会や為替業者に限られていた。彼らは王立取引所に定期的に週に2、3回集まり、他国通貨や英国自身の通貨の売買していた⁽¹⁶⁾。もし、山本氏の説が正しいとすれば、マーチャント・バンク理事はマクミラン委員会で偽証をしていたことになる。

このキンダースレイはイングランド銀行の幹部である。数々の国際会議で英国代表を務めている。先に紹介していたノーマン・プランの原案を作り、後に紹介するが、1931年ポンド信認恐慌の際、ポンド支援のためフランス中央銀行から短期クレジットをアレンジするようにパリへ派遣されるなど、

ノーマンの知恵袋的な、国際金融に通じた人物である。

その人物の証言と、山本氏の記述、どちらが信憑性があるのか、比較すること自体、イングランド銀行を侮辱することになる。権上氏もその侮辱により振り返りにあったことと同様、醜態である（イングランド銀行を侮辱することになる例、山本、権上氏ばかりでなく、何と日銀マンも隊列を組む。この点、付録を参照）。

外国為替市場の存在云々に関するマクミラン委員会、これは、有名であり、多くの文献で紹介されている。

西村氏もこのマクミラン委員会の話を知らないはずがない。この委員会報告に関し、西村氏は加藤三郎氏との共訳で、『マクミラン委員会報告書・マクミラン委員会証言録（抄訳）』（日本経済評論社、1985年）を出版している。

しかし、この西村氏、マクミラン委員会における証言（外国為替市場の存在）を知らない山本氏の驚くべき誤解を訂正できない。山本氏の遺作の中身を読んで編者となったのか、読まずに編者になったのか。前者であれば、西村氏は学者として無能ということになるし、後者であれば、杜撰な学者ということになる。いずれにせよ、マクミラン委員会報告に関する訳でも、実際は杜撰な理解をしているとみてよいだろう。

1982年、1992年、そして今回、2002年と、きれいに10年間隔の、符牒の合う編者の仕事ぶり。その20年間に、国際金融に関する知識は山本氏並みになったということになる⁽¹⁷⁾。

しかし、山本氏を一方的に批判するのは妥当でない。氏の場合、権上氏が見逃していた1927年の英仏間の金抗争に関し、別の著書⁽¹⁸⁾で詳論している。典拠引用のかぎりでは、英仏間の金問題においては、山本氏の方が権上氏よりも、優れている、あるいは西村氏よりも国際金融に関する知識が深いということになる。

不思議なのは、この1927年の金問題を詳論した山本氏のせつかくの論考を、西村氏は権上氏に教えていたのかどうか、きわめて怪しいことである。

残念ながら、かなり怪しいと判断せざるを得ない。マクミラン委員会報告の中身を少しでも理解していれば、権上氏のでかしたノーマン・イングランド銀行総裁への的を外れた批判を正すことはできたはずだからである。また、

山本氏の最初の著書で、まともに書かれている数少ない記述の部分である1927年の金問題を少しでも知っていれば、その情報を権上氏に伝えることができたはずである。知っていれば当然、1992年の編著における編集者の立場上、権上氏にも参照文献として薦めていたはずである。西村氏とは山本氏の「よき理解者」であるはずなのだが、その山本氏の論点が権上氏の著書、論文には反映されていない。そうなると、権上、西村の両氏とも、あるいはそのいずれかが杜撰であったということになる。杜撰の響きは二重奏で完結しない。山本氏が加わると三重奏となる。不協和音の響き、ますます増幅といったところだろう。

(ii) 研究上、ドーバー海峡を渡れなかった権上氏一読んでもいない文献を典拠とした災難

もちろん、権上氏に関する評価は公平に徹しなくてはならない。氏は、「金会議」に関してリース・ロスが回顧録に書いていないという、先の指摘は、『著書』の段階では削除している（理由は書いていない）。そこで、リース・ロスに関する金会議における役割の評価で、氏が全面的に開眼したと思いたいところである。

しかし、実際には、英仏大蔵省、中央銀行の資料を活用しているボイスの著書を参照していないので、ノーマンやリース・ロスに関する紹介も的外れに終わっている。氏は重大な誤記を二箇所、『著書』の段階で削除したのであるが、実際には、内容上の誤解は一向に是正されていない。『著書』の時点においても、ノーマンに対するピントはずれの批判が削除されないままに終わっている。金会議に象徴されるポンド・フラン問題を考察する場合、英国側の分析を全く怠っている。

金会議に関し、適切な紹介をしているのが、ボイスの文献である。このボイスと氏の英仏中央銀行資料検索の力を見比べると、軍配はボイスにあげざるをえない。ボイスは英米仏の中央銀行、大蔵省の文書に依りながら記述しているが、権上氏には英米のそれが欠けており、ボイスが参照しているフランスの資料を取り挙げることも少ない。

やや揶揄気味となるが、権上氏、ドーバー海峡を渡ったことがあるのだろ

うか？ 英国側の一次資料が活用されている研究を知らない権上氏は通貨史の研究レベルでいえば、ユーロトンネルの中をうろつくだけで、英国側にたどり着けないようである。このような結末をむかえないよう、「論文」の編者である西村氏が英国金融史に関し、基本的知識を提示するくらいの親切心があってもよさそうである。

フラン問題を論じる時はロンドン側の考察抜きに語るのには勇気のいることである。そして両大戦間の国際金融を論じる場合には英米の大西洋間の資金移動を中心に据えて論じる、すなわち、ドル・ポンドという二大基軸通貨を軸にする方法が不可欠なはずであるが、権上氏の場合のはかつてのド・ゴール主義よろしくフランス中心主義をとったせいなのであろうか、ナポレオン同様、ドーバーを超えることができない。行き着く先はセント・ヘレナなのか？

日本経済新聞の第42回日経・経済図書文化賞の総評（1999年11月3日付け）を書いた山本有造氏（京都大学教授）は、権上氏の今回の著書を、「フランス資本主義の心臓部」に迫った世界水準の大作である」と絶賛し、「フランス人に伍してフランス研究を行う」と評価している。

しかし、今回の拙稿に関する指摘を読めば、山本（有）氏も目から鱗がとれるだろう。自身の不明を恥じるといったところか？氏にはアルグスの眼が必要であろう。

再建金本位制の時期の分析に関する限り、その評価は「割引政策」を、しかも罰則的高金利で適用した方がよいであろう。権上氏のいう、「心臓部」が分析視点から外れているか、それとも「心臓部」とやらは権上氏が自覚しないほど複数存在することになるか。当時の国際通貨体制の「心臓部」を語ることなくして、仏英金融関係が論じられるのであろうか。「心臓部」に迫るといって、権上康男氏には権威の上に康んじる男子の権威主義が一人歩きしていないだろうか？

権上氏は自分にどれほど国際金融に関する知識があるのか、よくわかってノーマンの行動をコメントしたのであろうか？ 1920、30年代の激動の両大戦間の国際通貨体制における重大事件（1931年金融危機における英仏中央銀行間協力、1933年のロンドン会議における英仏通貨協議、1936年のフラン切り下げ、それに続く数次の切り下げ）、これらは「論文」、『著書』では分析の

対象外である。

『著書』の第一章は「世界不況とフランスの通貨政策（1930-35年）」と題されて、「金会議」を詳論しているが（もちろん、的外れ）、それが1930年代のフランスの通貨政策に一体、どのように関連するのか、大著の中では実質上、何も書かれていない。

金問題は再建金本位制の時期、ポンド・フラン問題として国際通貨体制において一大焦点になったはずであり、その帰結が1931年秋のポンドの金本位制離脱となるが、権上氏においては、その過程に関する評価は何もない。また、再建金本位制が瓦解した以降も、フランは1936年秋の3国通貨協定が象徴するとおり、国際金融上、焦点になっていたはずであるが、その一連の過程分析も何もない。1930年代の一連のフラン危機の分析のかけらさえない⁽¹⁹⁾。これでは、いったい、大著の第一章は全体においてどのように位置付けられるのか、読者は当惑するばかりである。尻切れとんぼとはこういうことをさす。

このような意味で、権上氏の『著書』は体系性を欠く。近年、日本の研究者の著書に一層顕著になった傾向であるが、既存の論文を寄せ集めて束にすれば学術書と称するものができる。学術書の中身もずいぶんと軽くみられたものである。読者も甘く見られる、安易なるご時世である。以上の点を照らし合わせると、山本有造氏の権上氏に対する講評、「本書はち密かつ周到に論を進める」は、かなりねじれてくるはずである。アルグスの眼が問われる。

ポンド残高の処理をめぐる問題に関する認識が欠如している点はすでに指摘した。これはフランの対外関係に関する視点の欠如といいかえてもよい。世界的大恐慌の時代のフラン問題とはフランの対ドル、ポンドの問題だったはずである。金本位制瓦解以降の国際経済問題の一大焦点はフラン不安にあったとみるのが常識であるが、国際金融の舞台におけるフランの評価に関しては、氏にはその点の言及は一切ない。

結局、権上氏とは国際金融の領域は門外漢の人物である。これは厳しい見方であろうか。実は山本有造氏もその点、意識しているようであり、「制度変革をめぐる英米二大ヘゲモニー国家との比較の視点、時代思潮のそこに流れる世界的動向との連関への言及が全く省かれている」という婉曲なコメント

が印象的である。

イングランド銀行総裁ノーマンを当事者能力がないというのは、フランス銀行の役人がいうのは勝手であろうが、研究者の権上氏がその尻馬に乗っていいのだろうか？もしそうだとしたら、英国は何十年間もの間、無能の中央銀行総裁を抱いていたことになる？そこまで強く主張するというならば文献、資料の裏付けが必要であろう。権上氏は、「論文」の末尾で両体制間の国際金融に関する参考文献を挙げていた。それを読んでいるとすれば、「論文」、『著書』に書かれているようなノーマン批判の叙述は出ようがないはずである。読んでいないと断言していいであろう。モロー、リース・ロスの著作を実質、読んでいないことも指摘しておいた。「論文」の時点で参考文献としてあげられていた関連文献の多くは、『著書』の段階になると紹介されなくなっており、しかも「論文」、『著書』には特に内容に変更がない。ということは、もともと、参照していなかったと批判されても仕方ないであろう。

余計なお節介になるかもしれないが、どうしてもノーマンが当事者能力を欠くという例を示したいのならば、1931年7—9月のポンド金本位離脱の過程におけるノーマンの役割を記述するのがいいだろう。

ノーマンは1931年7月29日(水曜日)のイングランド銀行の常務委員会(the Committee of Treasury)において病に倒れ、自宅に連れ戻される。以後は、8月5日の一日だけイングランド銀行にいる以外、自宅で大半の時間を床の中ですごしている。ノーマンは同年8月15日、療養のためカナダへ向かう⁽²⁰⁾。イングランド銀行は声明を出し、総裁がここ数ヶ月の事態でひどい緊張にあり、医者のお言により、すべての職務を放棄して休養と気分転換のために海外へ行くことを説明している⁽²¹⁾。そして、9月23日にリバプールに上陸して帰国した時に金本位制の瓦解を知る。「彼がようやく戻った9月23日には危機は終わっていたのである」⁽²²⁾。イングランド銀行へ戻ったのも、9月28日の月曜日のことである。ポンド危機という一大事の数週間、責任ある立場から離れていたわけであり、イングランド銀行に戻り、留守中に起こった出来事を全面的に理解するには1、2週間を要したといわれる⁽²³⁾。それは無理ないだろう。彼が病気でイングランド銀行の職務から離れた7月末以降の金融政策(金本位制維持)と彼が帰国し職務に復帰した9月後半の金融政策(金本

位離脱)は完全に異なっていたのである。

しかし、ノーマンは当事者能力を見事に発揮し続ける。金本位瓦解以降、ポンドの国際的信認保持に専心する。権上氏が歴史家であるとすれば、このノーマンの行動の軌跡をたどって、1930-31年のノーマンを語るべきであろう。そうしていけば、山本有造氏の権上氏に対する評価、「本書はち密かつ周到に論を進める」は正当な評価として再確認されるであろう。

権上氏のような姿勢に関し、ストレンジの鋭い指摘がある。「経済史を含む歴史こそ、知識人の不遜を矯正するのに欠かすことができない。このことをどうか経済学者は銘記してほしいものである」⁽²⁴⁾。

では次に1931年のノーマンの話に移ることにする。ノーマンは1931年7月のポンド恐慌の際にも以前の態度を貫きつづけた。この危機に対応して米仏の中央銀行から協力の申し出があったにも関わらず、先の英仏金会議におけると同様、これに消極的姿勢を示した。英国自身の経済、財政収支不均衡を是正しないままであれば無力であると感じていたのであり、この点はリース・ロスなど英国大蔵省も同様の考えにあった⁽²⁵⁾。

ローンを受け入れることは、フランス側に恩義を感じるだけであり、この方式はノーマンには論外のことであった。フラン当局と協議すること自体、労働党政府による自国経済の立て直しという厳しい作業を延期させることになってしまう。

この点は権上氏に関する評価のところで明らかにしたとおり、イングランド銀行アメリカ問題顧問スプレイグがノーマンの専門的助言者を務めており、ノーマンとリース・ロスには、フランス側に好意を求めないこと、真のポジションを隠蔽し思い切った救済策を遅らせるような、緩和策には疑いを持っていることを伝えていた。

そこで、ストレンジの警告を生かすべく、1931年のドイツ、英国の通貨恐慌におけるノーマン総裁の役割も再確認してみる。この、ノーマン、権上氏が取り上げていた英仏会議(1930年暮れ-31年1月)と同様の姿勢で金融恐慌に臨んでいる。非常にオーソドックスな方法、すなわち、財政建て直し、他国に金融援助を求めない、金融引締めという方法である。国内的な財政引き締めを政府が実施しない限り金本位維持は困難であると考え、他の国の助

けを求めるとそれが消極化するのを恐れている。自国の方策でポンド危機を打開しようとし、他力本願を避けた。妙に他国に恩義を感じるの嫌がった⁽²⁶⁾。まさに、この姿勢が対ドイツ信用支援、自国通貨ポンドの建て直しの方策においても維持される。

権上氏は、ノーマンを批判する場合、1931年全体における彼の行動も視野に入れて評価すべきだった。そうしておけば、自身が与えた評価は撤回せざるを得ないことに気がつくはずだ。国際金融史上、重要なのは1930-31年の英仏金会議なのか、1931年夏のポンド信認恐慌なのか、どちらなのか、フランス銀行の分析からみても、自明のことだろう。

第2章 注

- (1) S.Strange, *International Monetary Relations*, Vol.II in A.Schonfield (ed.), *International Economic Relations of the Western World 1959-1971*, Oxford University Press, 1976, pp.204-5.
- (2) E.Moreau, *The Golden Franc—Memoirs of a Governor of the Bank of France: The Stabilization of the Franc (1926-1928)*, translated by S.D.Stoller and T.C. Roberts, Oxford, 1991: *Souvenirs d'un gouverneur de la Banque de France. Histoire de la stabilisation du franc (1926-1928)*, Paris, 1954, フランス語が理解できない筆者の場合、英訳本を参照。その「9章 危機にあるポンド(1927年5月24日—6月7日)」, pp.288-304.
- (3) Moreau, *ibid.*, p.288.
- (4) S.V.O.Clarke, *Central Bank Cooperation, 1924-1931*, 1967, pp.118-9, Moreau, *op. cit.*, pp.296-9, 311-2.
- (5) W.A.Brown, Jr., *The International Gold Standard Reinterpreted 1914-1934*, New York, 1940, p.800.
- (6) フランスのポンド残高引き出しをめぐる争いを緩和するためニューヨーク連銀が金融緩和を実施してポンド危機を救ったこと、しかし他面、これが結果的にはニューヨーク株式ブームを煽った点については、Brown, *op.cit.*, pp.801-2, Beckhart, *op.cit.*, (訳) 274-5頁を参照。
- (7) R.S.Sayers, *The Bank of England 1891-1944*, Cambridge, 1976, p.366, 368-9, 371-3, 西川元彦監訳, 日本銀行金融史研究会訳, 『イングランド銀行—1891~1944』東洋経済新報社, 1979年, 509, 513, 517-9頁。
- (8) Clarke, *op.cit.*, pp.115-22.
- (9) Clarke, *op.cit.*, p.171, 176-9, Kindleberger, *The World in Depression 1929-1939*,

- University of California Press, 1973, p.129, 147, 石崎照彦・木村一郎訳, 『大不況下の世界1929-1939』東京大学出版会, 1982年, 106, 124頁, D.E.Moggridge, *British Monetary Policy 1924-1931*, Cambridge, 1972, pp.240-2.
- (10) 英仏会議の経過については, R.W.D.Boyce, *British Capitalism at the Crossroads 1919-1932*, Cambridge University Press, 1987, pp.294-9.
- (11) Boyce, *ibid.*, p.296.
- (12) F.Leith-Ross, *Money Talks*, London, 1968, p.132.
- (13) Leith-Ross, *op.cit.*, p.139.
- (14) Leith-Ross, *ibid.*, p.143.
- (15) Boyce, *op.cit.*, pp.296-7.
- (16) *Committee on Finance and Industry*, Macmillan Report, Report, Q. 1548.
- (17) なお, 山本氏の著作, 論文の, 初歩的誤り(捏造・改竄を含む)を指摘, 解題するとなると, 『間違いだらけの少年H』(山中恒・山中典子, 辺境社, 1999年,)の頁数(845頁)にも迫りかねず, 正直言って, 筆者にはそれをやり遂げるエネルギーはない。ブラック・ユーモアなのは, 今もなお, 山本氏の著作を「優れた」典拠として扱う学者が多いということ。かの古代遺跡捏造事件の続編といったところ。
- (18) 『基軸通貨の交替とドル』有斐閣, 1998年の分, 第3章, 96-104頁。なお, この著書の中身もひどい個所がかなり多い。その点は, 前の注, 参照, 前掲の拙稿, (上)151-5頁, そして, 極めつけの個所に関しては, 165-72頁を参照されたい。
- (19) 1930年代のフランの歴史の概括については, 馬場宏二, 「国際通貨問題」(宇野弘蔵監修『講座・帝国主義の研究2, 世界経済』青木書店, 1975年, 第2章, 178-86頁)が便利である。また, 当時のフラン下落不安がポンド・ドル相場に及ぼす効果の詳細に関しては, 拙著, 第3編:フラン切り下げによる三国通貨間の調整(227-492頁)を参照。
- (20) H.Clay, *Lord Norman*, London, 1957, p.385.
- (21) R.Basset, 1931 *Political Crisis*, Gower, Hampshire, 1986, pp.62-3. この本の第一版は1958年のMacmillan Committee Limitedからのもの。
- (22) Clay, *op.cit.*, p.385.
- (23) Sayers, *op.cit.*, p.394, 415, (訳)546, 574-5頁。
- (24) S.Strange, *Mad Money*, Manchester University Press, 1998, 櫻井公人・櫻井純理・高嶋正晴訳, 『マッドマネー』岩波書店, 1999年, 35頁。
- (25) Boyce, *op.cit.*, p.347.
- (26) Boyce, *ibid.*, p.296.

第三章 1931年の英独金融恐慌におけるノーマンの活躍・挫折

第1節 英仏中央銀行間交渉におけるノーマンの役割

(i) ドイツの信用支援におけるノーマンの戦術

まず、ドイツ銀行恐慌におけるノーマンの動向をみてみよう。オーストリアのクレジット・アンシュタルトの破綻が伝えられた5月から為替管理が導入される7月15日までに、米英の資本が大量に引き揚げられ、ドイツ資本も大量に外国へ逃避している。6月18日にドイツの有力繊維企業、ノルドヴォレが巨額の損失を発表した（当初2億ライヒス・マルクと公表）。資本流出が激化する中、6月25日、米英仏中央銀行、BISによる1億ドルの短期信用（7月16日を満期とする）が発表されている。ライヒス・マルク（以下、RMと略記）は強くなり、一日か、二日間、ドイツの中央銀行ライヒス・バンクは為替操作で準備を失うことはまったくなく、信用引き締めを一段と強化している。しかし、この平静さは短命に終わる。クレジットは6月29日までの引出は1200万ドルにすぎなかったが、6月30日からの3日間に6400万ドルが引き出されている。ライヒス・バンクの金・外為準備率は7月3日までに法定準備率の40%を割っていた。7月4日にはクレジットは枯渇し、ライヒス・バンクは子会社のゴールド・ディスカウント銀行とニューヨークの銀行が取り決めていたクレジット・ライン5000万ドルの全額を引き出さざるを得なくなった。

たしかに、この引出でライヒス・バンクは7月7日までの2週間において690万ドル、準備増加できた。しかし、7月6日、米仏政府がフーバー・モラトリアム提案に合意したという発表が行われたにもかかわらず、続く1週間の間に、ライヒスバンクは7100万ドル（金、外為）を失った。7月15日、その準備は法定準備を大きく下回った。ライヒス・マルクは圧力を受けていたわけである。一方、民間銀行自身も危機にあった。7月1日にはノルトヴォレの損失が当初発表の2億RMよりも多い2.4億RMと判明した。ここへ多額に貸し付けていた大銀行ダナート銀行の支払困難が7月6日、新聞に報じられた。この頃にはドイツでは銀行への取付が始まっている。7月13日、バーゼルでドイツへの信用支援が協議されているその日、ダナート銀行の破綻が

発表され、ドイツ政府はベルリン証券取引所、商業銀行、貯蓄機関に対し、2日間の休業を布告している。金融市場と銀行が再開したのは7月16日であるが、この時までで一連の為替管理が敷かれていた⁽¹⁾。

たしかに、1931年春にはドイツでは全般的回復が始まる兆候もあった。金利は低く、通例、春には低くなる失業率低下も長く続いた。しかし、5月、クレジット・アンシュタルトの破綻が伝えられ、ドイツの銀行から預金引出が始まった。銀行は5月に3億3700万RM(2.6%)を失った。評判のよくない銀行の預金引出の度合いは大きかった(ダナート銀行の場合、9700万RM、ドイツ銀行は5100万RM)。6月の終わる最後の週、ライヒス・バンクはかなりの外国為替を失った(7300万RM)。金喪失も6月、深刻になり、6月6日までの金喪失は対フランスの分であった(4500万RM)。6月、ダナート銀行は預金を8億4780万RM(40.9%)を、ドイツ銀行は3億2150万RM(8.2%)を失った。クレジット・アンシュタルト破綻直後は外国資本の引出の気配はなかった。6、7月、銀行は預金を保持するために金利を引き上げた。預金引出に直面したのである。銀行は流動性を維持するために貸付を削減した。通常、良好と見られていた企業でさえも借入を返済することで困難に陥り、破産しかけた⁽²⁾。

ノーマンは先のドイツの英米仏中央銀行、BISによるクレジット供与(1億ドル)において音頭を取っていた。しかし、これにもかかわらず、ドイツの外為準備の減少は止まらなかった。7月9日、ライヒスバンク総裁のルターがロンドンへ飛び、ノーマンへ追加支援を依頼した。これを放置しておく、中欧の諸国ばかりでなく、国際金融センターのロンドンにも重大な影響を与えると警告した。

しかし、ノーマンは先の中央銀行信用供与の時と態度を大きく変化させていた。7月7日、ノーマンはライヒス・バンクへ5億ドル、さらには10億ドルの中央銀行間信用を供与する用意であることをニューヨーク連銀総裁のハリソンへ伝えていたが、突然、この考えを棄てた。

それは、7月8日、ノーマンとニューヨーク連銀総裁ハリソンとの電話会話にも示されている。ノーマンのみるところ、ルターは中央銀行信用の更新を依頼するばかりか、「無制限」の追加信用を求めてくる。これはノーマンに

としては問題外である。とはいえ、ドイツの完全な崩壊を避けるためには5億—10億ドルに信用を求めてくるので、ノーマンはそれには協力するつもりであった（米仏の中央銀行も参加という条件で）。

一方、ハリソンはそのような信用を供与する場合、次のような条件を考えていた。主要な国際金融センターが既存の対ドイツの信用を引き揚げないこと；新規信用はライヒス・バンク，ゴールド・ディスカウント銀行，ドイツ政府が保証すること。

この条件にノーマンは賛成した。ハリソン自身は、クレジット供与自体にも非常に懐疑的であった。理由は、現在の困難はドイツ国民が自国通貨から逃避していること；ライヒス・バンクは実際に行っている以上にもっと厳しい信用制限を行う必要があることにある。ノーマンのみるところ、ルターは信用割当政策を非常に厳しく行っていたが、その効果のほどに確信を持てなかった。ノーマンもハリソン同様、新しいクレジットを供与する前にドイツは厳しい信用制限を行うべきと考えていた。

しかし、7月8日に確認したノーマンの第二次信用に関する見解は、続く5日間の交渉で一変する。ドイツ通貨の崩壊する見込みが高まっており、ハリソンはドイツに対し、第二次信用の供与を推薦するに値する経済政策を採用するよう求めた。当初、この信用供与に賛成であったノーマンが態度を一変させたのは、ルターの警告のシナリオを疑ったからでない。逆に、放任しておく、結果は破滅的になることは承知していた。しかし、危機の大きさに鑑みれば、追加的信用供与は役に立たないどころか、有害であると判断した。今回の問題は政治的問題であり、金融的問題ではない。諸政府が賠償問題という負担を取り除かないかぎり、ドイツは短期信用供与を需要し続けるだけであり、ドイツはホット・マネーの動きに翻弄される。信用供与はドイツの債務を増すだけであり、政治家の責任を回避させてしまう。賠償支払が続くかぎり、ドイツへ信用を供与すれば、ドイツも賠償支払を続けさせられる。ノーマンとしては、これを避けるためには、ドイツへ信用供与しても仕方がない⁽³⁾。

ノーマンによれば、ドイツ中央銀行の外為喪失は外国資本でなく、ドイツ資本の資本逃避のせいである；多額の信用供与は「金融問題」を超えて「政

治問題」化しているのです。中央銀行の処理するところでない；信用を供与してもフランスへの賠償支払に使われるだけとなる。これが、ドイツに対する追加信用を拒否した理由となる。かわりに、ノーマンは公定歩合の引き上げ、信用制限の導入を助言している。ドイツ側の策は尽き、7月13日、ダナート銀行は営業を停止し、14、15日の「銀行休日」の後、15日に為替管理が導入される⁽⁴⁾。

ノーマンの態度変化により、ルターは何の成果もなく、7月10日、パリへ飛んだが、ここでも成果を得られなかった。フランスはドイツの賠償問題の姿勢、また、ドイツ政府の反フランス的態度に不満だったから当然のことだった。ルターはさらに7月12日(日)、バーゼルへ行き、中央銀行銀行家会議に出席した。次の日を含む、二日間の会議では、全員、ドイツの経済は根本的には健全であるという点で一致し、ルターの訴えに同情的であり、ドイツを取り巻く政治的状況の改善を求めた。しかし、驚くことにノーマンはドイツが対外債務返済に対してモラトリアムを宣言するよう主張した。この方法だけが、政治家をして賠償問題の所在を理解させる方法であるという。かくして、先に供与された短期信用1億ドルは更新されたが、ノーマンの主張により、たった2週間の更新に短縮されてしまった。ルターが求めた追加信用は拒否された⁽⁵⁾。

ノーマンは7月12-13日のバーゼルにおける BIS 中央銀行家会議において、ドイツが対外債務へモラトリアムを宣言すべきだと主張した。また、フランス大使館の言い分によると、ノーマンはドイツが破産したほうが、賠償、ポーランド回廊問題を含む、ベルサイユ条約の改正の問題提起につながると主張した⁽⁶⁾。

ノーマンの戦術はこうである。ドイツが賠償を支払続けるかぎり、英国も米国へ戦債を支払い続けなくてはならない。ドイツがそれを止めれば、英国は対米関係で都合がよい（結局、賠償支払停止に対応して英国は対米戦債の支払も停止する）。

このドイツの銀行恐慌、英国にも飛び火したこと、あまりにも有名なことである。その経過は本稿にも活用している多くの文献に紹介されており、ここではノーマンの姿勢の変化をたどることに限定しておく。権上氏が完全に

見過ごしている英仏中央銀行間の緊張・友好関係を明らかにするためである。

(ii) ポンド防衛に奔走するノーマン— 米仏中央銀行クレジットへの態度

1931年7月13日、マクミラン委員会が新聞に公表された。これにより英国の対外収支ポジションの脆弱性が再確認された。すでにスターリングは金輸出点、あるいは、それを下回っていた。7月15日、対フラン相場は金輸出点よりも1フランも低く、7月16日、対ドル相場は4.84ドルを下回っていた。公定歩合は7月23日、3.5%へ、7月30日、4.5%へ引き上げられ、イングランド銀行は為替市場に介入を始めた。同行のフラン、ドル為替保有はスターリング相場を数日間、保持させるには不十分であった。金を送ることは直ちに十分な効果はなかった。イングランド銀行は以前の場合、中央銀行からの借入を嫌がっていたが、この気分は一掃された。7月25日、ノーマンはキングダースレイをパリへ派遣した。フランス銀行総裁はクレジットを供与するつもりであった。イングランド銀行は政府保証を求めたが、蔵相は嫌がった。蔵相のいうには、金を使用する構えにあるべきであり、ロンドンの銀行はドイツから信用を自由に引き揚げてもよいはずである。手形交換所加盟銀行委員会は、クレジットの担保として商業手形を快く提供してイングランド銀行を援助する用意にあったが、クレジットがニューヨーク、パリの双方で調達されない場合は、パリよりもニューヨークのクレジットを好んだ。これはフランスへの対抗心からであろう。ニューヨーク連銀総裁ハリソンも1億ドルのクレジットを供与する用意があり、8月1日、米仏、それぞれ2500万ポンドのクレジット供与が発表された⁽⁷⁾。

この信用供与の発表される以前、すでにノーマンは7月29日、病に倒れていた⁽⁸⁾。ノーマンが倒れ離脱したのは、偶然にも、中央銀行協力で危機に対処しようとする最後の試みがまさにアレンジされた時であった。この点、コトレル (P.L.Cottrell) はノーマンの不在が中央銀行信用の受諾につながっていると推察している⁽⁹⁾。しかし、クレイによれば、ノーマンの離脱と中央銀行間信用供与の決定が時期が重なっていたという偶然は、おそらく重要でないという。というのは、ノーマンはそれ以前、すでに、中欧の困難に対処するに

は、中央銀行信用が不可欠であるかもしれないが、通貨政策や中央銀行信用では手におえないと主張していたからである。また、ドイツ問題は政治的な問題であり、7月にロンドンで開かれていた7カ国会議（7月20-23日）に参加している政治家が解決すべきことで、金融の専門家の問題ではないと主張していた。

そして、すでに、ポンド支持のために米仏中央銀行クレジットをアレンジすることに賛成していたイングランド銀行の常務委員会は蔵相に対して、そのクレジット使用は、財政立て直しに対処する英国政府へ時間の余裕を与えるためのものに限定すべきであるという見解（そしてそれは、間違いなくノーマンの見解でもある）を伝えている。結局、クレイによると、資金流出の圧力に抗してスターリングを防衛するという、イングランド銀行が遂行し続けていた政策は、ノーマン総裁自身の政策だったのである⁽¹⁰⁾。

その点、ボイスの記述からも、コトレルの推量は無理があることが確認できる。

ボイスによる、中央銀行間信用の取り決めに至るノーマンの行動の解説をみてみよう。ノーマンは7月22日の夕方、蔵相を訪れ、ポンドの深刻な危機について警告している。それまでの1週間余りにおいてイングランド銀行は1500万ポンドの金を失っているが（7月15日の1億6400万ポンドから7月22日に1億4900万ポンド）、ドル為替は2700万ポンド、フラン為替は400万ポンドと変化がない。外為が急減するのは、7月22日から7月29日の間であり、ドルを900万ポンド、フランを300万ポンドも失っている（金準備も1700万ポンドも失う⁽¹¹⁾）。

ロンドンで開催されていた7カ国政府首脳会議は23日に終わったが、世界は政治家が危機の解決策を何も打ち出せなかったことを知っており、ポンド圧力は強まるはずだった。すでにスターリングの先物相場は不吉な水準までに至り、ノーマンは公定歩合を1%引き上げるよう、常務委員会で提起するつもりであり、7月23日、2.5%から3.5%へと引き上げられた。ノーマンはまた、キングスレイを7月25日、パリに送っており、イングランド銀行向けの短期信用をアレンジしようとし、また、その週末、米国の銀行家がロンドンに着いた時、J.P.モルガンによる大きな長期ローンを協議しようとした。

しかし、すでに政治家は責務の遂行に失敗しており、ノーマンには方法が残されていなかった。スノーデン蔵相は8月1日に公表されることになるメイ委員会報告にふれたが、その際、ノーマンは財政赤字を抑制しないかぎり、ポンドはさらに危うくなると警告し、蔵相も全面的に同意した。

7月26日、日曜日午後、ノーマンは自宅でモルガンと会い、借款問題を協議したが、英国財政の問題点を最初に取り上げたのは、意外にもモルガンでなく、ノーマンであった。ノーマンは政府が過大な支出をしているという警告に政府がまったく注意を払わないことに不満だった。また、モルガン側のみるところ、ノーマンは、英国財政赤字は非常に長い間続くと予想し、短期借入を期待しているようであった。モルガンは英国政府への長期ローンに賛成であったので、ノーマンの姿勢に当惑した。そこで、モルガンは、米国の銀行に打診する前に、英国政府はまず、財政問題にどのように対決していくのか計画を準備するよう主張した。ノーマンはこれに賛成し、蔵相から財政状況について正直に議論するよう許可を得ており、モルガンの意見を伝えると言った⁽¹²⁾。

注意すべき点は、ノーマンはこの時点では、中央銀行間信用を嫌がっていたわけでないことである。モルガンなどが提案する対英国政府への長期ローンを嫌がっていたのである⁽¹³⁾。長期ローンなどを受けると、その分、政府に時間稼ぎをさせ、財政建て直しという急務の作業に支障となると考えていたからだろう。7月26日、米国のモルガンが対英国政府長期ローンの提供を申し出たにも関わらず、ノーマンがこれに乗り気でなかったのも、政府へ財政再建を急がせるためだろう。7月25日には、フランス中央銀行からの短期の中央銀行信用の調達のため、キンダースレイをパリに派遣しているのも、政府に対する長期信用には積極的でないことの傍証となるだろう。

この点、クラークの記述からも確認できる。ハリソンとモレは中央間信用の米仏同時にすべきであると考えていたし、少なくとも、英国政府に対するローンと抱き合わせにすべきであると考えていたが、この政府ローンは英国政府が財政赤字に対処しないかぎり、ニューヨーク、パリで起債するのはほとんど不可能であった。これはノーマンも痛切に理解していた。たとえば、ノーマンが倒れる7月29日、ハリソンはノーマンへ英国政府ローンの可能性

について電話で問い合わせていたが、議会在開かれていないこと、また、国内政治事情が満足の行くものでないので、ローンは不可能であると、ノーマンは答えている⁽¹⁴⁾。

以上からすれば、外国からの借入に対するノーマンの姿勢を論じる場合には、対中央銀行信用、対政府信用を区別して論じる必要がある。しかも、こう区別することは短期信用か、長期信用の選択にも関連していくことになる。

ノーマンは基本的には借入には反対であった。とはいえ、7月半ば以降のポンド危機に対処するためには中央銀行信用（しかも短期）に応じるようになった（フランスの分は7月26日に決定されている）。しかし、これは、あくまで、緊急避難的処置である。英国財政再建処置こそがポンド危機の打開策なのである。

こうしてみると、8月1日公表の中央銀行間信用を決定できたのは、それに反対であったノーマンが執務離脱していたからかもしれないと推量するコントロールの記述は正確性を欠く。もしそうならば、執務離脱の前の7月25日、ノーマンがキングスレイを信用供与の取りまとめるためにパリへ派遣するはずがない。ノーマンの承認を得ないとできない話である。なお、次の日の7月26日、ロンドンでノーマンは米国のモルガンに対し、対政府長期ローンの件を断っている。

クレジット供与に対するノーマンの態度を整理すれば、短期信用（中央銀行間信用）は承認し、長期信用（対政府信用）は承認していないということになる。

とはいうものの、ノーマンが離脱した後も、イングランド銀行はこの短期中央銀行信用の扱いに関し、その使用をなるべく避けようとしていた。ノーマンを代行することになったハーヴェイ副総裁は、7月30日、米仏中央銀行間信用が決まった時、ハリソンがもし必要であれば、ニューヨークの商業銀行へ打診すべきであると助言した。商業銀行家がすぐに追加資金を供給するとハリソンはみていた。ハリソンは、7月後半中、ノーマン、ハーヴェイに英国政府がニューヨーク市場で長期ローンを打診するよう急つついている。ノーマンはこの方式に懐疑的であったが、ハーヴェイはこの件について賛成したばかりでなく、すでに英国大蔵省にこの件を相談していた。しかし、結

局、ハーヴェイは米仏中央銀行間信用で十分だと答えている⁽¹⁵⁾。それは、財政建て直しを根本対策とする姿勢が維持されているからである。以下、その点に関して論じよう。

すでに述べたとおり、7月25日(土)、キンダースレイはパリへ飛んでいる。これは、短期信用供与の協議のためである。フランス銀行総裁モレは協力的であり、すぐに翌日の7月26日(日)午後、2500万ポンドの短期信用が取り決められ、その週にモレの仲介でニューヨーク連銀からも同様の信用がアレンジされた。7月30日(木)、スノーデン蔵相は下院において、財政問題に取り組んでいることを明らかにし、「誇りある健全な英国の信用」を保持するために厳しい財政措置を講じる用意を示した。同日、公定歩合も4.5%へ引き上げられた。7月31日、メイ報告で1億2000万ポンドの財政赤字の見込みが明らかになった。議会在休会し、市場も閉まっていた8月1日(土)、5000万ポンドの米仏中央銀行信用、保証発行の1500万ポンドの増加が公表されたが、8月3日(月)は銀行休日であり、翌日の火曜日に市場の開いた時、ポンド相場は金輸出点を上回っていた。

しかし政府は夏の議会在休会の前に財政赤字の精査をする財政節減委員会を設けるという約束をするだけであった。これはイングランド銀行総裁ノーマンや彼の同僚にとってはあまりのことであった。彼らは、海外からの借入、特にパリからのその必要性に失望しており、英国政府に事態の深刻さを理解させるため、クレジットの扱いで大胆な処置に出ることにした⁽¹⁶⁾。

8月4日(火)、銀行休日明け、市場の開いた時、イングランド銀行はこのクレジットを使用せず、また、自己資金でポンドを支えることもしなかった。この不手際の理由は、二つあった。

第一に、同行内部の目論見である。それは政府を動かすためには、ポンドへの圧力の強さを理解させなくてはならない。そのためには、金準備を喪失させ、政府に事態に深刻さを理解させ、即刻、財政均衡化策に取り組むようにさせる。また、このような事態にしておけば、公定歩合を引き上げる理由になる。以上が同行の目論見である。

第二の理由は、フランス銀行の以下のような主張である。フランス銀行側はフランスの分のクレジットが引き出される毎にパリの商業銀行もそれに

加わるべきであるというのである。しかし、パリの商業銀行も参加すると、クレジットが利用される程度が露見してしまう。しかも米仏中央銀行の取決めにより、米仏のクレジットは同時に使用することになっていた。このため、イングランド銀行はいずれかの一方だけ、クレジットを使えなかった。

イングランド銀行がクレジットを利用しなかったことは裏目に出た。8月5日、ポンドはドル、フランに対し大幅に下落した。イングランド銀行はクレジットを得ていたが、それを使う必要がないという期待の下、保険の役割としてみなしていた。1925年のポンド安定信用で生じた効果を期待したからである。

1925年4月に英国が金本位制復帰を遂げた時、米国から合計3億ドルのクレジット・ラインを供与されたが、それは実際には引き出されることなく27年5月14日に満期を迎えたこともあり、外国クレジットの供与それ自身が保険であり、実際に使われなくとも、ポンドの支持要因になると期待があった⁽¹⁷⁾。そのために同行はクレジットを利用するのではなく、金流出を許容した。これは、通例、夏の時期、パリへの金流出が期待されていたためばかりでない。同行はむしろポンドへの信認の欠如は英国の財政事情にあると考えており、金流出を放置することが、政府が行動に至る一番有効な方法であると考えていた。たしかにイングランド銀行は外国借入をしつこく認めたと、政府へ財政緊縮策を迫ることに変わりない。クレジットを安易に使用すれば、政府が財政改善に動かなくなる危険を感じとっていたのである。

しかし、フランス銀行総裁のモレは英国側が自分に相談することなく、このような戦術を採ったことに当惑した。特にフランス側がイングランド銀行は金を失う前にクレジットを使うと考えていたからである。また、英国が自身の強さの判断を誤ったとみていた。彼の考えを付け加えれば、更なる金喪失は重大な帰結を招くという。しかしイングランド銀行はフランス側の今回の処置は好まなかった。なぜなら、クレジットを受けると英国がフランス側に屈服することになる。かくて、8月6日、公定歩合は上げないことにした。フランス側が引上げを助言したにもかかわらず⁽¹⁸⁾。

このように、断固とした当局の支持操作を欠く中、ポンドは8月4日、若

干低下し、8月5日にロンドン、ニューヨーク、パリで急落した。市場では、フランス銀行がポンド支持を撤回した；また、ノーマンがイングランド銀行総裁にとどまるかぎり協力しないという噂が広まった。精力的な支持操作は、7月末に向けて締結されていた市場との取決めによりすぐに回復したが、フランス銀行のクレジット引出の件は解決が遅れた。1億2500万ドルに相当するすべてを一時に引き出してイングランド銀行の操作の実態がパリ市場に分からないようにすることが決定されたのは、8月7日になってのことだった。その間に、英仏クレジットの期待された効果が失われた。

イングランド銀行のポンド支持操作は以前に比べ急増した。8月4日には50万ポンドだったが、8日には900万ポンド、10日には100万ポンドとなった。その後、幾分、圧力は緩和するが、労働党内閣が瓦解した8月24日には、ピークの4500万ポンドになった⁽¹⁹⁾。

英仏中央銀行関係の確執が強調されるきらいがあるが、フランス側は協調姿勢にあった。フランス銀行総裁モレは8月1日の米仏中央銀行クレジットの供与でも協力的であった。当時、フランスの商業銀行がロンドン残高を減少させている点に関し、英国の新聞がフランスの金融の陰謀と報道している敵対的な態度にも深く憂えていた。モレの確信していることは、フランスの商業銀行のロンドン残高減少はスターリングの信認欠如でなく、ましてや悪意のある政治行動でもなく、単に、ドイツの状況悪化によるパリからの資金引き揚げに直面して資金の流動性を確保する必要からのものであった。それゆえ、モレは、イングランド銀行へクレジットを供与する際、パリのすべての主要な銀行とロンドンの銀行との結束性の強さを示すため、また、新聞の憶測に対抗するため、そのクレジットに参加するよう主張していた。悲しいことに、イングランド銀行の人間はモレの動機を理解していなかった。感謝するよりもむしろ、怒っていたくらいである⁽²⁰⁾。

モレのような方式でいくと、イングランド銀行がクレジットを引き出す度に、そのポジションがパリ市場に伝わってしまい、操作の秘密性が確保できなくなる。そのため、イングランド銀行側はクレジットの全額を直ちに使用するようモレに依頼し、次に、英国政府が支出節減するように圧力をかけるため、8月5日、モレの抗議にもかかわらず、ポンド取引への為替介入

を停止するよう、要求した。

8月4日(火)、フランス銀行は200万ポンドを購入し、5日(水)の朝、さらに小額、スターリングを購入した。朝の半ば、イングランド銀行の為替ブローカーはもはやスターリングを買わなくなっていた。その結果、大混乱となった。為替ディーラーは最悪のことが生じると懸念し、スターリング売りに殺到した。その結果、7月末以来、初めて、ポンドは対フラン相場はパリで金輸入点へ落ちた。これにより、ポンドはドル、その他の通貨に対しても弱くなり、不安がる米仏両中央銀行の問い合わせを受けたイングランド銀行は急遽、政策を逆転し、フランス銀行へポンド支持のために介入するよう依頼した。しかし、ポンドがパリで金輸入点を超えるまでに回復するまでに約250万ポンドの準備が失われた。さらに重大なことに、中央銀行信用の心理的效果は取り返しのつかないほどに失われた⁽²¹⁾。

パリ市場の混乱の余波が広がる中、米仏中央銀行はロンドンで無制限に出回っている悲観的な噂を再度、非難し、投機的売りに対抗するため中央銀行クレジットをどんどん使うよう、イングランド銀行へ急き立てた⁽²²⁾。8月6日(木)、ハーヴェイ副総裁はスノーデン蔵相へ、同行常務委員会から報告した。その日、出席していた同行理事のすべては、状況が以下のとおりである点で一致していた。「状況は深刻である。蔵相との議論をどれほど暗く事態を描いてみたとしても、今日のそれほど暗い描写はない」というものであった。イングランド銀行は金、外為を6000万ポンド、失った。

同行は財政赤字がポンドの対外信託を損なっている以上、もやは何もできなかった。公定歩合を引き上げてしまえば、現在の状況では弱さの兆候として受け止められるだけである。そしてフランス銀行総裁のモレが数週間前に長期ローンをアレンジしていたとしても、現在ではそれは問題外であった。モレは英国の苦境を1926年のフランの状況に似ているとみていた。モレにとってみれば、当時、ポアンカレ首相が厳しい改革でフランの取付を止めたように、今度は英国がそれを実施する番であった。

ハーヴェイによると、中央銀行から何の援助も得られなかったという。しかし、これは事実と反する。7月下旬、ハリソンは、モレの支持もあり、くり返し、短期クレジットばかりでなく、長期ローンも得るよう急き立てて

いる。しかし、ノーマンはそのような方法は疑わしいと考えていた。政治家が財政を不均衡のままにさせているからである。一方、8月7日、モレはイングランド銀行に長期ローンを考慮するように急つついているし、ハリソンもまた、この考えを支持した。8月11日、モロー（かつてのフランス銀行総裁、当時、フランス銀行指名のドイツ支払据置調査委員、また、the Banque de Paris et des Pays Bas の会長）は、スターリングの弱いことを憂えており、英国がパリでローンを調達しないことに当惑していた。その日、リース・ロスはフランゲンが派遣した大蔵省官僚（Escallier, Bizot）と会い、協力が可能か、協議した。とりわけ、フランス大蔵省の役員はパリでの英国ローンを議論し、これが取り決められることを確信していた。しかし、リース・ロスがこの考えを退けた。英国大蔵省はローンをイングランド銀行と同様、財政改革を遅らせるものとみていたのである⁽²³⁾。

第2節 ボンド防衛の破綻

(i) 正統的手段によるボンド防衛に固執するノーマン—米仏の英国政府信用に対する態度

しかし、8月下旬には対政府信用の話も具体化した。8月13日、イングランド銀行はニューヨーク連銀総裁ハリソンに対し、英国政府ローンの起債に関し、助言を求めた。ハリソンの返答は、パリとロンドンが同一行動をとるのが不可欠なので、ローンはニューヨーク、パリで同時に行うべきであり、しかも、英国政府の強力な財政改善措置を発表した直後に行うべきであるというものであった。ハリソンはその時点では、どれくらいの額を起債できるのか、明言しなかったが、連銀の他の首脳によると、ポンドが強いままであり、英国政府が説得力のある財政改革案を提示できるかぎり、2億5000万ドルは可能と見ていた⁽²⁴⁾。

8月22日（土）、米仏中央銀行信用は今や、ほとんど使い果たされていた。ハーヴェイは、危機を乗り切るためには財政支出削減が不可欠の条件であるとみており、この条件に適うかぎり、追加的クレジットが必要であると考えた。彼は以前の場合、政府信用をアレンジするかわりに、ポンド危機対策として財政赤字を是正するよう政治家に圧力をかけ続けた。しかし、今度は

政治家の方が彼に圧力をかけ始め、ポンド危機対策として政府信用のアレンジをはかるよう、急っついてきた。さらに悪いことに、マクドナルド首相は財政赤字が発表よりも大きなものであることを伏せながら、米国へ資金援助を求めるようハーヴェイに依頼した。これは、偽の目論見書を作成するに等しく、銀行家のハーヴェイにとっては最大の罪であった。

しかし、8月23日(日)、モルガンの首脳はニューヨークで会合し、英国の援助要請に応じることを決定した。内閣は、午後7時までに返事を望んでいた。月曜日の朝、市場が開く前に政府の将来計画を決めなければならないからである。しかし、ニューヨーク時間の午後2時、どれくらい資金が調達できるのか決定するのにほとんど時間は残されていなかった。特に、主要銀行、投資銀行の中心人物は休暇であり、ニューヨーク市場もひどい状態だったからである。ロンドンでは銀行家はローンは英国財政の対外的信認回復にかかっているとずっと主張していた。しかし、よくよく考えてみれば、これも違うようである。米国の銀行家が気にしていたのは、ロンドンの人の金融上の意見である。彼らはハーヴェイにこれを求めたが、彼らの期待に反し、ハーヴェイは即刻の意見の表明は控えた。

その10日前、ノーマンは神経の病から十分に回復し、カナダへ旅立つことになっていた。ニューヨーク連銀総裁のハリソンは8月23日、カナダのケベックにいるノーマンへ、英国の財政支出削減策に関し、意見を求めた。ノーマンはここでも危機の際に事の行方を決定付ける役割を果たすことになった。ローンに否定的態度をとったのである。ノーマンは英国の財政支出削減策がまったく不十分であると批判した。そして生産、賃金コストをその他の世界と競争できるのに十分に引き下げるよう、英国政府が財政支出を削減できれば、対外ローンはまったく不要であると言い切った。

ハリソンは、ノーマンを健康回復しているどころでないとみており、この意見に賛成しなかった。米仏クレジットはほとんど枯渇している中、ノーマンが求めているような財政調整が生じるまでにポンドは金本位制を離脱してしまうからである。

米国のモルガンは、英国議会が財政改革に取り組むまで、また、ニューヨーク市場の意見を集約するまでは、ローンは問題外であった。しかし、1億-

1億5000万ドル規模の民間クレジットは、一年間まで更新可能な90日TBを担保とするのであれば、そして、パリが同額の支援を行い、イングランド銀行とシティが財政改革に対し、「心から賛成」するのであれば、それほど難しいとは思わなかった。

無論、財政緊縮には労働党内部に大きな抵抗があった。英国首相 マクドナルドはジレンマに陥りながらも、失業保険の10%削減を支持する用意があったが、閣僚の賛成を得ることができなかったので、辞任するつもりであった。しかし、国王ジョージ5世に思いとどまるよう説得された。マクドナルドは、8月24日、10時、朝、挙国一致内閣を組閣するよう、国王に呼ばれた。三党の党首はすぐに、「現在の財政緊急事態」の期間は同盟するということになった。その日、*The Times* 紙で、米仏中央銀行クレジットはほとんど枯渇しているとの報道があり、ポンドへの攻撃を増加させた。準備は一日としては記録的な900万ポンドの減少であった。午後までに、挙国一致内閣が発表され、ポンドは持ち直した。それとほとんど同時に、パリ、ニューヨークは新規クレジット（今回は対イングランド銀行でなく、英国政府）を打診された。

リース・ロス は 8月24日、パリへ飛び、フランスの官僚が援助に熱心であることを確認した(実際の取り決めには慎重)。信用について協議したモレは協力的であり、リース・ロスによると、モレがフランス銀行総裁にある間は、英仏中央銀行の関係はそれ以前の総裁の時よりもずっと親密であった⁽²⁵⁾。英国は4000万ポンドのクレジットを求めた。フランスの商業銀行は2000万ポンドを確約し、公募でさらに2000万ポンドを提供した。英国側は銀行が全額を提供できると思っていたので、落胆した。

米国のクレジットについては、フランスと同じ条件であれば了承されることになっていた。フランスの銀行は米国はずっと大きな資金があるのに、自国よりも多く出さないことに怒った。英国の官僚は英国の弱い立場につけ込んで金利を引き上げるモルガンに腹をたてた。しかし、ニューヨークは国内の不況、ドイツの支払据置で、クレジットを取り扱うほどに十分に大きなシンジケートを組織するのは不可能であった。そして、ニューヨーク側がパリの半分しか確約できないとわかった時、モルガンはシンジケートを解消

しようとした。

しかし、遅れは災難を意味する。8月28日、米国のクレジットはフランスの銀行側のクレジット、公衆の起債応募の額に限られることになった。ハーヴェイによると、9月3日、イングランド銀行は危機が始まって以来、1億3000万ポンドを失っており、中央銀行信用5000万ポンド（金で支払う）の支払を請求されれば、自由準備は8000万ポンドしか残らない状況であった⁽²⁶⁾。

ところで、政府信用の調達の経緯について、クラークはボイスとはやや異なった説明をしている。イングランド銀行があまり熱心でなかったというのである。ハリソンがフランス銀行のラクール・ガイエ（Lacour - Gayet）に電話連絡（8月25日）をしたところによると、イングランド銀行のシーブマン（H. Siepman）が1億2000万ドル—2億3500万ドルの額で協議したが、モレは協議の額の下限に近いものしか調達できないと考えていた。ハリソンはもっと大きな額で即刻、実施すべきであると主張した。フランス銀行側はクレジット調達には3、4日要すると言ったが、ハリソンは即刻実施すべきであると主張した。しかし、その日はすでに5時（パリ時間）であり、モレは民間銀行とローンについて協議する権限を得ていなかった。事態が急迫していると感じていたハリソンは驚愕したが、モレ、ラクール・ガイエがイングランド銀行側のシーブマンから得た印象ではクレジットに関し切迫感を受けていなかった。

シーブマンは極、一般的な調子で交渉に臨んでいたし、彼はもうロンドンへ飛び帰っていた。フランス銀行側は民間銀行に協議できる権限を得るまでは何もできないということであった。しかし、ハリソンはもし権限が得られれば、今晚にでもパリの民間のいくつかの銀行と協議できるのではないかと迫った。しかし、彼らの多くはもう、仕事を終えて出かけているはずであった。ハリソンは事の緊急性の例として、イングランド銀行には中央銀行間クレジットは100万ポンドしか残っていないことを伝えた。ラクール・ガイエはこれに納得していなかった。なぜなら、フランスの分には使われていない800万ドルが、あるはずだった。ハリソンはイングランド銀行には100万ポンドしか残っていないことに念を押した。ラクール・ガイエはハリソンの主張

に対し非常に同情的であり、友好的であったが、事態が切迫していることに
関し、幾分驚いていた。

ハリソンとラクール・ガイエはさらに8月26日にローンを協議した。それ
ぞれの市場で最低、2億ドルを調達することが合意された。ハリソンは、1
億ドルをそれぞれの市場で調達するのは誤解を招き、よい効果よりも、むしろ、疑問、
嫌疑を呼ぶことを強調した。ラクール・ガイエもこれに賛成したが、公募なしにはパリは
1億ドルしか調達できないといった。彼によると、フランスの民間の銀行はそれほど組織
だっておらず、短い通知期間に2億ドルを引き受けることはできなかった。また、公
募は取り決めにかかなりの時間を必要とし、以前の場合、たびたび生じたとおり、
パリ金融市場の逼迫を引き起こしてしまうといった。なぜなら、この公募のためにロ
ンドンからパリへ資金が引き寄せられるのであり、これはまさにローンの趣旨に反する
からである⁽²⁷⁾。フランスでの起債がポンド圧力になる例が1930年にもみられた。同
年、5、6月、BIS債、ヤング・ローン債発行がパリで行われた時、その応募の資金
手当てのためにフランスはロンドン残高を大量に引き揚げ、ポンド圧力が高まった経
緯があった。こういう事情も、ローンに関して、ノーマンが非常に消極的になった理
由の一つだろう。

結局、ローンはパリで一年物、2億ドルを調達することが可能となった。しかし、半
分は銀行からのものであり、残りは9月14日に公開市場で起債されることになった。
ローンを供与するという協定は8月28日に発表された。また、同時にモルガンを幹事
とするニューヨーク銀行団のローンも2億ドルとなった。英国議会は9月8日に再開
された⁽²⁸⁾。

このローンの効果は長続きしなかった。英国の財政緊縮策の実効性が疑われる事
件が起きたり、欧州の銀行恐慌をうけてロンドンから金が流出していたのである。

9月10日、スノーデン蔵相は緊急予算案を上程した。これは平時中ではもっとも
厳しいものであった。これには、公務員俸給削減や8200万ポンドの増税、失業保
険給付の10%削減を含む7000万ポンドの節約、減債基金への拠出を一時2000万
ポンド削減するものであり、予想されていた財政赤字を若干、黒字にできる見込
みとなった。これは、思いきった策として海外から評価を受け

た⁽²⁹⁾。

しかし、財政方針の発表以後も、欧州大陸の銀行は自身の現金ポジションの強化のため、また、新たな通貨危機の恐れに備えてスターリング残高を引き揚げていた。特にスイス、オランダの商業銀行のロンドン残高引出が多かった。それは、ロンドンやニューヨークの金融機関と同様、9月9日に発表された対外債務支払据置協定により対ドイツ債権が凍結されていたからである。9月16日以降、ポンドに対する最期の攻撃が始まった。ロンドン、パリ、アムステルダム、チューリッヒの証券取引所の相場は持続的に急落していた。外国人が多数保有している英国5%戦債は9月9日に100.5であったが、10日後には97.5へと落ちている。オランダの金融市場は、銀行が信用を削減し、ロンドンから資金を償還しており、パニックに近づいていた⁽³⁰⁾。

欧州資金の流出を決定的にしたのは、9月15日の英国海軍水兵の「反乱」報道である。俸給引き下げに水兵が抗議し、軍事訓練を拒否したのである。英国財政均衡化の実施への疑問の材料となる。

9月10日の財政方針が出されて一週間もたたないうちに英国はポンド救出の新たな手段を見出さなくてはならなかった。英国当局はあまり期待を持たなかったが、賠償と戦債の永久的消滅に向け、米国政府が何かできないか打診した。また、追加クレジットの件も、米仏政府に持ちかけた。いずれの側の反応も前向きでなかった。英国当局も自身が何かできるとも考えていなかった⁽³¹⁾。

(ii) ポンド防衛に協力的だったフランス銀行など欧州の諸銀行

欧州の資金が流出したことが主因となりポンドは金兌換停止に追い込まれることとなるが、これは民間の資金に関することであり、欧州中央銀行はポンド残高を大量に引き出してはいない。

クラークによると、フランス銀行の場合、ポンド圧力の際、小さな役割しか果たしていないという。一般に外国の中央銀行は神経質であったが、一般に多量のスターリング残高を引き出すのは控えていたようである。少なくとも、ある欧州の中央銀行（オランダ銀行のこと）がイングランド銀行に9月初め頃、ポンド残高への金保証を求めたが、拒否され、そのかわり、望むな

らば即刻、金を引き出すようにと言われた。しかし、結局、引き出さなかった。なお、ある欧州の中央銀行（スイス銀行のこと）はロンドンへかなりの資金を保持していたが、ほとんどすべてを9月20日前に金に換えていた⁽³²⁾。

クラークは明言していないが、金保証を求めた欧州の中央銀行はオランダ銀行である。同行の総裁のヴィサリング (G.Visserling) は、9月18日、イングランド銀行へ電話し、同行のスターリング資金の金価値は大丈夫なのか、問い合わせ、大丈夫という確約を得た。このため、金兌換ができたにもかかわらず、ポンドを金に兌換しなかった。この結果、同行は大きな損失を被り、政府に厳しく批判され、ヴィサリングは総裁の地位を失った⁽³³⁾。

キンデルバーガーはアインツヒ (P.Einzig) に依りながら、このオランダ銀行総裁の態度を批判的に紹介している。これによると、ヴィサリングはイングランド銀行の金保証を求めたが、その残高1100万ポンドを金で引き出すよう侮蔑的に言われたので、金で引き出さなかった。オランダ銀行は、8月28日、イングランド銀行のハーヴェイ副総裁が暗黙の金保証を与えたので、後のポンド切り下げ後、イングランド銀行を訴訟しようとした。しかし、ハーヴェイに言わせると、8月28日の仏米の英国政府へのローン供与こそ、外国勘定のポンド残高に対する、疑念を一掃する何よりの金保証であった。

これに対し、イングランド銀行の資料を駆使しているセイヤーズ、クンツによると、ヴィサリングがハーヴェイを訪れたのは8月26日のことである。イングランド銀行が保有しているオランダの金をイアーマークするよう求めている。ハーヴェイは怒りながら拒否し、オランダは金をアムステルダムへ持って帰ってもよいし、ロンドンへ保持しておいてもよいが、前者を採れば、好ましい債権者の地位にはとどまれないという返事を8月27日に記している。ヴィサリングの不安を抑えるため、ハーヴェイは米仏の対英政府への信用供与のことと挙国一致内閣の存在が金本位制維持を全面的に確約することになると伝えている⁽³⁴⁾。

さて、以上のイエーガー、キンデルバーガー（アインツヒに依拠）による、オランダ銀行の行動に関する説明、どちらが説得力あるだろうか？ 間違いなく前者だろう。

なぜなら、オランダ銀行は8月28日ばかりでなく、9月18日にもスターリ

ングの金価値について問い合わせている。そこでも保証を得ている。これを真に受けたばかりに、ポンドが金本位停止した結果、同行は資本金に相当する額の損失を被っている⁽³⁵⁾。9月18日といえば、その頃にはイングランド銀行は金本位制維持を実質的に放棄しており、このかぎりでも、オランダ銀行はだまされたと同然である。イングランド銀行に結構、忠義を尽くしており、非常に協力的であった対価がこれである。英国はほとんど大半の金を使用してまでも金本位を死守するとオランダ銀行は考えていた。その反対のことが起こったのであるから、大変な裏切り行為である。資本金の損失、総裁の地位の喪失という事態に至っているのに、侮辱的に扱われてしまった。道義的にみても、正当化できるものでない。

かくして、キンデルバーガーのように、アインチッヒの主張に依拠する場合、最大の注意を要する。アインチッヒはその国粋主義的報道で、英国通貨当局から煙たがられていた。特に、ポンド危機の際に果したフランス側の友好的行為を、敵対的行為として伝える側にいた人物である。イングランド銀行で1936年当時、外国為替部局にいたボルトン（後に理事になる）は、アインチッヒとはでっち上げの記事を捏造する邪悪な扇情的なジャーナリズムの代表であり、誰からも正しい情報を得ることのできない人物であり、「すべての人々にとっていつも問題の種となる輩であり、彼の大抵の情報は想像によるものであり、まったく誤っている」とニューヨーク連銀側へ断言している⁽³⁶⁾。

この脈絡でいえば、セイヤーズによる、アインチッヒへのコメント、「ある明敏なジャーナリストが大きな反響を呼ぶに値するほど事実をよく駆使して、ある論評を行った。そして、彼の論旨のいくつかは、イングランド銀行が他の中央銀行との接触において困惑するような内容を含んでいた」という、日本銀行金融史研究会の訳（訳・535頁）は、以上の事情に暗い、不適切な訳ということになる。

その原文を確認しておこう。

‘where an acute journalist had enough factual basis to give considerable weight to his commentaries, and some of his conclusions embarrassed the Bank in its contacts with other central bankers’ (p.384)

日銀の訳では、1930年代、中央銀行間連絡において言及されるアインチッヒへのコメントをセイヤーズが知っているはずであることが活かされていない。

アインチッヒの報道には問題があるという事情を踏まえて訳してみると、「ある明敏なジャーナリストは、一部事実に基づく情報を針小棒大に利用しながら、虚実ないまぜにして論評した。そして、そのような類のものなので、彼の幾つか論旨は、イングランド銀行が他の中央銀行と情報交換する際、大迷惑となった」としておくべきであろう。

英米仏の三国中央銀行の首脳、いずれもアインチッヒのことを信用のおけない人物として語っており、それらの資料に一番接する機会があった研究者のセイヤーズは、当然、これに踏まえてアインチッヒを遠回しに批判しているはずである。

さて、ここでオランダ銀行への評価に戻ることにする。オランダ銀行に対するイングランド銀行の処置は米仏に対するそれと比べるとかなり、差別的であろう。なぜなら、米仏に対してはクレジットの合計1億3000万ポンドに対し金担保を設定しているのに対し、オランダ銀行の残高にはそうしていない。要は、この担保を確保するために金本位を停止したのである。その点、キンデルバーガーは差別的処置に関して、どう評価しているのか、不明である。とはいえ、文脈は異なるが、キンデルバーガーの次の主張は英国の米仏、オランダに対する態度の差異を象徴しており、小国の採るべき態度について示唆に富んでいる。「問題は国際関係の根幹に関するものである。大国が指導性を発揮しない場合、小国は自己否定によって、その指導性を発揮するべきなのか、それとも自己防衛すべきなのか」⁽⁹⁷⁾。

セイヤーズの説明もオランダ銀行には同情的である。金価値保証を求めてきたオランダ銀行など、複数の中央銀行に対し、ポンドはポンドであり、何も心配する必要がないとイングランド銀行は説明してきた。この考えに基づき、ポンドの金価値は安全であると保証すべく、8月1日、ハーヴェイは多数の中央銀行に対し、第一次信用（中央銀行間信用）が供与された現在、ポンドの信認は回復しており、この一次信用さえ使用する必要性もなくなるかもしれないと希望的観測を伝えた。もちろん、これは虚栄にすぎなかったこ

と、後の経過に照らし合わせてみれば、明らかだろう。しかし、欧州の中央銀行はポンド残高の価値保証を求めてきた。特にオランダが強く求めており、8月26日、ヴィサリングはハーヴェイを訪ね、イングランド銀行の金準備の一部をオランダ銀行の勘定で金イアマークしておくよう求めた。

しかし、セイヤーズの推測するところ、この主張の強さに押され、ハーヴェイはヴィサリングの不安を和らげようとまでしてしまった。例えば、8月28日、第二次信用がまとまった時、ハーヴェイはヴィサリングへ（他の中央銀行家へも）、このクレジット公表で、ロンドンにある外国残高の安全性には何の疑いもないと伝えてしまった。この言質で各国中央銀行が安心して残高をロンドンへ保持したかどうか、わからないが、確実なことは中央銀行はロンドンから資金を引き揚げていないことである。ノーマンが金本位離脱以後のBIS会議において、各国中央銀行からの、めったにない敵意に満ちた雰囲気の中におかれたのは当然である⁽³⁸⁾。すでに、第一信用の時も、各国中央銀行へポンドの金価値を保証しており、また、第一次信用を使う必要もなくなると言ってしまった矢先のことである。そして第二次信用の時もポンド価値の安定に関し、イングランド銀行は実質上、言質を与えている。オランダ銀行は、二度もだまされたうえに、侮蔑的なコメントに堪え忍ばなくてはならないのだろうか？

以上から言えば、キンデルバーガーの説明は公平性を欠いているといわざるを得ない。

フランス銀行も非協力であったといわれる筋合ではない。フランス銀行はポンド切り下げにより、なんと自己資本の7倍もの損失を被っている⁽³⁹⁾。その損失でテクニカルにみると、支払不能の状態になったのであり、その原因を説明するのに弁舌がさえたのも当然のことである⁽⁴⁰⁾。これを見ても、フランス銀行は協力的でなかったとは、とてもいえないだろう。道義的にみてもいえない。アインチッヒに依拠するキンデルバーガーの記述等ではそれが明確でない。

ノーマンも各国中央銀行がポンド切り下げで大きな損失を被っていることを認めている。フランス銀行はこの当時、ロンドンへ8000万ポンド保有しているが、その内、イングランド銀行には10万ポンドしか預けていない。欧州

各国中央銀行のイングランド銀行への預け金は4000－5000万ポンドといわれる。そして、ポンド切り下げの打撃は大きく、11月のノーマンの手記には、欧州各国中央銀行は立て直しができるまでは自行の年次財務報告書は公開できないだろうと記されているくらいである⁽⁴¹⁾。

なお、このフランスの諸銀行のポンド危機における行動に関しても、諸説さまざまである。ニューヨーク連銀副總裁のクレインがロンドン、パリへ訪問した時、フランス銀行は8月末に、依然として8000万ポンドの短期スターリング残高を保有し（イングランド銀行には100万ポンドのみ）、フランスの民間銀行は4000万ポンドを保有していたし、9月21日までにフランス銀行は残高を6500万ポンドまで削減した。これはパリ・クレジットの約5分の1に当たる削減だった。フランス銀行の残高8000万ポンドの大半はロンドンの商業銀行に保持されており、その分には、フランス銀行のクレジット引出に対応して生じるスターリング資金は含まれていない。このクレジット協定によれば、引出によって生じるスターリング資金はイングランド銀行に保有されることになっていた。市場の憶測によると、パリの民間銀行の残高はポンドが金本位を離脱した時までには1000万ポンドにまで減少していた。しかし、スノーデン蔵相はフランスの諸銀行はロンドンからの資金引出において大きな役割を果たしていない；むしろ、實質上、ロンドン残高に手をつけなくていいと、あえて指摘し、フランスを批判する向きをわざわざ非難している⁽⁴²⁾。

話は前後するが、8月28日の米仏クレジット供与においてフランス銀行總裁モレは、その友好的態度が英国側から深く感謝されている。9月のポンド危機を煽っていた海外への資金流出にはフランス銀行は何も関わっていなかった。むしろ、ポンドが金本位を離脱した9月21日の時点でも、6500万ポンドを保有している。英国大蔵省のリース・ロスはフランス銀行モレ總裁のポンド支援を評価し、英仏両国間の中央銀行間協力はそれ以前の總裁たちの時よりも緊密であったとしている。それが高い評価を受けたのであろう、モレは10月、英国より大英帝国勲爵士を受勲している。ポンド残高の処理に関し、ポンドを金に交換したり、交換しようとした他の欧州中央銀行に比べれば、協力的だったのである⁽⁴³⁾。

しかも、フランス内部でポンド危機に協力的であったのは、モレばかりでない。一般に、フランスがポンド攻撃の音頭をとったとする見方が多いようであるが、フランスの政治家は同盟国としての重要性から、また、通貨当局はポンドが果たす国際通貨制度における役割の重要性からポンドを支えようとしていた。たとえば、夏の間、フランスの商業銀行はロンドン残高を減らしていたのに対し、フランス大蔵省のロンドン残高は6月の340万ポンドが9月30日の240万ポンドへと控えめな減少にすぎない。また、フランス銀行のポンド残高は約6400万ポンドあったが、その額を維持し、時には少し増加されていた（9月21日は6500万ポンド）⁽⁴⁴⁾。

フランス側はポンドの支援において実に誠実であったということになる。むしろ、英国通貨当局側の反フランス感情の方が問題であった。これはノーマン総裁の腹心キングスレイも同感であった。彼はその親フランス的姿勢がよく知られていたが、7月28日までに彼は、非常に怒っていた。もし英国政府がクレジット締結の考えを拒否するつもりであれば、フランスと信用供与の協議に派遣されるべきでなかったと考えていた。フランスに対するノーマン、スノーデンなどの敵対的態度は英国のポジションにとって大きな危機であり、金流出の重大な要因であったとみていた。しかし、7月29日のイングランド銀行常務委員会の後、ハーヴェイはハリソンに対し、イングランド銀行は信用供与の件を復活させたと伝えた。ハリソンはこれに驚いた。ハリソンは、ノーマンが英国側はこの信用を望んでいないとみていたからである。この場合、英国は第一に米国側のそれを考慮すべきであるといった。ハリソンはこの件をフランス側に伝えたところ（フランス銀行のラクール・ガイエに）、フランスの官僚は驚いた。なぜなら、信用供与の件は、あるか否かの話でなく、何時行われるのかというのがフランス側の理解だった。キングスレイはイングランド銀行の優柔不断の立場を明確に伝えようとしなかったのである⁽⁴⁵⁾。

以上の逸話がフランス側が英国に対していかに協調的であったのかを物語る。

一方、ノーマンの敵対的態度はすでに1930年末の英仏金会議の際にも明らかである。ノーマンは対外借入れを嫌っていた。対外借入れすると、財政均

衡等、自国の自助努力による経済調整を損なうと考えている人物である。これについては、英仏金問題の協議の中身を解題し、権上氏のはなはだしい誤解を明らかにした部分（第二章第1節（iii））でも確認できることである。

ノーマン自身、フランスからの援助を警戒していた。これに対し、フランス銀行はすでに7月18日の時点、英国を助けることで内部一致しており、モレ総裁も英国がポンドを守るのを援助すると公言している。しかし、この申し出を英国側は無視するばかりか、フランスの影響力の増大の証とみてしまい、偏狭な国粹主義的新聞ばかりでなく、マクドナルド首相や内閣のメンバーさえ、スターリングへの取り付け攻撃はフランスの陰謀ではないかと疑っていた。イングランドのノーマンや同僚までもがこの考えに賛成したようにみえた。フランス政府、フランス銀行はこのような考えに断固、反駁している。このような誤解が生じたのは、同じフランスのロンドン残高といってもフランス政府、中央銀行のそれと、民間銀行のそれをきちんと区別しない議論の多いこと、マクドナルドがフランスの干渉を嫌っていた事情が作用しているかもしれない⁽⁴⁶⁾。

（iii）英国の金本位停止

こうして、イングランド銀行はポンド防衛を断念した。フランスからの追加融資の申し出もあったし、ニューヨーク連銀のハリソンも事態の好転に望みを捨てないよう激励したが、イングランド銀行は金本位停止の決定を変更しなかった⁽⁴⁷⁾。

ポンド切り下げの唯一の代替はさらなるクレジット供与であったが、パリ、ニューヨークに問い合わせても即刻の返事は得られなかった。その間にもイングランド銀行の準備喪失は止まなかった⁽⁴⁸⁾。

クレイによると、9月16日の金・外為喪失は1000万ポンド以上、17日は1875万ポンドであった。英国側は9月17日、米仏にさらにクレジットを提供するよう交渉している。返答は友好的ではあったが、その時点に必要な規模の援助は見込めなかった。9月19日までにクレジットは枯渇しており、7月13日からの金・外為準備の喪失は2億ポンドに及び、イングランド銀行の金準備は米仏からのクレジット供与総額1億3000万ポンドをわずかに超える

ばかりとなっていた⁽⁴⁹⁾。

クラーク、アインツヒによると、9月18日、米仏は追加クレジットを打診されている。フランス側は3200万ポンドを供与する用意を示したが、アメリカは信用供与を渋った。9月の3週間における巨額の資金流出に鑑みれば、6000-7000万ポンドの追加クレジットがあっても、先の合計、1億3000万ポンドのクレジットが使い尽くされるというのが拒否の理由であった。両国は、クレジットを与える代りに、信用恐慌最中のバンクレートを引き上げはポンド不信を一層煽り、信用引締も金準備減少を抑制できないだろうと助言するにとどまった⁽⁵⁰⁾。イングランド銀行はこの助言を受け入れ、ポンド不信は財政危機にあり、公定歩合の引き上げは解決にならないと判断し、中位の4.5%にとどめておいた。

9月17日、イングランド銀行の準備はほとんど750万ポンドも失っており、その日の夕方、同行はアムステルダムの金融上の困難を知った⁽⁵¹⁾。18日の損失が17日より大きいのはこのアムステルダムの件が作用したのであろう。こうなると、以前に新たに追加クレジットを得るよう努力すべきであると主張している人たちもさすがに躊躇したが、9月18日、マクドナルド首相は米国の国務長官スティムソン(H.Stimson)へ、スノーデン蔵相はフランスの蔵相フランダンに連絡をつけようとし、ポンドが崩壊した時の重要な帰結を想起させ、追加信用は緊急な問題であると訴えた。

9月18日のイングランド銀行の準備喪失は手につけられないほどに膨らんだ。その日の損失は1700万ポンドを超える。米国のクレジットは枯渇し、フランスの分も1500万ポンド残っているだけだった。ニューヨーク連銀のハリソン総裁は、ニューヨーク市場の状況はあまりにも不確定なので、追加クレジットを調達できるかどうか確約できなかったし、米国議会が再開する12月まで政府の援助を求める権限がなかった。

フランス銀行総裁のモレは自行のスターリング残高を増加させており、さらなる援助を提供する用意があった。しかし、英国の銀行家たちはさらにフランスに恩義を感じるようになることを嫌がった。そして、パリからローンがポンド支持に十分大きいものかどうかも疑った。それゆえ、モレの申し出にほとんど関心を示さなかった。マクドナルドも英国の銀行家と同様、フラ

ンスに対する敵意を共有しており、フランスの申し出を断るままにさせていた⁽⁵¹⁾。

他方、英国から緊急支援の要請を受けていたスティムソン米国国務長官はフーバー大統領に連絡したが、時間もないこともあり、援助はできないといった。なお、国務長官によれば、対米戦債債務の削減という方法もポンド支持の方策として検討されていた⁽⁵²⁾。

フランスのフランダン蔵相はその時ジュネーブにおり、スノーデンのアピールはラヴァール首相 (P.Laval) に伝えられた。それまでにも、モレは率先して長期ローンを試みており、その詰めも米国国務長官スティムソンと協議していた。ラヴァール首相は、援助のためにできることはすべて行うといい、ローンに対しては個人的には賛成であったが、フランダン蔵相の帰国を待つことにした。モレはクレディ・リオネにも打診したが、この銀行は800万ポンド以上調達できるのかどうか、懸念した。モレは1500-2500万ポンドのローンなら可能なはずであると主張したが、結局、額は小さすぎるし、遅すぎた。日曜日、両者の協議は決裂した⁽⁵³⁾。

イングランド銀行のハーヴェイ副総裁は9月19日(土)、ニューヨーク連銀のハリソンに電話し、土曜日の半日の取引でポンドが深刻な下落にならないよう、要請した。金本位停止が秩序だって行われるようにするためである。これに対し、ハリソンはくり返し、金本位維持に努めるよう要請したが、ハーヴェイはもうあきらめていた。18日の金曜日にイングランド銀行はほとんど1800億ポンドの準備を失い、さらに19日の午前、950万ポンドを失っていた。さらに、同日のニューヨークの数時間の取引で対政府信用のフランスの分が残っている600万ポンドも失う見込みであった。特に、米国人は数日、スターリングの主要な売手であった。危機が始まって以来、イングランド銀行は2億ポンドを失っていたであろうし、終わりのない戦いのようであり、ポンドを支えるためにさらに資産を失うのは無意味であった。

かくて、問題は金本位制停止で生じうる混乱を極小化することに絞られる。9月19日(土)の午後、ハーヴェイなどはマクドナルド首相に最新の計画を伝えた。証券取引所は同日、すでにひどい状態だったが、大衆の心理を落ち着かせるため24時間の余裕が必要であり、21日の月曜日に閉会した。深刻な

の役割についてほとんどふれていないことにお気づきだろうか？ ケインズ理論が形成された1930年代におけるケインズ政策に関する評価、言及はまったくない。コトレルが不注意なのか？それともケインズの役割は大きくなかったのか？ もちろん、後者が答えである。

そのように書くと、日本の研究者の多くが異論を唱えるだろう。しかし、それは無知からくる感情的反発にすぎない。ケインズ読みのケインズ知らずといっても過言でない、英国金融史の事情に通じない日本の研究者と違い、コトレルの場合、ケインズの役割がこの時期、大きくなかったことを十分に承知している。ケインズに言及しない、コトレルのケインズに対する評価は妥当なのである。そもそも、ありもしない役割、経済政策を書きたてて評価、言及すること、まともな研究者はしない。

ケインズの役割が小さくないこと、金本位制停止後のポンド為替処理においてケインズ案が一蹴されたことにも示される。コトレルはこの点にも特にふれていない。いわんや、ケインズに関するその他の件は、なおさらのことである。もちろん、ブレトン・ウッズ体制の確立をめぐる英米間で厳しい通貨交渉が行われ、その主役をケインズが務めていたことにコトレルは多くの頁を割いて記述している。悲しいことに、コトレルを翻訳している日銀マンたち、そこの中身もまったく理解できていない（付録を参照）。

第3章 注

- (1) Clarke, *op.cit.*, p.193, 199, 加藤國彦『1931年ドイツ金融恐慌』御茶の水書房, 1996年, 323, 325-6, 332頁。
- (2) H.James, *The German Slump—Politics and Economics 1924-1936*, Clarendon Press, 1986, Oxford, pp.289-90, 302-3.
- (3) ノーマンの対ドイツ信用支援の態度の変更の経緯に関しては, Clarke, *op.cit.*, pp. 193-6, Boyce, *op.cit.*, pp.336-7。ボイスはニューヨーク連銀の Harrison Papers, 3115・2, Harrison minutes, 14, 21 June, 9 July 1931を資料としている。
- (4) 加藤, 前掲, 335-6頁。
- (5) Boyce, *op.cit.*, p.337.
- (6) Boyce, *ibid.* p.337, 447, footnotes・18.
- (7) Clay, *op.cit.* pp.384-5.

- (8) ボイスは、7月20日にノーマンが神経症の病に倒れたとしている (Boyce, *op.cit.*, p. 346)。誤植だろう。なぜなら、ボイス自身、ノーマンが7月22日の夕方、ダウニング街の蔵相を訪ね、ポンドの深刻な危機について警告していると記しており (p.343)、病に倒れているとすれば、そのような行動は不可能である。また、同じ頁に7月26日の日曜日、米国の銀行家モルガンと自宅で借款を協議している時は以前から悩まされていた神経の病が再発する寸前にあったと記している。
- (9) P.L.Cottrell, *The Bank in Its International Setting* in R.Roberts&D.Kynaston (ed.), *The Bank of England — Money, Power&Influence 1694—1994*, Oxford・Clarendon Press, 1995, p.101. なお、この翻訳が出ているが³、誤訳・誤読のはなはだし
いこと、本稿の付録に指摘。
- (10) Clay, *op.cit.*, pp.385—6.
- (11) Sayers, *op.cit.*, Appenndixes, p.355.
- (12) Boyce, *op.cit.*, pp.343—4.
- (13) Boyce, *op.cit.*, p.345.
- (14) Clarke, *op.cit.*, p.205.
- (15) Clarke, *ibid.*, p.206, 210.
- (16) Boyce, *op.cit.*, p.345.
- (17) Clarke, *op.cit.*, pp.83—5.
- (18) D.B.Kunz, *The Battle for Britain's Gold Standard in 1931*, Croom Helm, New York, 1987, pp.91—2.
- (19) 以上の8月のクレジットの扱いの不利は、Clarke, *op.cit.*, pp.205—8.
- (20) Boyce, *op.cit.*, pp.345—6.
- (21) Boyce, *ibid.*, p.346.
- (22) Boyce, *ibid.*, p.347.
- (23) Boyce, *ibid.*, pp.347—8.
- (24) Clarke, *op.cit.*, p.210.
- (25) Leith—Ross, *op.cit.*, p.139.
- (26) Boyce, *op.cit.*, pp.355—6.
- (27) Clarke, *ibid.*, pp.211—3.
- (28) Clarke, *op.cit.*, p.213.
- (29) Boyce, *op.cit.*, p.356.
- (30) Clarke, *op.cit.*, p.214.
- (31) Clarke, *ibid.*, pp.216—7.
- (32) Clarke, *ibid.*, p.214, Kindleberger, *World in Depression*, p.161, (訳) 138頁。
- (33) L.B.Yeager, *International Monetary Relations: Theory, History, and Policy*, New York, 1976 (2nd. ed.), p.343.
- (34) Kunz, *op.cit.*, pp.119—120, Sayers, *op.cit.*, p.414, (訳) 573—4頁。
- (35) Yeager, *op.cit.*, p.343.

- (36) アインチッヒの態度は1930年代にも英米通貨当局に一貫して批判されている。詳しくは、『拙著』, 361, 419, 478-9頁。
- (37) Kindleberger, *World in Depression.*, p.162, (訳) 138頁。
- (38) Sayers, *op.cit.*, pp.414-5, (訳) 573-5頁。
- (39) Yeager, *op.cit.*, p.343.
- (40) Kunz, *op.cit.*, p.159.
- (41) Sayers, *op.cit.*, pp.413-4, (訳) 574頁。
- (42) Clarke, *op.cit.*, p.215, Sayers, *op.cit.*, p.414, (訳) 574頁。
- (43) Leith-Ross, *op.cit.*, p.139, Kindleberger, *World in Depression.*, p.161, (訳) 137頁。
なお、訳では、対英政府の借款の供与の日が8月28日でなく、「8月24日」の誤記になっている。これはおそらく、英国の労働党政府崩壊の後を継いだ挙国一致内閣の成立の日と混同したためであろう。
- (44) Boyce, *op.cit.*, p.340.
- (45) Kunz, *op.cit.*, pp.86-7.
- (46) Boyce, *op.cit.*, p.340,448.
- (47) Cottrell, *op.cit.*, p.102.
- (48) A.Cairncross & B.Eichengreen, *Sterling in Decline—The Devaluations of 1931, 1949 and 1967*, Oxford, 1983, p.72.
- (49) Clay, *op.cit.*, p.398.
- (50) Clarke, *ibid.*, p.217, P.Einzig, *The Tragedy of the Pound*, London, 1931, pp.80-82.
- (51) Boyce, *op.cit.*, p.363.
- (52) Boyce, *ibid.*, pp.363-4.
- (53) Boyce, *ibid.*, pp.363-4, Kunz, *op.cit.*, pp.137-8.
- (54) Boyce, *ibid.*, p.364.
- (55) Boyce, *ibid.*, p.366.
- (56) 『拙著』, 19-20頁。
- (57) Boyce, *op.cit.*, p.340.
- (58) Boyce, *ibid.*, p.357.
- (59) Boyce, *ibid.*, p.365.
- (60) 『拙著』, 20-1頁。

【結び】

現在の「ドル危機」論の淵源の一つとしてリュエフ説があることを紹介してきた。また、リュエフが無批判に受け入れられ、今日、ギルピンに代表される「ドル危機論」にも継承されていることも確認してきた。このような「ドル危機」論、40年以上も続く、万年危機論にすぎない。そろそろ全面的に見直しの時期にさしかかっている。グローバル化の時代、基軸通貨ドルの流通根拠は国際収支の黒字、赤字の問題でなく、国民経済の再生産過程の動向に求めるべきだろう。その点は稿を改めて本格的に論じることとしたい。

「ドル危機」論を云々する以前の話になるが、国際金融研究の分野において日本の研究者、大きく遅れている現状も明らかにした。イングランド銀行総裁ノーマンの役割に関する的外れな批判をして恥じない権上氏が一例である。自らの論点に関する文献も読まずに大胆極まる主張がはびこる時代である。幸か不幸か、このような研究姿勢において権上氏は孤立していない。

両大戦間、あるいは戦後のIMF体制の成立をめぐる従来の理解も洗い直しの時期のようである。歴史的認識の積み重ねに踏まえられた基軸通貨論が再構築されるべき21世紀だろう。

これはダルマ落としゲームと同じである。トップにあるダルマ(ドル危機論)が落ちないように、下の盤をきちんと重ねていく必要がある。そうしておけば、盤を途中で抜いてもダルマは転げ落ちない。現実のドル危機論、盤の積み重ねが不揃いであったり、欠けていたりする。下の段がぐらぐらすると、ゲームの始まるまえにダルマが転んでしまう。盤をきちんと重ねるよう、国際通貨通貨史の丹念な研究に踏まえられたドル基軸通貨論が待たれる。

最後に、その作業を兼ねるべく付録として、多少、長めだが、日本銀行マン、また、それを監訳したはずの浜田康行氏（北海道大学経済学部教授・経済学博士）が、両大戦間、戦後直後の国際金融情勢をどのように理解しているのか、具体例をもって示した。これには、日本の研究者がイングランド銀行を侮辱したことへの贖罪の意味も込められる。

付録 両大戦間・戦後直後の国際金融事情に疎い日本の研究者の例
—日銀マン、浜田氏たちの翻訳を手がかりに—

日銀マンたちが、イングランド銀行の成立300年を記念する著書を翻訳している。

その本は『イングランド銀行の300年—マネー・パワー・影響』（東洋経済新報社、浜田康行・宮島茂紀・小平良一訳、1996年）である。今回は、その「第4章 国際情勢の中のイングランド銀行：1918～1972年」の訳の問題点を紹介しておく。なお、原文は本文でも挙げておいたが、コトレルの論文である。

P.L.Cottrell, *The Bank in Its International Setting* in R.Roberts&D. Kynaston (ed.), *The Bank of England—Money, Power & Influence 1694—1994*, Oxford・Clarendon Press, 1995.

この訳の代表者は浜田氏であり、4章の訳の担当は小平氏である（日銀の調査統計局調査役、考査局調査役を経て1991年、退職なる経歴）。訳本の年表は浜田氏の訳による。

誤訳が多すぎる。米倉の指摘を受け、訳本はすでに2004年1月末の時点から出荷止めの処置となっている。

今回はその誤訳のほんの一部を紹介した。トピック別にならべており、トピックの右端に訳本の該当頁を記している。

【金融恐慌の最中、ドイツは「ブーム」の真最中】 (122頁)

まず、資本移動の激化に関する訳者の感覚が問われる。

1931年のドイツ銀行恐慌の際、資本がロンドンへ流入した時の記述をみてみよう。

「これは一時的にせよ短期資本が表面的には安全なロンドンへ還流したことによる」(122頁)。

この場合、「還流」は不適切な訳であること、明白だろう。

原文では‘as short term capital retreated’となっており、この‘retreat’ (p. 100) は「退避」、「逃避」と訳したほうが臨場感が出るはず。「還流」とした

のでは、短期資本が資本価値喪失を避けるべく国際金融市場間をめまぐるしく動き回る緊迫感は伝わらない。

実は、金融市場の緊迫感を理解しろと求めること自体、過大な期待となる。

訳者たち、金融恐慌の最中に、「ブーム」が発展するという驚くべき、理解に陥っている。その典型は1931年7-9月の国際金融恐慌に関する翻訳にある。彼らは何と、金融恐慌の最中のドイツは、「ブーム」にあると錯覚している。さらに、ごていねいなことに、イングランド銀行総裁ノーマンはこの「ブームを沈静」させようとしたという。それは、ドイツ銀行恐慌におけるノーマン総裁の行動を顧みれば、まったくお門違いであること、拙稿の第三章を読めば明らかなこと。それは、ともかくも、彼らの訳をみてみよう。

「7月9日、ノーマンはライヒスバンクに対しさらに国際支援を行う前に、ブームを沈静させる必要があると考えた」(122頁)。

原文は

‘On 9 July Norman went so far as to put down a boom before further international aid to the Reichsbank’ (p.100).

ここは訳自体も間違っている。当時の事実経過を念頭におき‘so far as’のところを踏まえれば、

「7月9日、ノーマンはライヒスバンクにさらなる国際支援をするどころか、それを抑制さえした」とすべきであろう。

まず、‘a boom’を「ブーム」と勘違いしたのが、躓きの始まり。この「ブーム」は通常よくいわれる、「株式ブーム」等の「ブーム」ではない。

浅学の小生、辞書を参照して始めて知ったことであるが、石油タンカー事故などで原油漏れが広がらないよう、海上に敷かれる浮遊壁(日本では、「オイル・フェンス」なる言葉が一般的のようである)を意味する「ブーム」である。

したがって、‘put down a boom before further international aid to the Reichsbank’というのは、この浮遊壁を敷くかのごとく、イングランド銀行総裁ノーマンがドイツからの追加支援要請を断ったことを指している。原著者コントロールのしゃれたレトリックだろう。

ここで、深刻なのは、日銀マンの金融センスが疑われることである。金融

危機の最中、ドイツが通常、日本人が観念する、「ブーム」になっているだろうか。日本でよくいわれる「ブーム」というのであれば、株価などは上がっているはずである。

無論、当時のドイツ経済、「ブーム」どころの話ではない。1931年7月の国際金融恐慌の緊迫感を訳者達がつかんでいないと、指摘する理由である。

ポンド信認危機に直結したドイツ金融恐慌に関して詳細な分析をしている文献のどこをみても (Clarke, *op.cit.*, p.219, 加藤, 前掲, 20, 22, 24, 32 頁, James, *op.cit.*, p.290, 工藤章『20世紀ドイツ資本主義—国際定位と大企業体制』東京大学出版会, 1999年, 204頁), 1931年の夏, ドイツが「ブーム」にあったという状況を示すデータはない。逆に, あらゆる面で景気が低迷しているデータを詳細に提示している。新規投資額にしても1929年から以降, 急減している。失業者数も同期間, 急増し, 600万人に急接近している。消費財, 生産財のいずれの価格も同期間, 急落している。生産財, 消費財の生産指数も同様である。新規機械発注指数 (1928=100) でみても, 1930年第3 四半期は55, 第4 四半期は41, 1931年の第1, 第2 四半期は42, 第3 四半期は33と大幅に下落している。ドイツは公定歩合をすでに30年10月に4%を5%へ引き上げている。英米仏のそれに比べ, すでに非常に高い水準にある。31年6月13日には5%を7%へと一挙に引き上げている。危機の激化に対応し, さらに一挙に7月16日には10%, 8月1日には15%へとジャンプしている。その後, 公定歩合は引き下げられ, 12月10日までの3ヶ月間, 8%を維持している。

「ブーム」であるという解説を聞くと一番びっくりするのがドイツの銀行業界だろう。株価の下落で大きな打撃をうけていたからである。ドイツの有力銀行は1930年前半, 株価維持のために大量の株式を購入しており, 株価の下落により, 手持ちの株式や担保が減価していた。とくにダナート銀行は株主保護のために自行株を大量に購入させられていたという (工藤, 前掲, 223 頁)。これは銀行の支払能力を著しく損なうこと, 日銀マンなら先刻承知のことだろう。

こうなると, 「ブーム」どころでない。イングランド銀行総裁が当時のドイツを「ブーム」とみるはずがない。

日銀マンが誤訳したような「ブーム」がドイツにおいて発生するのは1931年夏のことでない。1926年半ばから27年の前半、外国資本の資本市場への大量流入によって「株式ブーム」が発生するが、これも短命に終わっている。30年10月秋には外資が大量に流出しており、きびしいデフレ政策がしかれている。また、31年4－5月、外国ではドイツ証券が大量に売られている（加藤、前掲、322－3頁）。

このようにドイツでは外貨危機、銀行取付騒ぎが生じている大変な状況にあった。にもかかわらず、日銀マンは「ブーム」という。

ノーマンがこの「ブーム」を抑制しようとしたというのであろうか？ それは、ノーマンとて、とても不可能なことだろう。「ブーム」でないのだから、「ブーム」を「沈静させる」ことなど、常人には及びもつかないだろう。

「ブーム」を抑制しようとしたと訳者が誤解しているノーマンの真意を改めて確認しておく。それは、財政緊縮、信用収縮で金本位制を維持しようという正統的な手段である。この姿勢は、権上氏が論じていた英仏金会議（1930年末－31年初め）における主張をくり返したものである。権上氏は、この意図を見抜けず、ノーマンを無能呼ばわりしていた。大変なことである。とはいえ、ノーマンの意図を理解しない仲間を権上氏は、凶らずも今回、見出せた。

【為替管理とはデフレ政策なのか？】（122頁）

日銀マンたちには、ノーマンがドイツに示した金融上の処方箋に関し、おさらいしてもらえない。ノーマンがドイツに対し、何を提起していたのか、日銀マン、何も理解できないようである。

それを示す誤訳も以下、紹介しておく。

「一方、ノーマンは、ドイツの金融状況について、それはもっぱら国内要因に起因するものであり、信用抑制とデフレ政策こそが最善の対策である、と考えていた」（122頁）。

「信用抑制」と「デフレ政策」、一体、どう違うのだろうか。日本語の感覚でいうと違いが出ないだろう。ところが、原文をみると、この二つの言葉、まったく、意味が違う。

この「信用抑制とデフレ政策」、原文では、‘controls and deflation’ (p.100) である。デフレ政策自体、信用抑制的であるはずである。では、「信用抑制」に対応する原文の‘controls’は何を意味するのだろうか。別言すれば、ノーマンは何を念頭においていたのだろうか。

これも実に簡単な話である。為替管理である。これこそが、‘controls’を意味している。ノーマンは為替管理と「デフレ政策」(=「信用抑制」)の双方を提起していたのである。

実は、そのことは訳者自身、知らないはずがない。訳者自身が訳したはずの同じ段落にきちんと「為替管理」と記されているからである。それを再確認してみる。

訳文の15-16行目に、ノーマンは「内閣に対し、為替管理とモラトリアムを準備する」ことを「助言した」と書かれている。為替管理に当る原文は‘exchange controls’ (p.100) である。

すると、この‘exchange controls’は数行、先行するターム、‘controls and deflation’の中の‘controls’に対応するものであること、脈絡上、すぐに理解できるはずである。

内容を理解していれば、為替管理のことを「信用抑制」と誤解するはずがない。原文では同じ意味で使われている‘(exchange) controls’を一方では「信用抑制」とし、他方では「為替管理」としてしまった。そして「信用抑制」を「デフレ政策」と区別してしまう、初歩的ミスも犯している。こうなってしまったのは、結局、訳した段落の文脈を理解できていなかったためであると判定して差し支えないだろう。

しかも、文脈を理解していないどころか、全体にわたる訳が杜撰である。

同じ、頁で、「据置き協定 (standstill agreement)」としているが、これは文脈上からいえば、「対外支払据置き協定」としておくべきであろう。

訳のひどさからいえば、「対外支払」の言葉を付すか否かは大きな問題でない。問題なのは、「据置き協定 (standstill agreement)」の意味が理解できていないことにある。

なぜなら、訳者たち、ずっと後の頁で、この協定を「現状維持協定」と、意味不明の解説をしているからである。原文の付録の‘chronology’ (p.237)

にある‘17Sept. Standstill Agreement’が何と、「現状維持協定」(286頁)と直訳されている。

しかし、その同じ訳の頁に1931年の「6月20日賠償金や戦債に対する支払を1年間猶予する、フーバー・モラトリアムが出される」と紹介しているのであるから、‘Standstill Agreement’は「現状維持協定」という意味不明の直訳でなく、「(対外支払)支払据置き協定」と、意味の通じる訳にしておくべきであろう。ドイツ恐慌をめぐる各国の対応を紹介している記述が理解できていれば生じようのない誤訳である。これが日銀マン、あるいは国際金融に精通するはずの人物の訳である。

【「国際的な制度化された支援」？ 「に」と「の」では大違い】(123-124頁)

8月1日に発表された米仏中央銀行信用に関する訳もひどい。その段落、長いので、①—③の三つに分けて引用しておく。

- ① 「しかしながら、このとき、ノーマンはかつて苦しめられた神経症の再発から体調がすぐれなかった。7月半ば以来、危惧される事態が相次いで起きたことから、ノーマンの健康が損なわれたことには疑問の余地がなかった。ノーマン総裁が執務から離れることを余儀なくされたことから、イングランド銀行は、直前の7月危機で失った金・外貨に見合う総額5000万ポンドの支援資金を米仏から借りることを決定したものとみられる」。
- ② 「ポンドに対し国際的な制度化された支援が行われていることを可能なかぎり明確に示す狙いから、当該借入金を受領は8月1日に公表された」。
- ③ 「ロンドンに関係する者はすべて、政治危機ないし金融危機のいずれにせよ、少なくとも秋までの間は危機は遠ざかったと考えた」(①—③は、123-124頁)。

この訳も、すさまじい無理解ぶり(英語力、状況把握の両面で)である。対応する原文を示しておく。

- ① ‘However, Norman was now unwell, a recurrence of the nervous illness that had plagued him before, and which had no doubt been

triggered by the alarming course of events since the middle of the month. The forced departure of the Governor may have been responsible for others in the Bank deciding to activate the American and French support credits , totalling £ 50 m. and equivalent to the gold and foreign exchange which had recently been lost in the July crisis.’ (p.101).

- ② ‘The receipt was publicly announced on 1 August, to show as clearly as possible the international institutional backing that sterling had received.’ (p.101).
- ③ ‘All involed in London now belived that any crisis, political or financial, had at least been staved off until the autumn.’ (p.101).

①の訳、意味もまったく通じない。原文の ‘others in the Bank’ の意味がわかっていない。ノーマンとその他のイングランド銀行首脳の対外借入れに関する意見の相違を全く理解できていない。ひどい誤訳である。

原著者のコトレルが、ノーマンは対外借入れを嫌っていた点を重視しているのをまったく把握していない。ノーマンは、対外借入れすると、財政均衡等、自国の自助努力による経済調整を損なうと考えていた。これについては、先に、誤解のはなはだしい権上氏の英仏金問題の協議の解題の中でも明らかにしてきた。

対外借入れに反対、ないし、消極的なノーマンが執務から離れると、イングランド銀行内部の中の借入れ賛成論者の立場が強くなる。となるとイングランド銀行は対外借入れ論に大きく傾くだろう。筆者のコトレルはそのように推量している。したがって、この事情を踏まえて、訳すると、次の様になる。

「直前の7月危機で失った金・外貨に見合う総額5000万ポンドの支援資金を米仏から借りることをイングランド銀行内部の他の者が決定できたのは、ノーマン総裁が執務から離れることを余儀なくされたためだったかもしれない」。

どちらかといえば借入反対派のノーマンと、そうでない他の理事の対立があり、ノーマンが病気で執務を離れると、ノーマン以外の者が借入の決定を

行う。この経緯が訳では、明らかにならない。

ただ、中央銀行クレジット受入に関するノーマン自身の見解に関するコントロールの解題は、必ずしも他の研究者に共有されているわけでない。

たとえば、当時、イングランド銀行の顧問を務めており、ノーマン伝を記しているクレイ教授は、中央銀行信用の供与の決定に関し、ノーマンが病気で離脱する日（7月29日）より以前に、承認済みであると考えている（Clay, *op.cit.*, pp.384-5）。

また、セイヤーズによれば、8月のローンを受けるのか否か、英国では大きく議論が割れていた。しかし、ノーマンがいるか否かに関らず、同行の常務委員会内部の分極（ローン賛否の件）は終止符が打たれた。1925年の安定化信用ローンの場合と同様、その存在自身が安心であり、また、イングランド銀行は金流出を公然と許し、公定歩合を引き上げればよいし、そして政府が財政を立て直す契機になればよいということであった。こうして、イングランド銀行内部では自助努力と外国借入を同時に必要とすることと決定された（Sayers, *op.cit.*, pp.392-3, (訳) 543-5頁）。

②の訳もこっけいである。

「ポンドに対し国際的な制度化された支援が行われていることを可能なかぎり明確に示す狙いから、当該借入金を受領は8月1日に公表された」となっているが、

「国際的な制度化された支援」と誤訳されている‘the international institutional backing’とは、「国際的な金融機関の支援（外国中央銀行のことー米倉）」と訳すべきものであり、1960年代の各国中央銀行、IMFの絡むスワップ、GAB（一般借入れ協定）等、「制度化された支援」とはまったく異なる。1931年の国際金融恐慌の中、制度化された国際金融支援などあるはずがないだろう。

③この段落の第三の誤訳。

「ロンドンに関係する者はすべて」。これも英米仏、または英国とその他の国の当事者の関係を抑えていない訳である。正しくは、「ロンドンの関係者はすべて」としておくべき。「に」と「の」のわずか、ひらがな一つの違いだが、これが大きな違いである。

なぜなら、続く文では、「政治危機ないし金融危機のいずれにせよ、少なくとも秋までの間は危機は遠ざかったと考えた」となっている。このように考えるのは英国側だけであろう。外国のポンド残高保有者はそう考えるわけがない。ポンドから金への逃避が止まないことに示されるとおりである。

訳文のままの、「ロンドンに關係する者はすべて」としてしまうと、英国側ばかりでなく、ロンドンへ投資している外国人も、「ロンドンに關係する者はすべて」の中に入ってしまうことになる。その彼らが「すべて」、状況は当面安心と考えると、ポンド危機は下火になるだろう。心情的にポンドが大丈夫と思いたいのが、英国側の人間であり、危ないと思うのが外国のポンド残高保有者だろう。このくらいのこと、いくら杜撰な訳者にもわかるはず。

なお、蛇足であるが、三つの間違いのあった同じ段落の最初の数行の訳も勘違いであること、指摘しておく。

その訳は次のとおりである。

「過去2週間イギリスを襲った通貨危機にもかかわらず、ポンドを安定させようとする努力は7月末までに実を結んだ」(123頁)

対応する原文は、

‘By the end of July, efforts to stabilize sterling in the face of the gale that had struck the British currency over the past fortnight had succeeded.’ (p.101).

ここでは、‘in the face of the gale’が取り違えられている。訳文をできるかぎり尊重する形で正しく訳せば、「過去2週間イギリスを襲った通貨危機の最中にポンドを安定させようとする努力は7月末までに実を結んだ」であろう。

【誤訳の漂流 (drift) を続ける訳者たち】(124頁)

訳者たち、1931年8月に決められた中央銀行信用の効果の具合、何も理解していない。ここでは、①、②に分けて訳文を引用しておく。

①「イングランド銀行は、この借入れを周知させることにより、ポンドに対する市場の空気を変えることができると過信していた。このような誤った判断にもとづき、パリ市場におけるポンドに対する公的支援はとりやめられ、

イングランド銀行は金の国外への流出を容認した」(124頁),

② 「この事態はすべて海外のポンド保有者への金流出によるようだった。8月5日以降はさらに金へ逃避する様相を呈し、8月7日からは米仏により融資された資金を投入したものの、それを阻止することはできなかった」(124頁)

この二つに分けた訳文に対応する原文,

① 'The Bank put misplaced confidence in the ability of the publicity given to the credits to change the market sentiments towards the sterling. As a result of this mistaken view, official support for sterling on the Paris market was removed and the Bank tolerated an outward leak of gold.' (p.101)

② 'This all appeared as drift to international holders of sterling, which led to a flight from 5 August—not to be stayed by deploying the American and French credits from 7 August.' (p.101)

まず、①の訳文、原文を参照すると、たちまち誤りとわかる。

8月1日に米仏中央銀行がイングランド銀行へ5000万ポンドのクレジットを与えたことが公表された。これにより、当面、危機が遠のいたとみる楽観的判断が生じた。これは訳者が先行する訳文のところに書いている(実はここも誤訳が多いので、この①、②の文章を理解できていない原因となっている)。

すると、①の「イングランド銀行は、この借入れを周知させることにより、ポンドに対する市場の空気を変えることができると過信していた。」は、とんちんかんな訳となる。

やや意識になるくらいもあるが、訳するとすれば、「イングランド銀行はこの借入れ公表の効果を過信してしまい、このことによりスターリングに対する市場の見方を変えることができると判断した。」としておけばよいであろう。そうすれば、続く訳文、「このような誤った判断にもとづき、パリ市場におけるポンドに対する公的支援はとりやめられ」が俄然生きてくる。ただ、「公的支援」(official support)は為替操作という観点からいえば、「公的支持」とするほうが自然だろう。

②の訳に関し。大学（あるいは大学院）入試問題に出せば、必ず誤読する受験生がいる類の英文である。点差をつけるのに格好の問題となろう。反面教師のつもりか、訳者がその手本を示してくれる。

原文の‘This all appeared as drift to international holders of sterling , which led to a flight from 5 August’の内容であるが、日銀関係者はこの英文の構文を理解できていない。初歩的な話でいえば、‘drift’の意味を知らない。辞書で確認していなかったこと、より根本的には当時の国際金融状況に関する知識が欠如しているためであろう。

‘drift’は文脈上は、所定の進路から（船、飛行機などが）はずれることであり、偏流、横すべり、漂流、脱線の意味であり、文意でいえば、ポンドが金本位から外れるというレトリックだろう。

ところが、訳者自身がまさに、‘drift’し、これを‘as drift to international holders of sterling’として一体化して誤訳してしまい、意味不明になった。「この事態はすべて海外のポンド保有者への金流出によるようだった」では、意味は全然、通じない。

正しく訳せば、

「まさにこのこと（イングランド銀行が金流出を容認したこと—米倉）が世界のポンド保有者にとってはポンドの脱線（ポンドが金本位の航路から外れてしまい、離脱しかねないという事—米倉）として映り、そのために8月5日以降、ポンドから金への逃避につながった」となるだろう。

どうも、日銀の訳者は航海に関する英語の知識がないようである。海に浮かぶ‘boom’、‘drift’のいずれも、とんちんかんな訳になったのは単なる偶然ではないようだ。杜撰な訳の‘drift’はさらに続く。まさに、誤訳の「信認危機」といったところか？はてしなき‘drift’となる。

【米国の銀行家は英国の何に関心を寄せる？】（124頁）

日銀マンたちの訳では、アメリカの銀行家は間の抜けた感覚の持ち主にされてしまう。

その訳をみてみよう。

「アメリカの銀行家たちは、イギリスが均衡財政に復帰することに関心を寄

せていた。夏休み明け後に議会在招集されるまで情勢を支えるため、首相はイギリス政府向け融資を要請し、アメリカの銀行家たちがこの件についてまたもや打診を受けた」(124頁)。

念のために、この訳文に対応する原文を掲載する。

‘A return to fiscal balance remained the concern of American bankers, who were approached again over a loan to the British government sought by the Prime Minister to hold the situation until Parliament reassembled after summer recess.’ (p.102).

上記の、「アメリカの銀行家たちは、イギリスが均衡財政に復帰することに関心を寄せていた。」という訳では、アメリカの銀行家の心理状態は読み切れないだろう。彼らはもっと必死である。

正しく訳するとすれば、

「イギリスが財政均衡を回復できるのか否か、アメリカの銀行家たちの不安がのこったままであった」としておくべきであろう。

なぜなら、彼らは、英国の首相から対英国政府への信用のアレンジ（最終的には米仏の銀行、あわせて8000万ポンドの対英国政府クレジット）を頼まれたからである。すでに8月1日に米仏の対英中央銀行間信用（5000万ポンド）の供与が公表されて間もない時に、対英国政府への信用の供与を求められている。これでは英国の財政負担が増加するばかりだろう。英国はその政府間信用よりもはるかに巨額の対米戦債の支払にも苦勞していた状況にあった（日銀訳は対米戦債の話も何も理解していないこと、後述）。

だからこそ、アメリカの銀行家たちは英国が財政を均衡できるのか否か、懸念したのである。均衡財政が達成できなければポンドは金本位離脱、減価することになる。ロンドンに投資したり、ポンド残高を保有しているので、ポンドが切り下げられれば大きな損失をアメリカの銀行家たちが被る。

以上のような事情を考慮し、前の日銀訳を意味の通じる訳に直してみると、「イギリスが財政均衡を回復できるのか否か、アメリカの銀行家たちの不安がのこったままであった。というのは、彼らはまたしても英国政府に対するローンの件で打診を受けていたからである。このローンを求めたのは英国首相であり、夏季の休会の後に議会在再開されるまで状況を持ちこたえようと

していたのである。」ということになる。

8月の時点で首相が英国政府向けローンを米国に打診したことに、米国の銀行家は懸念を抱いていたという点は重要である。

政府ローンに賛成でなかったノーマンが7月29日、執務より離脱した。すると、対英国政府への米国ローンに対し、有力な反対者が一人、減る。しかも、財政再建の展望はない。そういう中、英国首相が米国へローンを打診する。すると、長期ローンの云々以前に財政再建を果たすべきというノーマン、モルガンの合意も無視されることになる。7月26日のノーマン・モルガンの会合で、米国は長期ローンを供与しないかわりに、英国の財政立て直しを先決事項とするよう、ノーマンとともに働きかけることになっていたからである (Boyce, *op.cit.*, pp.343-4)。そのノーマンが8月には不在となった。はたしてポンドは守れるのか、その前提である財政再建策が危うい。こうしてみると、米国の銀行家が不安を抱くのは当然のことだろう。不安の問題であって、「関心」の問題ではないのだ。

【ポンド信認恐慌の最中に総選挙?】(125頁)

日銀マンたち、ポンド信認恐慌を訳す際、当時の英国国内政治の状況に不明だったようである。何と、この恐慌の際に総選挙が実施されていたと訳してしまった。

すなわち、

「イングランド銀行は、総選挙を最後まで見届けるに足るだけのポンド防衛資金を持っていない点をはっきりと認識していた。とくに、この総選挙では三つの政党が独自に選挙活動を展開しており、選挙により、[事態が] 変わる可能性が日々高まっていた」(125頁)。

これに対応する原文、

‘The Bank certainly thought that it lacked sufficient resources for sterling to see a general election out, especially one where the three parties campaigned independently, a prospect which appeared to be increasingly likely’ (p.102).

訳、原文を対照してみれば、訳がまったく当時の政治状況を理解していな

いこと、明らかである。

当時の状況を読者がつかめるようにする訳は、

「たしかにイングランド銀行が考えていたことは、総選挙が行われるとしても、特に三つの政党がバラバラに選挙運動をする、そうなる見込みがますます高くなる総選挙の結果を見届けるまでの期間、ポンドを防衛するのに十分な資金はないということであった」としておくべきであろう。

みられるように、あえて、かなりの意識にしているのは、ポンド危機の最中には総選挙は実施されていないことを明確にするためである。日銀訳では、ポンド危機の最中に、あたかも総選挙が実施されていると誤解されてしまう。

そもそも、ポンド切り下げ危機の最中、英国では総選挙運動が展開されるわけがない。もし、総選挙が実施されるとなると、議会は解散されているはずである。挙国一致内閣が成立したのは8月24日のこと。それまでは、与党、野党の首脳は夏休み休暇でロンドンを離れている者が多い状況であり、議会が再招集されるのは9月8日のことである。

もし、訳文のとおり、総選挙活動が展開されていたとすると、金本位制を法的に停止するのも不可能になる。国際金融の歴史も大きく変化していたことであろう。挙国一致内閣が金本位停止を決意したのは9月18日のことであり、これを正式に法律にするには議会の承認を得る必要がある。総選挙活動が展開され議会が開かれていないとすると、ポンドの金本位停止などの法案も上程できないだろう。議会に説明を要するのである。

実際には、もちろん、9月21日に議会は開かれており、金本位修正法（金本位制の停止）が成立している。それまで、議会は解散されていないわけである。したがって総選挙活動は展開されようがない。

ここで、日銀マンのように誤解しないよう、総選挙に関する当時の動きをおさらいしておく。

再度、確認すべきは、ポンド危機の最中、総選挙は実施されていないこと。危機の最中に総選挙を実施することなど、多少なりとも政治感覚のある政治家であれば、思いもつかないことである。総選挙運動の期間は4週間かかるようである (R.Bassett, 1931 *Political Crisis*, Gower Publishing Company,

Vermont, U.S.A., 1986, p.218. なお、第一版は1958年、マクミラン社より)。実際、総選挙が実施されることが決定されたのは9月29日のことであり、金本位制が廃棄された後のことである。

したがって、訳文のように、ポンドの金交換性を死守している間に、総選挙キャンペーンが実施されていることに対してあれこれ、イングランド銀行が不安の念を抱くことは不可能なのである。そのキャンペーン、何と4週間もかかる。実際には、10月7日に国会解散であり、10月27日が総選挙である。挙国一致内閣が組閣されたのは8月24日である。10月27日の総選挙の圧勝で、マクドナルドを首相とする第二次挙国一致内閣が成立（1935年6月まで存続、以後は保守党リーダーのボールドウィン（S.Baldwin）が引き継ぐ）。

以上のとおり、日銀マンの誤訳は明らかであるが、多少なりとも日銀マンを弁護しておくことも必要だろう。というのは、挙国一致内閣が成立した時点で、総選挙の実施を求める声があがったのはたしかなことである。特に、保守党の動きである。保守党は8月28日の会合で、新政権を支持したが、この時点で、早期の選挙を求める声もあった。保守党にとっては、社会主義を粉碎し、ポンド危機の唯一の治療法と考えていた保護関税を提唱し、選挙でその信を問うというのである。財政緊縮という国民には不人気な策よりも、保護関税こそが唯一の財政再建案というわけだ。そして、9月8日、閣外の保守党員チャーチルは議会で公然と総選挙の実施を唱え、真の挙国一致内閣を求めている（労働党主流派は参加せず、真の挙国一致ではないが）。

しかし、穏健な意見からは批判が出ている。たとえば、*the Economist* 誌（9月12日）、*the Times* 紙などは、このような動きは危機を煽るものであると主張し、保守党を批判していた。しかし、保守党は執拗に、妙薬とする保護関税を導入するよう主張している。総選挙を要求する圧力は強く、マクドナルドは9月15日（火）、日記に、即刻、選挙を実施するよう迫られていると記している。

たしかに、圧力は非常に強かったが、9月18日、自由党はこの動きに反対し、自由貿易派のスノーデン蔵相も反対した。そして、マクドナルド首相もこの動きに呼応し、9月20日、総選挙に反対する動きは圧倒的であり、これには賛成できない、また、ポンド危機が襲っている今、現在、総選挙を行う

理論的正当性はまったくないと返答している。実際、9月15日にインバーゴードン事件が伝えられると、この選挙の話は後景に退く (Kunz, *op.cit.*, p. 131)。危機が去るまで、政府首脳はその地位にとどまり、その責任を全うすること、ごく当然の話だろう。その意味で、この時期の議会解散、総選挙は無責任なことであろう。

挙国一致内閣であれば、ポンド金兌換危機の最中に総選挙が実施されるはずがない。挙国一致内閣が形成されたのはポンド危機の要因となっている財政危機に対処するためであり、このためにのみ挙国一致内閣が成立していたのである。

「挙国一致」という以上、時の労働党、自由党、保守党の3党はこの危機を乗り切るために党利党略を離れて協力することになる。もちろん、この危機が開開されれば、各党それぞれの利害を貫くべく、総選挙になる。

したがって、挙国一致内閣の成立した8月24日、マクドナルド首相は当面、総選挙はないと声明で明らかにしている。また、同じ日の夜の声明において、保守党の党首のポールドウィンは国家的非常事態の中、議会を解散し、総選挙をすることは悲惨であると述べている。もちろん、保守党の立場上、この危機が去れば、社会主義者を打倒すべく総選挙を勝ち抜くという戦略があったのである (Bassett, *op.cit.*, pp.167-8)。

したがって、非常事態の最中に総選挙を行なうことはない。もちろん、それまでに労働党内内部には、挙国一致内閣にとどまったスノーデン蔵相への反発は強まっていた。8月27日に公刊された労働党とTUC (Trade Union Congress) の共同マニフェストは、賃金・俸給の削減ははげしい対立、産業的混乱を招くと予想していた (Clarke, *op.cit.*, p.213)。総選挙も差し迫るものであるとみなしていた (Bassett, *op.cit.*, p.186, 218.)。

しかし、9月21日 (もう金本位制は離脱) 以降になると状況は変化する。保守党には、保護関税の導入をめぐり、直ちに総選挙を実施するよう要求する声は強く、スノーデン蔵相はその圧力に抵抗できなかった。

有力紙も9月26日、総選挙の実施を訴えており、マクドナルド首相は労働党との確執もあり、9月29日、総選挙実施を決意した。10月6日、国王が議会解散布告を出し、新議会は11月3日に招集されることになった (Bassett,

op. cit., p.259, 267-8, 282-3)。総選挙の実施を決定したのは、金本位制維持が放棄された後のことなのである。

その場合も、挙国一致内閣のマニフェストを出す意見も出たが、保守党はその中に保護関税を盛り込もうとしたので、自由党はとてめ飲めなかった。この点において、保守党の目論見は破綻したが、各党、バラバラで独自のマニフェストを出すことになった。

この統一したマニフェストが提示できなかつたという点において、日銀が誤訳した「この総選挙では三つの政党が独自に選挙活動を展開しており」という記述も当てはまることになる。しかし、それはあくまでも、ポンドの金兌換停止以降のことである。

なお、ポンドが切り下げられて金本位制が停止された後に実施された総選挙（10月28日に結果）は挙国一致内閣の候補者の圧勝に終わる（総選挙の結果については、Bassett, *op. cit.*, pp.329-30）。

よくよく考えるに、日銀の誤訳を招くことになったのは、コトレルの記述があまりにも内容的に凝縮されすぎているからである。もちろん、当時の総選挙の概要を知っていれば、誤解はしないですむ話である。コトレルの場合、原文で読む人は、当然、当時の政治状況がある程度、知っている想定して書いているはずである。したがって、コトレルを訳す場合、英語読解力はもちろんのこと、当時の英国を取り巻く政治経済状況の基本的知識を必要とする。日銀マン、その基準に満たなかつたということ。

【ポンド支持策としての対外投資動員策を知らない日銀マン—財政均衡化政策の実効性への評価に絡め】（125頁）

総選挙に関する無理解、同じ訳の頁にも露呈している。それは英国の海外投資資金の対ポンド支持資金への動員に関する無理解と対をなしている。その訳文を引用してみよう。

ポンド防衛の方法として英国対外投資証券を動員する方法が検討されたことに関し、

「このような状況は、困難とはいえイギリスの海外投資資金を活用することを求めていた。しかし、海外投資資金はもっぱらイギリス議会の選挙結果に

対する懸念から不安定な動きを示していた」(125頁)。

これも、何も状況を理解していない訳である。選挙も行われていないのに、選挙結果を懸念する話が成立するわけがない。

原文は次のとおりである。

‘The situation called for the difficult mobilization of British overseas investment, but it was being primarily unsettled by anxieties over what a British parliamentary election might produce.’ (p.102)

この原文を解題した、意味の通じる訳にすれば、以下のとおりとなる。

「ポンド危機という状況のため、英国の海外投資資金を動員することも考えられたが、これは困難であった。状況は、主として、英国議会選挙が行われたとした場合にもたらされる結果への懸念から、不安定なままにあった」。

訳者たち、原文の‘but it was’の‘it’を‘British overseas investment’と取り違えているようであるが、正しくは、文脈上、‘The situation’のはずである。

まさに「状況」を把握していないわけであり、「海外投資資金」の動員が「困難」な理由を理解できるはずもない。また、議会選挙の結果がなぜ、懸念されたのか理解できていないから、‘it’の主語を取り違えるのである。その原因は二つある。第一に、「海外投資資金」の動員に関して何が困難であったのか、次に、すでにみたとおり、英国の総選挙が何時行われたのか知らないのである。

まず、第一の「海外投資資金」の動員に関してである。この策は、8月11日、大蔵大臣に提示されている。この時期、8000万ポンドの第二次クレジット(米仏政府から英国政府へ供与、8月28日に発表)案が協議されていることと並行し、海外投資資金の動員が議論されている。

フランス銀行前総裁モローもこれに賛成であり、労働党左派も、ポンド防衛策としては、緊縮財政を見返りとする外国クレジット供与よりも、英国保有の外国証券の動員を採用するよう主張していた。

この方式はドル証券を売却・担保として得たドル資金でポンドを安定させる、第一次大戦中の為替釘付け操作を範としていたが、1931年のポンド信認恐慌の最中には、この方法には問題があった。担保として受けいられる証券としては価格の安定した一級証券が求められたが、英国にはこれに見合う米

ないことが明らかである。実際、当然にもセイヤーズは、1931年9月21日月曜日の朝、イングランド銀行が扉を開いていると書いている(Sayers, *op.cit.*, p.416, (訳)577頁)。イングランド銀行も閉店していないのであるから、他の銀行が閉店するわけがない。

9月21日から金本位制が停止され、前週末の打ち合わせのとおり、証券取引所は閉められていたが、銀行は預金取付騒ぎもなく、業務を再開している。海外も、英国の信認の崩壊はおきていないと報道している。その日の午後のスノーデン蔵相の下院における演説は世界を落ち着かせるために行われた。その内容の要約によれば、状況は深刻であるが、金本位の「停止」は一時的であり、この「停止」の原因は「為替危機」にあり、英国国内の財政の混乱によるものでなく、制御できないインフレにつながる通貨増発の危険性も取り除かれており、英国は冷静に状況に臨んでいる(Boyce, *op.cit.*, p.366)。

これと対照的なのがドイツの金本位停止直後の措置である。ドイツの場合、銀行恐慌を受けてグナート銀行が7月13日、倒産。7月14、15日の2日間、ドイツのすべての金融機関が閉鎖。この2日間の後、限定的は取引が再開された(貸金、俸給、年金、税金の支払のための預金引出のためのみ)。通常の業務が再開されたのは8月5日になってのことであり、それも銀行が国家の保証、援助を受けてのことであった(James, *op.cit.*, p.285)。

銀行休日に関し、日銀が誤訳した一因は、コトレルの記述が正確性において問題があるからである。国際金融史においても大事件である1931年のポンド信認恐慌の発生、帰結を論じるには紙幅が限られており、そのために詳細な記述ができなかったのかもしれない。しかし、訳者はそういう点にも細心の注意が必要なはずである。コトレルは信認恐慌の経過に関して詳細に叙述しているボイスを参照文献として挙げていないことも、気がかりなところ(コトレルの論文が所収されている原著自体には、ボイスの本は参照文献として記載、p.298)。

なお、同じ段落の訳、小さなことであるが、さらに、幾つかの誤訳に気づく。

「9月18日遅く、首相はイングランド銀行の決定を知らされた。それは、9月19日の土曜日には、立法措置に必要な時間を稼ぐためにポンド支援を実施

し、9月21日の月曜日に「金本位からの離脱」公表するというものであった」(125頁)。

原文にはない「金本位制からの離脱」をわざわざ解説するという誠意を示す姿勢は中途半端になってはならない。「立法措置」というならば、「金本位制の停止」(Suspension of the Gold Standard)であろう。「金本位制からの離脱」は、「金本位制の停止」という「立法措置」の結果にすぎない

また、英国が米仏に対し何を返済するのか、不明な訳文も引用しておく。

「イングランド銀行の主たる関心は、イギリスの信託を維持する—この目的を達成する方法する一方策として、対イギリス際融資(国際融資の誤植—米倉)を金で返済することが提案された」(126頁)の個所の「夏の間に行われた対イギリス(国)際融資を金で返済することが提案された」も誤訳である。

原文は次のとおり、

‘indicating that the summer’s international facilities would be paid in gold’ (p.103) であるが、ここの‘indicating’は「提案」でなく、やや、意識になるが、「再確約」したという意味である。

「提案」としたのでは、「夏の間に行われた対イギリス(国)際融資金」の供与の条件が不明になってしまう。その点は重要なことであり、このことが金本位の直接の理由になったことに多くの日本の研究者は通じていない。イングランド銀行の金準備が枯渇したからとか、法定準備を割りそうになったから金本位が停止されたと解説してはばからない者が多い。これはまったくの誤解である。日本の研究者の水準をはかる格好の尺度がここにある。

対イングランド銀行信用、対英国政府信用の合計1億3000万ポンドの担保としてイングランド銀行の金準備がとっておかれており、ポンド信認恐慌の最中、金準備がこの1億3000万ポンドを割りそうになり、担保の金額を確保する必要上、金本位を停止した。担保用の金準備を保全しなければならなかったのである。

信用を供与した米仏側に金による支払の「提案」などというのは、米仏側に対し、失礼極まりない話だろう。信用を供与した時点で、金で返済するのがすでに絶対条件だったのである。日銀マンはこんなことも知らないようで

ある。国際的信義を踏まえていけば、とてもできない誤訳である。

実際、英国の金本位停止以降、米仏クレジットの返済は順調に進み、英国はポンドの急騰に悩むのである。それは訳にも指摘されていることである（より詳しくは、『拙著』、「第2章 1932年春のポンドの急騰傾向」,「第3章 ポンド低位安定化政策の定着」を参照）。

【濡れ衣を着せられた国際資本移動—インフレの元凶？】(126頁)

誤訳は、ポンドの金本位停止以降の個所でも頻出する。

まず、ポンドがフロート制に移行した時に懸念されたインフレ懸念に関する理解、ひどい一言に尽きる。

その訳文をみておこう。

「ポンドがフロートしていたうえ、世界の金融センター間の資本移動が続いていたことから情勢は不安定化しており、これがインフレを引き起こす可能性があった。このため、キンダースレイに率いられた委員たちは当初、インフレを懸念していた。」(126頁)。

原文は、

'Its members, led by Kindersley, were initially concerned about the inflation that the floating of sterling might produce and, equally, the turbulence caused by continued capital movements between the world's monetary centres.' (p.103).

どうも、訳者たちの理解では、国際資本移動がインフレの原因となっているようである。

コトレルの原文では、そのようなことは書かれていない。そこで、意味の通じる訳にするとすれば、

「キンダースレイに引き入れられた委員たちが当初、懸念したことは、スターリングのフロート化がもたらすかもしれないインフレであり、それと同様に、世界の金融センター間の資本移動が引き起こす攪乱作用にあった」

世界の資本移動がインフレをもたらすと考えているわけでない。その移動がもたらす攪乱作用とは為替相場の乱高下であろう。いわゆる、ホットマネー問題である。それに対し、インフレ懸念とは、ポンドの金本位離脱により、

ポンドの金価値が保持されなくなり、また、金準備に基づかない通貨の保証発行が増加されていたこと、米仏クレジット返済のためにイングランド銀行の金準備が減少することなどの要因である。これについては日銀マンが訳しているセイヤースの大著を読んでいれば、誤訳など生じようがない話である（『拙著』、27-32頁も参照）。

通貨危機に対応した英国の当事者たちは、ポンド切り下げ以前、公にヒステリックに叫ばれていた通貨減価、輸入価格上昇、賃金引上げ要求、ポンドへの投機的攻撃という悪循環の中、ポンドが崩壊する、というシナリオには与していなかった。むしろ、冷静に判断すれば、ポンドは最初、下落した後の反転を期待する買いで回復し、急落も一時的になる。この判断、まさに的中したのが、後のポンド相場の推移である。むしろ、ポンドの過度の上昇に悩まされたのが英国通貨当局なのである（Boyce, *op.cit.*, pp.366-7）。

以上からすれば、英国のインフレ懸念は、日銀マンの訳のような、国際資本移動から生じるのではなく、財政赤字による通貨増発から生じるとみられており、これも取り越し苦労に過ぎなかった。同じ金融恐慌といってもドイツの場合、銀行閉鎖、為替管理の導入など大きな混乱が生じたが、英国の場合、ポンドが切り下げられただけにすぎない。すぐに財政赤字を解消する。これこそ、英国の金融の底力であろう。

【為替操作の狙いを知らない日銀マン】（126頁）

1931年冬のポンド安定操作問題もまったく不明である。ポンド安定操作の狙いが理解できない。それを示す訳を次に紹介する。

「冬が始まるやただちに、ポンドに対して最大限の注意を払う必要があることが明らかとなった。取得した外貨はただちにポンド支援にむけられ、手形交換所加盟銀行の専門部局からの助言がいまやイングランド銀行を支援することとなった。しかしながら、イングランド銀行の資金はわずかな額にすぎず、初期の段階でポンドの下落スピードをチェックすることしかできなかった。そして、その後は介入から全面的に退却せざるをえなかった。ポンドは1931年12月中および1932年3月中に、相異なった性格の問題に直面したが、このことが為替平衡勘定（EEA）の創設に結びついた」（126頁）。

正確を期するため、これに対応する原文も紹介しておく、

‘The need for the utmost caution soon became apparent as winter set in. Very rapidly the acquisition of exchange reserves turned to the support of sterling and advice from the specialist departments of the clearers now assisted the Bank. However, the Bank’s resources were ‘too meagre’ to allow anything but initially checking the speed of sterling’s fall, and then forced a total withdrawal of intervention. Sterling’s problems of differing kinds during December 1931, and then March 1932, resulted in the creation of the Exchange Equalisation Account (EEA).’ (p.103).

原文から明らかなとおり、訳文の最初の個所、「冬が始まるやただちに、ポンドに対して最大限の注意を払う必要があることが明らかとなった。取得した外貨はただちにポンド支援にむけられ、手形交換所加盟銀行の専門部局からの助言がいまやイングランド銀行を支援することとなった」のところ、問題はない。

しかし、続く文、「しかしながら、イングランド銀行の資金はわずかな額にすぎず、初期の段階でポンドの下落スピードをチェックすることしかできなかった。そして、その後は介入から全面的に退却せざるをえなかった。ポンドは1931年12月中および1932年3月中に、相異なった性格の問題に直面したが、このことが為替平衡勘定 (EEA) の創設に結びついた」の訳、日銀マンたちには意味不明のはずだ。

なぜ、イングランド銀行の資金が「わずかな額」であったのか。訳ではさっぱり、説明がつかない。原文をきちんと訳せばヒントはつかめるのである。それを訳してみると、「イングランド銀行の資金は‘非常に乏しく (too meagre)’、当初、スターリングの下落の速度を抑える以外何もできず、その後は介入から全面的に退却せざるをえなかった」となる。

では、なぜ、‘非常に乏しく (too meagre)’だったのか？そのことがわからないと、続く訳文にある、「ポンドは1931年12月中および1932年3月中に、相異なった性格の問題に直面した」の意味は理解できない。

‘非常に乏しく (too meagre)’というのは、イングランド銀行の資金の絶対額の問題ではない。1931年12月、当時、金準備は1億2000万ポンドもある。

だからこそ、コトレルは‘too meagre’とわざわざ、括弧を付している。3000万ポンドが中央銀行のクレジットの担保(10月以降、一部はすでに返済)、8000万ポンドが政府クレジットの担保となっており、為替操作の過程で獲得した外国為替準備がポンド支持資金に費消されてしまうと、イングランド銀行の自由になる金準備はわずか1000万ポンドとなってしまう(詳しくは、『拙著』、32-35頁)。この点を指して、イングランド銀行の資金が‘too meagre’というのである。

この点が把握できていないまま、「ポンドは1931年12月中および1932年3月中に、相異なった性格の問題に直面した」と訳してしまっただけでは読者は一体、これが何を意味しているのか、わからないだろう。せめて、訳注ぐらい、付しておくべきであろう。しかし、いままでにみてきた訳からすれば、訳注など記する学識を訳者に求めるのは無理だろう。

「相異なった性格の問題」とは、ポンドが異常に下がった31年冬の問題と、逆に異常に高騰した32年3月の問題をさしている。これが訳文ではさっぱり理解できないので、意味の通じる訳にするとすれば、以下のようになろう。

「しかしながら、イングランド銀行の資金は‘わずか’の額にすぎず(保有金準備1億2000万ポンドから、米仏クレジットに要する担保、1億1000万ポンドを差し引いた1000万ポンドの金準備しか自由にならないこと—米倉)、当初、ポンドの下落スピードをチェックする以外の何もできず、その後は介入から全面的に退却せざるをえなかった。ポンドは1931年12月中(ポンドが12月2日、3.24ドルの最安値となったこと—米倉)および1932年3月中(ポンドは3月28日、3.82. 4/4ドルへ上昇するなど、海外のポンド買いの洪水の状況—米倉)に、相異なった性格の問題(ポンドが急落したり、急騰したりすること—米倉)に直面したが、このことが為替平衡勘定(EEA)の創設に結びついた(英国通貨当局がポンドの急落、急騰に悩まされる状況、その対策として EEA を設立する経緯に関しては、『拙著』、第2、3章を参照されたい。日銀の人たちはこの当時のイングランド銀行の政策を詳述しているセイヤースの大著を訳しているが、同じ日銀マンであるはずの訳者はこれを読んでいない)。

【「情勢を管理することが不可能になる恐れ」の訳—ポンド・フロート化に対する英国通貨当局の情勢判断に関する無知】(127頁)

当時の情勢、訳者たち、まったく知らないままに訳していること、明白な文を紹介しておく。引用した下線部分、完全な誤訳である。

「ノーマンの政策は、1931年夏に受領した借入金を返済するに足るだけの外貨を蓄積するまで、公定歩合を6%という危機水準に据え置くというものであった。1932年2月には、彼のアプローチはイングランド銀行理事会内で非難を浴びた。これは、ポンドが強くなり、当時は3.40～3.46ドルの範囲内で強調裏に推移していたためであった。この結果、2月25日までに、イングランド銀行は、1931年夏の債務を返済するための所要額の半分を確保した。一方、ポンドは投機的といえるような値上がりを示し、情勢を管理することが不可能になる恐れが出てきた。公定歩合は4%に引き下げられた後、さらに3 1/2%まで下げられた」(126-7頁)。

最初の下線部分に対応する原文は、

‘as sterling gained strength and then remained strong within a band of \$3.40—46.’ (p.103).

日銀マン、同じ組織の先輩のセイヤーズ訳を読んでもらえば、こういう誤訳にはならないはず。

3.40—46ドルの範囲にあったのは、32年1月の話である。1932年に入り、ポンドは強調に転じる。1月16日には3.49ドルとなった（それまでの底が12月2日の3.24ドル）。そして1月、ポンドはおおむね、3.40—3.46ドルで推移する (Sayers, *op.cit.*, p.424, (訳) 588頁)。

2月25日には3.48ドルとなっている。このようなポンド高騰をうけて、この日、イングランド銀行理事のハンプロは、米仏から受けた借款の返済に要する外貨の半分を確保していると報告している。ノーマン総裁は、ポンドの上昇傾向が予想される中、ポンドの上昇の限度を3.65ドルにするとしている。3月5日に3.50ドル、3月7日には3.53ドルであり、イングランド銀行は大量の外貨売りに対抗して外国為替を購入している（3月9日は3.77ドル）。

このような情勢を何も理解できていないのが、訳者である。そこで、1932年1、2月のポンド相場の動きを考慮に入れて訳すると、

「これは、ポンドが強くなり、そして3.40～3.46ドルの範囲内で強調裏に推移していたためであった」。原文の‘gained strength and then remained strong’の‘and then’は「当時」としたら、いったい何時の時期を指すのか、不明となる。「そして」としておけば、意味としては十分に通じるのである。

第二の下線部分の誤訳。この誤訳に対応する原文は、

‘whereas sterling was now rising speculatively to the extent that the situation was threatening to go out of control’ (pp.103-4).

この原文に対応し、当時の状況をきちんと理解した訳にするためには、「スターリングは今や投機的に上昇し、手におえなくなりかねない状況となった」となるだろう。ここまでくると、訳者の読解力こそ、「情勢を管理することが不可能」といった方が妥当だろう。

そういう冗談はともかくも、ここで重要なのは「情勢を管理することが不可能」とは一体何を意味しているのか、訳者には理解できていない。掲載した訳文が収まっている同じ段落全体（前後の段落も含めて）をちゃんと理解していれば、およそ生じない誤訳である。

訳者が誤訳した「情勢を管理することが不可能」となった状況と解説しておこう。誤訳の「手におえなくなりかねない状況」を是正する意味もかねて。

3月もポンドの急騰は続き、3月5日に3.50ドル、3月7日には3.53ドルであり、イングランド銀行は大量の外貨売りに対抗して外国為替を購入している（3月9日は3.77ドル）。

こういう情勢の中、セイヤーズによれば、イングランド銀行のカターンズがポンドの投機について、「手がつけられなくなる危険性がある」(in danger of getting out of control) (Sayers, *op.cit.*, p.425, (訳) 589頁) と情勢分析している。

コトレルは、この「手がつけられなくなる危険性がある」というイングランド銀行の情勢分析を言い換えて、「手におえなくなりかねない状況」(‘threatening to go out of control’) としたのである。

ここまでくると、訳者の日銀マンたちはセイヤーズの訳本もみていないということ、もはや疑う余地はない。

【対米戦債を踏み倒したはずの英国が「完済」!!】(287頁)

訳が杜撰であるという批判に反発を感じる人もいるだろう。しかし、次に挙げる誤訳をみれば、筆者の批判が不当なものでないこと、了解するはずである。

この訳本のクロニクルのところで、「1933年イギリス、対アメリカ戦債を完済する」(287頁)になっている。これにも驚きだ。実際には、英国は米国に「完済」しているどころか、借金を踏み倒している。さすが、シェイクスピアの母国だけのことはある。『ベニスの商人』のシャイロックの役を米国に演じさせたわけだ。

原文、‘Anglo – American war debt final payment’ (p.237) をみれば、「完済」という訳は出てこないはずである。「最後の支払」ということになる。この「最後」というのは英国にとって「最後」の支払であって、米国にとっては「完済」どころか、踏み倒しである。債権国の米国は支払請求すべき残高が多く残っており、以後も支払請求書を送り続けている。借金踏み倒しのことを「完済」というと大変なことになる。

ところで、英国が対米戦債を不履行したこと、記者は知っているはず。1933年のロンドン世界経済会議の開催されていた時点、米国ローズベルト大統領が英国、フランスの対米戦債不履行にいらつきを覚え、これが三国間為替安定化協議の妨げになったことが紹介されている(訳・132頁、原文、p.108)。「完済」していたとすれば、ローズベルトは怒る理由もない。三国間為替安定化協議も実際よりも円滑に進んでいたはずであろう。

自身が訳している部分を理解していれば、英国が対米戦債を1933年に「完済」した等、とても書けない話なのである。同年の世界経済会議の議論をめぐり、戦債が賠償の問題と絡めて論議されている。訳者たち、自身が翻訳した内容をわかっていないから、こういう失態を招くのである。

英国は対米戦債問題の解決なくして米国との為替安定化協議に臨めない。実際の英国の対米戦債支払の最終的経緯を以下、紹介しておく。1932-33年分割払いで2900万ポンド、1933-34年で330万ポンドを申し訳程度に支払い、34年6月以降は支払を停止している。理由は、支払がポンド急落の原因になること、英国国民の財政負担の増大になるからである。英国が対米戦債の返

済を続けるためには他国に対する戦債の返済を要求せざるをえず、そうすると世界恐慌下の世界経済の混迷を深めるばかりとなる。これも不履行の理由付けであった。

ところで、英国はその時期、ニューヨークへ実に6000万ポンドの金を保有しており、その気になれば対米戦債の支払を続けることができたはずであるが、ポンドを防衛するためには、この金を秘密準備として保持しておくことにした。また、この保有の存在をばかすため、この金をニューヨークからパリへ徐々に送ることになった（『拙著』、117頁、なお、同頁、最後の行、「金をパリへ徐々に送ることになった⁽¹⁷⁾」が筆者の校正ミスで欠落）。

なぜ、英国は対米戦債の返済を止めたのか？ 訳者のためにもなることであり、その事情も確認しておこう。金本位停止以降、ポンドの信認回復のために、1920年代より追求されていた財政均衡化を実現するためである。低金利政策の導入により、利払いを大幅に減らす一方、対米戦債の支払を停止し、国債費支出を大幅に削減できたのである。対米戦債の支払停止が英国の財政事情の好転に大きく貢献したわけである。

英国の財政事情の健全化がポンドの国際的信認に関する重要課題であること、この基本的なことを知っていれば、誤訳しようがない。実際、チェンバレン蔵相は第二次挙国一致内閣の下、1932年の新財政に対米戦債支払は計上していないことを下院で説明しており、これが英米の友好関係を損なう危機となることを警告している（Kunz, *op.cit.*, p.165）。

【軍事同盟に化けた3国通貨協定】（287頁）

訳の手抜きはとどまるところを知らない。訳が杜撰であるという批判に反感を覚えている人は、1936年の3国通貨協定が何と3国同盟にすりかえられていることも知っておくべきだろう。訳では、「1936年9-10月3国同盟、締結される」（287頁）となっている。原文は、「1936 Sept.-Oct. Tripartite Agreement」（p.237）である。

普通、1930年代当時の政治状況からいえば、「3国同盟」とは日本、ドイツ、イタリアの軍事同盟を指すのが一般の理解だろう（1937年11月、この3国の防共協定、1940年9月、3国軍事同盟の成立）。

なお、3国通貨協定という場合、イングランド銀行側は、その意義を協定の内容でなく、相互協力が約束されたという事実みにみている。協定においては実は、参加国は為替相場を積極的に安定することは保証されていないのである。したがって、「同盟」になりようがない。実際、協定以降もフランはしばしば下方調整されている（詳しくは『拙著』、335-343頁を参照）。

面白いことに、訳者は‘1936 Sept.-Oct. Tripartite Agreement’のことを、「1936年の3国協定」（訳・84頁、原文、p.71）としている。また、「1936年のいわゆる3国通貨協定」（訳・134頁、原文、p.110）と適切な訳となっている。

それがどうしたわけか、クロニクルのところでは、「3国同盟」に化けてしまった。中身を理解していたとしたら、あるいは自身で訳していたとすれば、とても生じようのない誤訳である。

ところが、この訳者たち、主観的には読者に対するサービス精神を発揮しようとしている。訳文中に訳者補注（*の印で）を多く付している。これを逆にいえば、特に訳者注を付していないところ、訳者自身が本気でそう信じていることになる。訳を取り仕切るべき立場の浜田氏のいい加減さも目に余る。手抜きなのか、無理解なのか、それは本人に確認してもらおう。

【結婚を理由に国王の退位を迫る訳者の陰謀】（130頁）

さてここで一休みとし、当時の英国王室の歴史の一こまを紹介しておく。

今回の訳によると、ジョージ5世は1935年、「結婚記念式典」を挙げている（訳・130頁）。これが事実とすれば、新たな王妃が登場しなければならない。さもないと、ジョージ5世は国王の地位を追われる。

そういわれても、読者は何のことなのか、当惑するばかりだろう。そこで、当時の英国王室をめぐる、いささか込み入っている状況、若干、説明しておく。

まず、国王ジョージ5世が1935年に「結婚記念式典」を行うにはどうしても邪魔になる女性がいる。メアリー王妃である。この方、1935年の時点では、王妃である。もちろん、国王ジョージ5世の王妃である。この両者はすでに19世紀末には結婚されており、1910年にジョージ5世が即位している。

1935年は即位25周年にあたるので、それまでの25年間、メアリーも王妃である。この両者が夫婦関係にあり続けるかぎり、1935年に国王と女王が即位25周年を迎えるのである。

しかし、1935年に「結婚記念式典」が挙げたというのであるから、これが成立するためには、ジョージ5世はメアリーと離婚し、別の女性と新たに結婚することが絶対の条件となる。そして、この別の女性が王妃となれば、王妃の合方の男性はもちろん国王である。ジョージ5世は在位し続けることができる。

逆にいえば、この別の女性が王妃でなければ、夫は国王でなくなる。かくてジョージ5世は国王の地位を降りなければならない。実に大変な事件である。

歴史の教えるところ(ヘンリー8世の例)、陰謀外交を得意とする英国であるが、英国王室で多重結婚、秘密結婚が認められていること、小生は寡聞にして知らない。

実際のところ、1935年をとおしてメアリーは王妃の地位にある(1936年まで)。メアリーが王妃のままなのであるから、しかも、英国の場合、王妃はひとりしかいないはずであり、メアリーが王妃であれば、「結婚記念式典」を挙げた女性は王妃でなくなる。この別の女性が王妃でないのであるから、この新たな女性と結婚関係にあるジョージ5世は国王を名乗れなくなる。退位である。かくて、ジョージ5世は「結婚記念式典」を挙げると同時に国王の地位を降りる。これこそ、輝かしき「式典」であろう。

もちろん、このような不幸な事態は生じていない。ジョージ5世とメアリー王妃は1935年には国王・王妃の関係にあり、この関係が崩れるのは1936年1月のことである。それは離婚問題からではない。

このような事情を踏まえれば、訳者達の1935年のジョージ5世の「結婚記念式典」説は誤訳による初歩的ミスであることが判明する。そもそも、この年、国王は70才である。しかも、次の年、死去されている。実際に結婚されたとしたら、高齢、かつ短き蜜月である。タブロイド紙で死因が取りざたされるだろう。

「結婚記念式典」とされている原文は'jubilee' (p.106)であり、正しくは「国

王即位25周年」である。ジョージ5世が「結婚」したというのは1935年、5月7日の、'silber jubilee',すなわち、在位25周年記念のことをさす。この時、メアリー王妃も同席している。

‘(silber) jubilee’の意味さえ知っていれば、結婚=退位という馬鹿げた想定などしなくてすんだのである。おそらく、訳者達、これを銀婚式ととりちがえ、さらに「結婚記念式典」にまで発展させたのであろう。

ところが、皮肉なことに、英国王室で、この結婚=退位という異常な事態が実際に起こったのである。それは、1935年の「結婚記念式典」でなく、1936年のことである。国王が1936年12月に退位されたのである。しかし、それは、ジョージ5世ではない。物理的に不可能である。この国王、1936年1月20日、死去されており、1936年末にはこの世の方ではない。退位したのは、その息子、エドワード8世である。

理由は、米国女性シンプソンと結婚しようとしたからである。この婦人、一度離婚歴があり、今回も離婚して国王と結婚しようというわけだ。現国王が人妻と結婚しようというのであるから、時の首相、ポールドウィン(S. Baldwin)はこの結婚に難色を示した。他方、シンプソン婦人にこだわるエドワード国王は貴賤結婚の方法まで主張したが、これも認められなかった。そこで、国王を退位し、結局、1937年、シンプソン婦人と結婚した。地位をとるか、それとも愛を選ぶか、それが問題だったわけであり、この国王、まさにハムレット的心境だったのだろう。国王の地位をすてて、愛すべき女性を選んだわけである。大いなるラブ・ロマンスといったところだろう（なお、近年、一部の報道は、この婦人に関し、ナチスとの関係で好ましからぬ話を伝えている）。

文を理解しないで直訳するという悪癖、相変わらずのこと。訳者たち、「結婚記念式典」が誤訳であること、文の内容を理解していれば、すぐに気づくはずだ。というのは、誤訳の部分のわずか2行下に、「1937年にジョージ6世の戴冠式が行われた」（130頁）と書かれているからである。1935年にジョージ5世が「結婚記念式典」を挙げているとしたら、1937年にジョージ6世が「戴冠式」を挙げていること、時系列的にみて、極めて不自然なはず。宮廷革命でもないかぎり、あり得ない話だろう。

とはいえ、エドワード 8 世の処遇で、1936年、英国王室はめまぐるしい情勢変化に曝されている。1936年、英国にはなんと、国王は 3 人もいたのである。もちろん、継承の手続きを経た上の話である。

まず、同年、1月20日、ジョージ 5 世の死去である。次に息子のエドワード 8 世の王位継承である。そのエドワード、12月に退位。同年、12月12日、弟がジョージ 6 世として即位宣言をしている。

これをうけて、訳文のとおり、1937年にジョージ 6 世の戴冠式が行われたわけである。めまぐるしい国王の交替という事情の一端でも知っていれば、訳者たちも1935年の「結婚記念式典」説は、おかしいことに気づくはず。国王が「結婚記念式典」を挙げた後、1年余りして別の国王が戴冠式を挙げることも不自然と考えるべきだろう（この二人の間に、さらに別の国王がいた）。

やや揶揄のきらいもあるが、1935年にジョージ 5 世国王の「結婚記念式典」と1937年のジョージ 6 世の戴冠式をつなぎあわせると実に奇妙なことになる。この新国王が、先の国王と「結婚記念式典」を挙げた女性との間の実の親子関係にあるとすれば、この女性の連れ子でないかぎり、この世に生まれたばかりの新生児だろう。新国王、哺乳ビン片手に戴冠式に臨まねばならない。壮麗なる戴冠式が催されるウェストミンスター寺院の中、呱呱の音が響き渡る情景を想像しなくてはならないのか？ 洗礼の儀式とは違うはずだが。

もちろん、この二人の国王、実の親子関係にあること、1936年の 3 人の国王の登場の説明で、確認済みのこと。新国王の母親はメアリーであり、「結婚式典」に臨んだ女性ではない。かくして、1935年の「結婚」と1937年の「戴冠式」はつなぎようがない。そもそも、1935年に国王の「結婚記念式典」などなかったのである。

なお、1935年に「結婚記念式典」を挙げたはずのジョージ 5 世はその年、70才である（翌年 1 月に死去）、息子のエドワード国王、41才である。すると、ジョージ 5 世、すでに過去に結婚しているのは間違いない。かくして、エドワードの弟にあたるジョージ 6 世も立派な大人になって戴冠式に臨んでいたはずだ。

以上からみて、訳者たちに初歩的思考を求めること自体、酷なことである。

英国の王室の事情もほとんど知らないだろう。実際、枢密院を「秘密委員会」と誤訳したくらいである。

以上、確認したとおり、簡単な因果関係も理解できない、また、初歩的誤訳を繰り返す人物のありようをみてきたが、この方達が、何と、ブレトン・ウッズ会議という非常に込み入った経緯を訳出している。複雑極まりない英米の交渉の経緯、また係争点に関する原文を日本語訳で読者に伝えようというわけである。内容の理解の程度、推して知るべし。

これを端的に言えば、「代償の支払い」(‘Paying the Price, 訳文・134-8頁, 原文. pp110-13)の箇所も間違いだらけである。当時の事情に関し、何も知識がない。

【為替管理を必要とする事情に暗い訳者たち】(134-5頁)

まず、用語上の問題である。原文の‘the prodcut of war-time external finance’ (p.110) が「戦争中の対外融資の産物」(134頁)となっている。これは実は、スターリング残高の累積をさしている。となると、「対外融資の産物」では大きな間違である。英国は「対外融資」をする立場にない。米国から資金援助を受けながら、またスターリング残高を累積させながら、戦争遂行の資金を調達していたのである。したがって、この意味を伝えるためには、「対外融資」でなく、「対外資金調達」としておくべきであろう。ここでの誤訳、それ自身はさ細な問題のはずである。しかし、実は英国側が「融資」の受けているのか、与えているのか、いいかえれば、スターリング残高に関し、英国は債権国か債務国のどちらなのか、訳者たち、わかっていない。それは、後に続く訳で判明するので、注意しておいてほしい。

この節の訳で驚かされることに、英国通貨当局者が第二次世界大戦終了後の過渡期に何を問題にしていたのか、訳者たちには理解できていない。戦時中以降に累積していたポンド残高処理のため、為替管理が必要となっていた事情に不明なのである。まず、これを示す訳を以下で紹介する。

「スレッドニードル街の関係者は、戦後の移行期には、金融調節を補強するため貿易規制、差別的措置および量的規制が必要となろうと予想していた」(135頁)

下線部分の原文は‘to butter monetary control’ (p.111) である。

前後の文脈でいえば、「為替管理を補強するため」となるはずだ。要するに、ポンドの対外交換性を抑制しなければ、外貨不足に陥り、過大なポンド残高の処理ができないという意味である。だからこそ、下線部に続くような訳に挙げられる為替・貿易取引の規制が維持された。

たしかに、‘monetary control’なる用語は1970年代以降、英国の通貨政策の特長を浮き彫りにすべく、「金融調節」という訳が頻繁に使われている。その場面には適切な訳であるが、戦後直後のポンドを取り巻く環境の政策としては、まったく不適切である。為替管理を中心とした金融的統制の話が伝わらない。

当時の英米の事情の違いも、訳者たちの訳では伝わってこない。戦後、米国は戦後を為替管理のない自由貿易体制を構築しようとしていたのに対し、英国では為替管理の強化が必要であった。これが米国との大きな違いである。だからこそ、「これは、ワシントンの見通しとは著しく異なったものであった」(135頁)ということになる。

続く訳も、簡単な英文なのに、ひどい誤訳。

「この点につき、イングランド銀行が望んでいたことは、1936年の3国通貨協定とその後戦時の状況から導入を余儀なくされた国際資金移動・支払協定を基礎として、実際のなやり方で移行期の体制を構築していくことであった」(135頁)。

これに対応すべき原文は、

‘In this the Bank wished to build pragmatically upon the foundation consisting of the Tripartite Monetary Agreement and subsequent compacts with regard to international monetary movements and payments that had been forced by war conditions’ (p.111).

意味のおおる文にするとすれば、は次のような訳になるだろう。

「この点につき、イングランド銀行が望んでいたことは、1936年の3国通貨協定とそれに引き続き、戦時の状況により余儀なくされていた国際資本移動・支払に関する諸々の協定が形成する基盤を実用的に利用していくことであった」

ここでは、‘ build upon ’の意味を取り違えていること、明白である。

【英国大蔵省とイングランド銀行の対立点がわからない訳者たち】 (135頁)

続く文章も当時の状況を理解していれば、もっと適切な訳ができていたはずである。

「イギリスの戦時出費により中近東とインドで急増していたポンド残高問題に関しても、イングランド銀行は、大蔵省よりも多少早めの時期から、より大きな関心を示していた」(135頁)。

これに対応する原文は、

‘The Bank also became more concerned than the Treasury ,and somewhat earlier, with regard to the problem of the sterling balances , which mounted rapidly with British wartime expenditure in the Middle East and India’ (p.111).

これを、前後の文脈を踏まえて訳せば、次のようにすべきだろう。

「英国の戦時出費のために中東とインドで急増していたポンド残高問題に関し、大蔵省よりもイングランド銀行の懸念は強く、しかも時期的にも多少先んじていた」。

要するに、ポンド残高問題に関し、大蔵省よりもイングランド銀行の方がいち早く、重大性を認識していたということである。ケインズに依りかかる大蔵省よりも問題の所在を把握していたということだ。

だからこそ、

「戦争初期に行われた議論のうち、ポンド地域に関する論争では、イングランド銀行の主張が優位に立った。」(135頁) ということになる。

ただし、この訳文も厳密に言えば、誤訳である。正しくは、「戦争初期に行われた議論においてイングランド銀行が受け入れられたのは、スターリング地域に関するものであった」としておくべきであろう。

一応、正確を期すため、そこに対応する原文も出しておく。

‘Where the Bank gained ground with its views during these early war-time deliberations was with regard to the Sterling Area.’ (p.111).

以上からすると、訳者たち、大蔵省に対するイングランド銀行の主張を何

も理解できないはず。それを雄弁に物語るのが、以下に紹介する訳である。

「いまや戦時の諸規制により保護されていたポンド地域が存続すれば、為替相場の安定を実現し、ポンドを戦争勃発当時の4.03ドルに固定するための環境が作り出されるとの見解について、イングランド銀行のスタッフ、なかんずくジョージ・ボルトンは、個別にはケインズ、より一般的には大蔵省を説得することができた」(135頁)

これに対応する原文は、

'Bank staff, and especially George Bolton, were able to persuade Keynes in particular and the Treasury more generally that the continuance of the Sterling Area, now hedged by war-induced controls, would provide the context for a stable exchange rate, sterling having being fixed at \$4.03 with the outbreak of hostilities.' (p.111).

これも正しく訳すると次のようになろう。

「イングランド銀行のスタッフ、なかんずくジョージ・ボルトンは、現時点では戦時の諸規制で保護されていたスターリング地域を存続させれば、戦争勃発とともに4.03ドルに固定されていたスターリングに示される、安定的為替相場の環境が作り出されると主張し、個別にはケインズ、より一般的には大蔵省を説得することができた。」

この文を解説しておこう。イングランド銀行はスターリング地域を為替管理におくことこそ、ポンドの安定につながるというのである。しかし、米国から援助を得るためには為替管理を緩めざるをえない。援助を求めるケインズ、大蔵省としては、イングランド銀行の考えが邪魔なのだ。清算同盟案に口を挟まれたくない。ここに、イングランド銀行、大蔵省の間には溝が生じることになる。

これを端的に示すのが、ケインズの清算同盟案に関する処理であった。

ところが、以下に挙げる訳文は、その経緯を何も理解していない(特に下線部分)。

「しかし、1942年春までには、イングランド銀行と大蔵省との間には大きな溝が存在していることが明らかとなった。ケインズの清算同盟案の改訂版に対するコメントを行う際、イングランド銀行には24時間しか時間が与えられ

なかったが、これにより大蔵省との溝がさらに深まった。」(135頁)。

これに対応する原文、

‘Yet by the spring of 1942 it was evident that a substantial gulf existed between the Bank and the Treasury ,a divide which was underscored by the central bank having only 24 hours to comment upon the developed version of Keynes’s Clearing Union proposal.’ (p.111).

下線部分のところ、意味の通じる訳に直してみる。

「この溝を浮き彫りにさせたのが、ケインズの清算同盟案の改訂版に対するコメントを行う際、イングランド銀行側には24時間の猶予しか与えられなかったことである」。

英米交渉を進める上で、清算同盟案で臨むケインズ、大蔵省が、その案を懸念していたイングランド銀行を疎んじていた格好の例である。もちろん、1947年のポンド交換性の頓挫に示されるとおり、ポンド残高の深刻さに関して、きちんと理解していたのはケインズでなくイングランド銀行側である。

【英国の対外債務を対外準備にすりかえる錬金術師】(135-6頁)

このようなイングランド銀行、ケインズ(大蔵省)の対立がわかっていないので、以下に挙げるとおり、ひどい誤訳が延々と続いてしまう。これは本来は、コメントしようもない、でたらめな訳であるが、ことは、国際金融に通じているはずの日銀マン達の訳だから、しかも日本の研究者たちに広く読まれるべきイングランド銀行設立300年記念の本なので、きちんと修正する必要があるだろう。下線部分も完全な誤解である。

「1942年央、イングランド銀行は、ポンド残高、特にポンド地域外の国家により保有されていたポンド残高にかかわる問題に集中的に取り組んでいた。この結果、幾つかの通貨圏に分断された世界ではイギリスの外貨準備を脅かすような事態に対処するために規制を実施する必要があるとの提案がなされた。しかし、それは大蔵省の受け入れるところとはならなかった」(135頁)。

これに対応する原文、

‘During mid-1942 the Bank concentrated upon the problem of the sterling balances, especially those held by states outside the Sterling Area.

The arising proposal that such threats to Britain's reserves might require controls in a world divided into currency areas was not accepted by the Treasury' (p.111).

誤訳している下線部分に関連させながら、意味のとおり訳にすると、

「英国の対外準備に脅威となるようなスターリング残高があるので通貨圏が分断されている世界では規制が必要となると提案したところ、大蔵省には受け入れられなかった」となるはず。

なぜなら、大蔵省は米国案(為替・貿易の自由化)を飲まされる立場にあったからである。だからこそ、次の訳、「同様に、イングランド銀行は、戦後金融秩序に関する同行の構想は、アメリカ当局者の同意を取り付けることができないことを知った」というのは正しい理解ということになる。

ところが、続く訳文で、またまた驚くべき無知がさらけ出される。

「しかし、戦後のイギリスの貿易収支赤字幅に関する予想は、アメリカに援助を求めることを避けがたいものとしていた。1943年2月、イングランド銀行はホワイト案の写しを受け取った。同案には、国際通貨基金構想によりポンド残高をファイナンスするための提案が盛り込まれていた。しかしながら、イングランド銀行の全般的な評価をみると、戦後の国際金融秩序に関するアメリカ案は好ましいものではなく、それどころかその細目と意図に関しては理解しがたい面もあるとしていた。」(136頁)。

上記の下線部分、ホワイト案を理解していないから、出てくる珍訳である。対応する原文は、

'contained proposals for funding the sterling balances through a proposed international monetary fund' (p.111).

正しく訳せば、

「同案には、国際通貨基金構想によりポンド残高を長期債務に置き換える(funding)ための提案が盛り込まれていた」となる。

'funding'を長期債務への置き換えと理解せず、「ファイナンス」と訳してしまっているから、呆れ返る。

もし、訳文のように、「国際通貨基金構想によりポンド残高をファイナンスするための提案」が実施されているとしたら、英国はますますポンド残高を

過剰に累積してしまうだけのことである。余りにもこっけいなことになるだろう。日銀マンたち、ポンド残高の累積という戦後直後のポンド問題を何も理解していない、何よりの証拠である。英米通貨交渉の対立点に不明ということだ。

ホワイト案の中身が理解されていない。その点、訳者は原文の注にある文献を参照していないことも明らかである。原文がよく理解できなければ、注の文献をみるか、関連する資料、文献にあたるのが当然の作業である。しかし、それもできていない（しても理解できないとみるほうが妥当か？）。

その注にある文献（J.H.Fforde, *The Bank of England and Public Policy* 1941—1958, Cambridge University Press, 1992, p.52）には、1943年2月の時点、ホワイト案の最新版が渡された時の、英国側の驚きが紹介されている。

ホワイトが何と、ポンド残高の‘funding’（誤訳では「ファイナンス」）を追加提案したからである。戦後問題となっている過剰なスターリング残高を国際通貨基金の債務に転じ、英国がこの基金に長期債務を負うという案であり、英国の金融的苦境を米国側が幾分、考慮したものとなっていたから、英国側が驚いたのである。

それでも、イングランド銀行はこれに満足するものでなかった。過剰なスターリング残高を長期債務に借り換えるだけでなく、その残高の実質棒引きをイングランド銀行は求めていたからである。債務の長期化では不十分であり、債務削減を求めていたわけである。もちろん、これでは、米国に承認されるはずがない。

訳者たちは‘funding’の意味を理解していない。それは、先に指摘しておいた‘the prodcut of war-time external finance’を「戦争中の対外融資の産物」という紛らわしい訳にしていたことと通じる話である。実は訳者たち、ポンド残高が英国にとって債務なのか、債権なのか、これも理解していない（すぐ後で紹介する）。

【ポンドの交換性回復が含意するものに不明な日銀マン】（136頁）

驚くべき誤訳はとどまるところを知らない。訳文の136頁の第2段落のとこ

ろ、

「戦後のポンド」と題されたイングランド銀行の報告書に関する訳は、以下のとおりである。これは長い引用となるので、便宜上、①から③に分けておく。

- ① 「ポンドは経常勘定について交換性をもつという意味で基軸通貨として存続する必要があること、しかし、イギリスの国際収支に対する戦後の破局的な影響により裏付けとなる準備ポジションはどうみても不十分であることが論じられていた。」(136頁)
- ② 「為替管理体制によりながら、徐々にポンドの自由な利用を認めていくことによってのみ、困難な事態は克服できるのであり、またそうせざるをえなかったであろう。」(136頁)
- ③ 「このアプローチでは、ポンド地域外の世界はポンド地域により差別を受けることとなった。ポンド地域は、極度に逼迫していたイギリスの戦後の国際収支ポジションを支援する資金の提供元と位置付けられており、その支援は、ポンドを自由に使えるがゆえに強化されていた。一方、ポンド地域外の世界に対しては、最も厳しい規制が適用された。」(136頁)。

この①から③にわたる訳文をみて、読者はイングランド銀行が一体何を提起していたのか、理解できるのだろうか？ 理解できる人がいたとすれば、自己欺瞞だろう。

先ず、①の誤訳をみてみよう。

「ポンドは経常勘定について交換性をもつという意味で基軸通貨として存続する必要があること、しかし、イギリスの国際収支に対する戦後の破局的な影響により裏付けとなる準備ポジションはどうみても不十分であることが論じられていた。」

これに対応する原文は、

‘it was argued that sterling should continue to be a key currency in terms of current-account convertibility, yet would only be backed by at best a weak reserve position, given the war’s disastrous effects upon the British balance of payments’ (pp.111-2)

率直にひどい訳である。イングランド銀行が、ポンドの交換性回復に関し、ケインズと違い、相当、強く疑念を持っていたこと、それ故、基軸通貨の地位は保持したいが、為替管理を保持する必要があることを主張していることをまったく理解していない。

上の誤訳を意味の通じる訳に直してみる。

「ポンドは経常勘定で交換性を有する基軸通貨として存続する必要があるが、英国の国際収支が戦争によって破局的影響を被っているという事情を考慮すれば、どうみても脆弱な準備ポジションによってしか支えようがないと主張されていた」

要するに経常勘定でもポンドの交換性回復は困難であるが、基軸通貨の地位は回復すべきであるという主張である。米国側からみれば、実に虫のいい話であるが。

②の訳文も、さらにひどい。

「為替管理体制によりながら、徐々にポンドの自由な利用を認めていくことによるのみ、困難な事態は克服できるのであり、またそうせざるをえなかったであろう。」

これに対応する原文、

‘The square could be circled, would have to be circled, by only allowing the free international use of sterling to develop slowly through a framework of controls’ (p.112)

これを意味のとおり訳に直せば、

「ポンドを基軸通貨として機能させる必要があるが、そのための対外準備はまったく不十分である。しかし、その折り合いをつけることは可能であり、つけるべきである。そのためには、為替管理の枠組を維持しつつスターリングの自由な国際的使用（交換性回復のこと—米倉）を徐々に許容していくしかない。」

まさに為替管理とポンドの交換性回復（為替管理解除）は水と油の関係なのであり、原文でいえば、‘square’と‘circle’の折り合いを付けるということなのである。こういうレトリックを理解できないのは、日銀マンたち、当時のポンド・ドル外交の焦点が何たるか、わかっていないからであろう。

③でも、ひどい訳文は続く。このようなことを指摘し続けること、ほとんど、いじめに近いが、このような訳が研究者の間で通用することは絶対に許されることでない。他の研究者達の信用にも関ることであり、あえて心を鬼にして、次の誤訳を訂正しておく。

「このアプローチでは、ポンド地域外の世界はポンド地域により差別を受けることとなった。ポンド地域は、極度に逼迫していたイギリスの戦後の国際収支ポジションを支援する資金の提供元と位置付けられており、その支援は、ポンドを自由に使えるがゆえに強化されていた。一方、ポンド地域外の世界に対しては、最も厳しい規制が適用された。」

これに対応する原文、

‘In this approach there would be discrimination between the Sterling Area and the rest of the world. The Sterling Area was regarded as a source of assistance for Britain’s extremely difficult post-war balance of payments position, to be augmented through the free use of sterling, but it was the rest of the world where controls would have to be applied most vigorously.’ (p.112)

これを意味の通じる訳にすると、

「このアプローチでは、スターリング地域とその他世界の間には差別が生じる。スターリング地域は、極度に逼迫していた英国の戦後の国際収支ポジションを支援する資金の提供元とみなされており、域内でポンドの使用を自由にして強化すべき通貨圏であるが、非スターリング圏外においてはポンドの使用には最も厳しい規制が適用されるべきであるとされていた」

ポンドの使用の自由性に関し、スターリング圏内と圏外で区別を設けるべきであるというのである。

このようなポンド使用の自由性を地域別に使い分けていくことこそが、

「ポンド地域と地域外の世界、とりわけポンド残高を保有するポンド地域外諸国との関係は、新旧の金融協定を活用することで、その発展を図っていくことができる」(136頁) ことになる。双務協定等によりながら、非スターリング圏諸国の保有するポンドの使用を制限し、徐々に自由な使用を認めていき、ポンドの基軸通貨の地位を回復しようというのである。

イングランド銀行はケインズ、大蔵省が戦後ポンドの問題性、累積しているスターリング残高の問題について何も理解していないことを深く懸念していたが、実は、そのことは日銀マンにもあてはまる。

その知的水準を示す訳を紹介する。

「イングランド銀行の基本的な見方は、ケインズや他の国際的に活動している政策立案者たちはポンド地域の特質とその発展を理解していない、というものであった。たとえば、ポンド地域の発展により、戦後、同域内のドル不足が増幅されることとなった」(138頁)

これに対応する原文、

‘Essentially, the Bank considered that Keynes, and other international draughtsmen, had not comprehended either the nature of the Sterling Area or its development, which, for instance, had led to an exaggeration of its likely post-war dollar deficit.’ (p.113)

これを意味のとおり訳にすると、

「元々、イングランド銀行が考えるに、ケインズや他の国際的に活動している政策立案者は、スターリング地域の特質とそれがもたらすもの、たとえば、戦後に同地域においてあり得るドル不足を激化させることを理解できていなかった」

まさに累積していたスターリング残高が交換性を回復すると、ドルへの交換に向かう、また、同地域の対ドル地域の国際収支が大きく悪化すること、これによるドル不足の激化。

このような重大な帰結をケインズ達は理解できていない。そうみるのがイングランド銀行である。この同行の判断をきちんと訳出できない、日銀マン、自ら、スターリング地域の特質を理解していないことを露呈してしまった。

この節のタイトルは、「代償の支払い」となっており、日銀マンや浜田氏などの誤訳にかければ、まさに、「杜撰な翻訳の代償の支払い」と言い換えても過言でない。実は、この節の最終段落の訳でもスターリング残高問題を何も理解できていないことが示される。

【英国の対外債務が対外準備に化学変化!!】(138, 140頁)

次に挙げる文も、IMF 協定による通貨交換性義務に関して、英国側がいか
に強く警戒していたのか、何も理解できていない、典型的な誤訳である。

イングランド銀行総裁カッター (T.C.Catto) は、「当該義務の履行につい
ては、移行期終了後の経常勘定に係る交換性に限定することを要求した。こ
れは、ポンドに係る準備残高が3年分しかなく、協定を履行するには大幅に
不足していること、したがって、[ポンド相場が]不安定化する恐れがあるこ
とを考慮したものであった。」(138頁)。

これに対応する原文、

‘He wanted to restrict the commitment to external current convertibil-
ity after the transition, as he thought that three years for reserve sterling
balances was too short an arrangement and would therefore generate
instability.’ (p.113).

この原文と訳文を対照してみれば、訳者達には何も理解できないままの勝
手な意識であるこというまでもない。

致命的なことは、訳者たち、英国にとって債務になるはずの準備残高を、
ドルなど外貨準備という債権と取り違えていることである。「ポンドに係る準
備残高が3年分しかなく、協定を履行するには大幅に不足している」とはよ
くいえたものだ。

英国にとって、債務となる「ポンドに係る準備残高」は「大幅に不足して
いる」どころか、大幅な過剰だった。当時はドル不足の時期だったこと、周
知のはずだろう。これを英国の立場からいえば、ポンド過剰の時代となる。
1960年代以降、ドル不足がドル過剰となる時期になぞらえれば簡単に理解で
きる話である。

以上の致命的な誤訳を直すとすれば、

「彼(カッター総裁)は移行期終了後の経常勘定における対外交換性回復へ
の確約を制限することを望んだ。なぜなら、スターリング準備残高に関する
3年間の準備期間はあまりにも短すぎる取り決めであり、したがって、不安
定をもたらすからである」となる。

この点、若干、解説しておく必要がある。イングランド銀行総裁カッター

この議論は1944年6月の時点のことである。交換性が回復するのは1947年7月のこと(すぐに回復停止)。その差が3年間であること、明白である。過大なスターリング準備残高(英国にとって債務であり、対外準備ではない!!)があると、ポンドの交換性回復に応じる外貨は絶対に不足する、かくて交換性回復にはすぐに無理が生じる。1947年夏の交換性回復の頓挫が端的に示す(日銀マン、この頓挫のことも、実は理解していない)。まさにイングランド銀行総裁の不安が的中したことになる。

1944年6月、イングランド銀行総裁カッターはIMFの通貨交換義務に関し懸念を抱き、過大なスターリング残高からみて、3年間の過渡期を経て準備通貨ポンドが対外的に経常収支の交換性を回復することは不安定を生み出すと考えていた。このことをうけ、英国大蔵省、米国も8条国移行への条件として14条を設けたのである。8条だけでは資本移動規制(ポンド残高が急速にドルへ逃避することを規制)が不十分だからこそ、14条を追加した。

しかも、ブレトン・ウッズ会議の後もイングランド銀行内部ではスターリング準備通貨に関し、交換性が正確に何を意味するのか、混乱は解消していなかった。この準備通貨に対する交換性が何をさすのか、たしかに、定義が困難である。経常勘定における交換性が資本勘定におけるそれをも含むのか、また、含むとすれば、居住者のものか、非居住者のものなのか、非居住者の場合、米国勘定をさすのか、それ以外も含むのか、交換性の定義が困難だった。非居住者スターリングに関し、米国勘定か否かで交換性に大きな違いがあること、英国の為替管理網はそれを十分に注意していた。すべてはドル不足問題から生じることだからである。

こういう点を踏まえない日銀マンには8条、14条の関係は教科書的にしか理解できないだろう。それを示す誤訳も以下に挙げておく。8条、14条に関する日銀訳もひどい。

その訳をみると、

「IMF 協定第8条を限定する条項として第14条が生み出された」(138頁)となっている。

全くの誤訳である。

これに対応する原文は、

‘which led to article XIV of the IMF as a qualification to article VIII.’
(p.113).

これを、正しく訳せば

「IMF 協定第 8 条を認める条件として第 14 条が生み出された」となる。

なぜ、そうなったのか若干、説明が必要だろう。英国は 8 条国への移行を渋ったのであるが、他方では、借款を与えた米国に対する立場上、ポンドの交換性回復を急がなくてはならない。そこで、14 条によりながら、暫定的に交換性を回復していく。逆にいえば、経常取引などを規制しつつ経常勘定の交換性も徐々に回復していく。14 条を当面の避難先としたのである。

かくして日銀マン自身、別の意味で、「交換性とは厳密に何を意味するのか、とくに準備残高との関連において何を意味するのか、については混乱があった」(138 頁)ということ、自身にもあてはまることを吐露してしまって、「代償の支払い」の節の訳を終えているのである。まさしく、誤訳の「代償」といったところか。話は実にうまくできている。

もちろん、無知な訳者たちとちがい、各国通貨当局は「準備残高」とは「スターリング準備残高」のことであることを承知している。それは英国の対外債務を構成する。これがドルなどと自由に交換されると英国の破滅につながる。したがって、「準備残高」に関する交換性に対し、英国側はその履行を強く警戒したのである。

ところが、英国側の懸念の中身をまったく理解しない日銀マン、この「準備残高」を英国自身の対外準備と取り違えてしまった。そのため、交換性を制限する理由として、「ポンドに係る準備残高が 3 年分しかなく、協定を履行するには大幅に不足している」というおよそ国際金融マンとしては考えられない訳をしてしまった。

IMF の 8 条と 14 条の関係、結構、むずかしい。何事も欧米の研究の結論だけを後追いすることに終わる日本の多くの研究者には特にむずかしい。戦後ポンド問題の理解がなければ、なぜ英国は 8 条に加えて 14 条を設けるよう要求したのか、理解できない。

この二つの条項、結構、錯綜した関係にあるので、8 条、14 条の要点、文脈に関連するかぎり、再確認してみよう。

8 条国とは、居住者、非居住者を問わず、対外経常取引に対し制限をしない国のことであり、この取引のための支払・資本移動を制限してはならない。ところが、8 条第 4 項「外国保有残高の交換可能性」を額面どおり履行すると英国は過剰なポンド残高の交換に対応できなくなる。

8 条第 4 項 (a) (i), (ii) に盛り込まれている内容は、過大なポンド残高が一挙に交換に出される抜け穴になりかねない。

(i) においては、英国はポンド残高を保有している国に対し、その残高が最近の経常取引で取得されたものであれば、ドルやその他の交換可能通貨で交換に応じなくてはならない。

(ii) においては、英国はポンド残高を保有している国に対し、その残高が経常取引のために必要とされる場合、ドルやその他の交換可能通貨で交換に応じなくてはならない。

(i) はともかくも、(ii) が英国にとっては致命的である。ポンド残高の多くは戦時中に累積されたものであり、その多くが (i) の、最近に経常取引で取得されたポンドに限らない。極端な話、過去に資本取引で取得したポンドであれば、現在は経常取引用に交換に出してもよいということになる。これでは、資本取引を制限して経常取引は自由となる 8 条国の意味はなくなる。英国が 8 条規定を警戒した所以だ。

IMF 協定の起草者は、経常取引の自由化を進める一方で、資本移動を規制できると考えていたのであるが、これには大きな矛盾が生じる。

なぜなら、経常取引の交換性を認めると、ポンド残高は経常取引の分ばかりか、資本取引の分まで交換性を付与されてしまい、したがって資本移動の規制などができなくなる。簡単な話、資本取引を経常取引として申告すれば、虚偽の申告のばれる可能性が低い。仮にばれたとしても大した罰則を適用されない。

IMF 規定の起草者達にはこの点、理解が不足しているのに対し、イングラント銀行はその点を十分に理解していた（ケインズは認識が弱い）。この点、後に引用するとおり、ガードナーは、米国側が通貨交換性の経済理論を十分に理解していなかったことを痛烈に批判している (R.N.Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy—The Origins and the Prospects of Our International*

Economic Order, 1969 (New Expanded Edition), McGraw-Hill Book Company, 村野孝・加瀬正一訳, 『国際通貨体制成立史』, 東洋経済新報社, 1973年, (下) 391—392頁)。

通貨交換性に関する理解不足, 今日の日銀マンにも当てはまる。この日銀マン達, このガードナーの有名な著作もろくに読んでいない。ここで, それを示す訳を紹介する。

1947年7月15日の交換性回復に向けて, 英国はポンド残高保有諸国ともろもろの振替可能勘定を設置する協定を結んでいたが,

「これらの協定では, 振替可能勘定の管理, および經常勘定からのみ引出しが行われていることを保証することはいずれも各外国金融当局の責任とされていた。こうしたことから, ガードナーは, これらの協定が暗に意図していたことはアメリカの関係者にはまったくふせられていた, と主張してきた」(140頁)。

この訳, まったくとんちんかんであることを明らかにするため, まず, 下線部分に対応する原文を紹介し, 次に, ガードナーがどのように解説しているのか, その個所を紹介していく。ガードナーの翻訳も読んでいない, 実にお粗末な翻訳ぶり, とくにご確認してもらおう。

まず, 下線部分に対応する原文は次のとおり。

‘Gardner has subsequently maintained that the implications of such arrangements were never made clear to those concerned in the United States.’ (p.115).

次に, 訳文に関連しているガードナーの記述を記載しておく。きわめてつぼを得た叙述である (翻訳も適切)。

「ここでは, 振替可能勘定について技術的な面を詳細に述べないが, 一つの重要な点を指摘しておきたい。英国政府は非居住者との個々の取引について, これをロンドンで綿密に調べることは事実上不可能だと考えた。そこで各外国政府の通貨当局に, 振替可能勘定を管理し, 同勘定からの引出しは經常取引の決済のみ行われるのを確認する責任を負ってもらうことにしたのである。このような危なっかしい方法が, 交換性を実施するための唯一の手段であったかどうかについては, ここでは問わないことにしよう。問題は, 交換

性の義務規定が最初起草されたとき、その意味するところが米国に明確に理解されていなかったことである。また、七月十五日に先立って米国の関係当局は、振替可能勘定の創設について何ら相談を受けなかった。単にこの制度は、交換性義務を履行するにあたって必要になった、との通告をうけただけである。米国の関係当局は、不安ではあったが、それに影響を与える権限もなく、ただ単に、遠くからこの制度の成り行きを見守るより他に術はなかったのである。」(Gardner, *op.cit.*, (訳) (下), 519頁)。

このガードナーの記述を読めば、日銀マンの訳文がまったくの誤訳であること、説明の必要もないだろう。

原文が意味がわからなければ、注にあるガードナーの、そしてその翻訳を参照しておくべきだったのであるが、あらゆる面で手抜きの訳に徹するから、世にも珍妙な訳、「こうしたことから、ガードナーは、これらの協定が暗に意図していたことはアメリカの関係者にはまったくふせられていた、と主張してきた」(140頁)となったのである。

この下線部訳文に関し、ガードナーはまったく、反対の解説をしている。

すなわち、「交換性の義務規定が最初起草されたとき、その意味するところが米国に明確に理解されていなかった」と解説したのである。

これを要約すれば、交換性の概念が米国には理解されていなかった。一方、イングランド銀行側はこの概念の危険性を当然に理解していた。だからこそ、為替管理をしながら、ポンドを部分的に交換性の回復をさせようとしていた。借金国が基軸通貨を保持しようとする矛盾である(21世紀初頭の米国の「借金国」とは大きく異なる。当時のポンド・ドル問題を理解できない、浅薄な研究者は基軸通貨ドルを擁する米国を「借金国」としてしまう)。

このような事情を英国が理解していたのであり(ケインズでなく、イングランド銀行が)、かくして、拙訳のとおり、「彼(カッター総裁)は移行期終了後の経常勘定における交換性回復への確約を制限することを望んだ。なぜなら、スターリング準備残高に関する3年間の準備期間はあまりにも短すぎる取り決めであり、したがって、不安定をもたらすからである」。このような危険性を察知していた英国側は、8条の欠陥を埋めるべく、14条を提起したのである。

以上、8条と14条の入り組んだ関係を解説してみた。要は8条、14条とは何だったのか、よく理解することである。しかし、教科書的理解はともかくも、中身の理解、意外に難しい。

そこで、14条の再確認をしよう。14条国は戦後の過渡期に、対外経常取引のための支払・資金移動を制限できることになっている。特に、8条4項(a)の(i)、(ii)に縛られないで済む。英国としては、ポンド残高処理問題を先送りできるわけである。14条国であるかぎり、ポンドの交換性回復の負担を軽減できる。

しかし、本来の英国であれば、14条国になれないはず。それはなぜか。

簡単なことである。英国はポンドという、本来、ドルと並ぶ基軸通貨を擁する国であり、基軸通貨の国が14条にあること自体、本来はあり得ないことだろう。

ところが、当時の英国の状況からすれば、このような矛盾もやむを得ないこととされる。ポンドはスターリング地域内においては、自由交換性を保持し、域外において交換性が制限される。当時、世界最大の通貨圏であるスターリング地域においては基軸通貨なのである。しかし、域外ではそうでない。域外で交換性を制限できる期間はIMFが業務を開始して3年以内であり(更新可能)、このような国の通貨は当然、基軸通貨としてはふさわしくない。

しかし、英国は8条国になりたくない。ポンド残高処理が不可能となるからである。とはいえ、過去の伝統的地位、すなわち、ポンドの基軸通貨の地位は保持したい。そうなると、少なくとも非居住者向けの経常勘定でポンドの対外交換性を回復しておく必要がある。だが、そのための対外準備は余りにも貧弱である。米国に多額のローンを借りなくてはならない国である。

そこで、英国側は8条における通貨交換性回復の規定から逃れる条項が必要となった。7条のいわゆる、「稀少通貨条項」である。

この7条によれば、特定の通貨(当時は具体的にはドル)が一般に不足しているとIMFに認定された国はその稀少通貨との為替取引を制限できることになっている。この条項を絶対必要とした国の代表こそ英国である。ドル不足とポンド残高過剰の国だからである。この稀少通貨条項の設定にケインズ、イングランド銀行が大いに関心をもったこと、訳文にも出ている(142-3

頁、意味は理解していると期待できないが、IMFの条文については、堀江、前掲の同基金協定を参照)。

【米国の借款を消尽した後にポンドの交換性を回復させた英国!!】 (141-2, 144-5頁)

「戦後におけるアメリカの対イギリス融資」(139-47頁)も誤訳だけである。それを根拠資料をもって明らかにすると、紙幅が膨らむだけのことであり、今回、それは控える。指摘した誤訳は氷山の一角に過ぎない。たたけば埃の山である。

正直のところ、先行する訳文の頁のところだけでも、誤訳を正す作業、たいへん労力を費やした。原文を参照するだけの方が全然、生産性が高い。翻訳を参照すると誤解を再生産するだけのことであり、原文だけを参照するのが無難なのだ。要するに、翻訳は使い物にならない。

ここでは、最後に、三つ、金融マンにあってはならない誤訳を簡単に指摘する。

第一は、翻訳の危機。ポンド危機と絡めた逸話。

1947年夏のポンドの交換性回復・停止の顛末に関する部分である。

米国から供与された37.5億ドルの借款が、47年夏の交換性回復に伴い、枯渇する危険に関する訳である。ここでは、枯渇に至る因果関係がさかさまになっている。

「1947年5月末までには、アメリカからの借入れをほぼ使いきってしまう状況となったため、月々の対米借入額をふたたび引き上げる必要が出てきたことが明らかとなってきた。」(142頁、続く文も誤訳だけであることに注意)。

これに対応する原文、

‘By late May 1947 it was becoming apparent that the monthly level of drawing on the American loan needed to be raised again, which brought even closer the point at which loan would be exhausted’.

意味が正しく伝わる訳は、

「1947年5月末、米国のローンから毎月引き出す額を引き上げることが必要

なことが明らかとなり、このため、ローンが枯渇する水準へと、さらに近づいてしまった」とすべきだろう。

なぜなら、訳にも書かれているとおり、「1947年初時点では、アメリカの融資により1949年9月までしのごとができると見込まれていた。」(142頁)からであり、さらに、8月6日、ダルトン蔵相はこの後2ヶ月内に米国のローンが使い果たされてしまうと議会で警告しているからである(訳・144頁、原文:p.118)。誤訳のように、米国の借款が5月末までに枯渇することがあれば、そもそも7月の交換性回復をするはずがない。交換性を支える資金がないではないか。

したがって、記者たち、自身が訳した前後の文を理解していれば、「1947年5月末までには、アメリカからの借入れをほぼ使いきってしまう状況」になるはずもないし、「月々の対米借入額をふたたび引き上げる必要が出てきた」となるはずがない。そもそも借入額を使いきったのであれば、その後毎月々の借入額を引き上げること、およそ不可能だろう。

ここまでくると、さすがに記者たちも震慄するだろう。自身が訳している部分も理解できていない典型例である。通貨危機を伝える以前に、自身の翻訳能力の危機に警鐘乱打すべきだろう。

第二に、訳文の141頁の最後の行のところ。

ダルトン蔵相が「一連のドル節約策の一つとして」、「各ポンド残高の決済に相殺操作が行われなければならない」と主張したとなっている。

この、「相殺操作」、原文は‘cancellation’ (p.116) である。正しい意味は、「棒引き」、近年の不良債権問題の絡みでいえば、「債権放棄」であろう。過剰なポンドの削減策の一環である。記者自身が訳している続く文、「さらに論を進め残高凍結問題をふたたび取り上げる者もいた」(142頁)を理解していれば、‘cancellation’を「相殺操作」などとは訳しようがない。過剰なポンド残高を減少させる方法として、「棒引き」や「凍結」が提案されていたのである。

もし、「相殺」というのであれば、いったい、何と何を相殺するというのか？ 訳文から類推するのは無理である。記者の翻訳・読解能力からすると、辞書も読む力もないようであり、そもそも、非常に複雑な経緯を辿ったポンド残

高問題を解題した原文を理解するのが無理な話だったのである。

ただ、訳者たち、‘cancellation’を「相殺」と誤訳し、「棒引き」と訳出できなかったこと、実はあたりまえのことである。なぜなら、英国が対米戦債の返済を踏み倒したことを、「完済」と勘違いする理解の持ち主であり、‘funding’を長期債務への借り換えと理解できず、「ファイナンス」なる意味不明の訳をしている方々である。

最後に、第三の、1947年8月のポンド危機の資本流出に関しての訳を紹介する。特に下線部分へ注意されたい。

「直近の計数にもとづいて、ダルトンは、8月11日の対米借入れ実行側を3億ドルから1億5000万ドルへと減額した。しかしながら、とりあえず8月25日に、追加借入れを行うことが予定された」、「ドル流出は正常化していったわけではなかった。」(143頁、下線部分の誤り)。

下線部分に対応する原文は、

‘a further call on the facility was pencilled in for 25 August.’

‘The dollar drain was not subsiding.’ (p.118).

これも通貨危機の緊張感を伝えることができない、間の抜けた訳である。

まず、「追加借入れを行う」というのは誤りであり、正しくは、既存の対米借入れから、さらにドルを引き出すということである。8月11日にその額が1億5000万ドルの分、削減されたが、後の必要性に鑑みて、予め25日にさらに引き出す額を設定していたということである。

訳者はそのことに気がつくはずである。なぜなら、8月18、19日までに借入れの引出限度額が枯渇しかかったので、米国の連銀からつなぎ融資を求めることになったと正しく訳している(144頁)。

したがって、「追加借入れ」という場合、この米国の連銀の融資をさすのであり、8月11日の時点でそのような事態に陥ること、英国側は夢にも思っていなかったのである。8月11日の時点ではドル流出に対しては既存の米国借入れの引出で対応できると判断していたわけである。だからこそ、その日の借入れ引出額を減少させていたくらいである。もちろん、まさかの時に備えて25日にも借入れ引出しを設定していたのであるが、この判断は、状況の把握が甘いものであることが判明する。8月25日が来る前にドル資金が枯渇す

るので、それまでは連銀からのつなぎ融資を行うというのである。小見出しに【米国の借金を消尽した後にポンドの交換性を回復させた英国!!】を付した理由、読者にはご理解いただけるだろう。

しかもである。以上のような激しいドル流出なのに、訳は何と、「ドル流出は正常化していったわけではなかった。」というから、さらに驚きである。またまた震慄!! この「正常化」に対応する原文は‘subsiding’である。文脈からいえば、ドル流出が「弱まって」いないということである。

そもそも、英国通貨当局にとって、「正常」なドル流出があるはずがない。流出自体が大変なことである。訳者の認識こそ、「正常化していったわけではなかった」ということだろう。

資本移動の激しさを何も理解できていないこと、さらに例を挙げてみよう。

何と、「みせかけの資本移動に左右されて予想外に早い時機に対外借入れを使いきってしまう政策」(144頁)と訳している。ここでいう、「みせかけの資本移動」の原文は‘apparent capital movements’ (p.119) である。

この個所は、1947年夏のポンド交換性回復(7月15日)がたちまち頓挫する過程(8月20日に交換停止)を記述したところ。資本移動が巨大であり、37億ドル余りの米国からの借金も使い果たすほどドル流出が激しかった時である。同じ訳の頁に、イングランド銀行がこのドルの大量流出について、「雪崩に襲われた」(144頁)と形容している。

ところが、日銀マンの訳にかかると、「雪崩に襲われた」ほど激しい資本流出も「みせかけの資本移動」にしぼんでしまう。この資本移動、「みせかけの資本移動」どころか、「際立った資本移動」であること、‘apparent’のはずであるが。

ただし、このような資本移動が生じるとは(リーズ・アンド・ラグズなど)、条項の起草者も考えてもみななかったことである。これはガードナーが痛烈に批判しているとおおり、交換性の定義がIMF協定の起草者たちに不明のままであったことに関連する。経常勘定の交換性回復の中、この勘定に限定されない資本勘定から巨額の資本移動が生じたのである。経常勘定でポンドの交換性が付与されるようになった諸国の一部は、できるかぎり早くドルに交換しようとするし、また経常取引を装って資本取引も行うからである(ガー

ドナー、(訳)、523-4頁)。巨額のポンド残高をもっている国があり、それをドルと交換できるとなると、経常取引を装っていちはやくドルに転化すること、きわめて当たり前の経済行為である。ガードナーのいう、通貨交換の理論のイロハである。

国際的資金の動きに関し、資本移動と経常収支勘定におけるマネーの動き、名目上、区別がつくが、実際には区別がつかないこと、最近のイラクへの自衛隊派遣問題を見れば明らかである。派遣先が「戦闘地域」でなく「非戦闘地域」であるといっても、他方の当事者たるテロリストにはこの区分は通じない。「戦闘」があれば、「非戦闘地域」は何時でも「戦闘地域」に転じるのである。

なお、この時期、IMF体制下においては資本移動が規制され、資本移動は激しくなかったという説が、広く日本の研究者の間でまかり通るご時世である。ガードナーもすっきり、忘れられているようだ。1970年代以前の文献もろくに読まない「学者」たちが国際金融史を解題する、実にお寒い状況である。

これに日銀マンも毒されたのだろうか、「雪崩に襲われた」ほど大規模な資本流出(移動)を「みせかけの資本移動」としてしまった。訳の能力の低さもさることながら、ガードナーなどの基本的文献を読んでいないことも‘apparent’である。

かくして、今回の誤訳の指摘により、訳者たちも「雪崩に襲われた」心地だろう。

この‘apparent’の誤訳と合わせていえば、‘cancellation’本来の意味は、この訳本の処分こそ当てはまる言葉であること、‘apparent’であり、そうすることこそ、誤訳の「相殺」となる。

誤訳の指摘はもうこれで十分だろう。訳文の142-4頁、およそ信じられない誤訳の連続であった。とすれば、前後の頁も、国際金融を理解しない人間の誤訳の連続になりえること、容易に察しがつく(東洋経済新報社より、2004年1月30日付で、この本の「出荷止」の手続きの知らせが届く)。イングランド銀行の300年史を飾るべきはずの原著にとってはとんだ災厄だった。これも我が国の金融危機の派生なのだろう。